

令和6年第1回定例会

# 一宮町議会会議録

令和6年3月5日開会

令和6年3月14日閉会

一宮町議会

# 令和6年第1回一宮町議会定例会会議録目次

## 第 1 号 (3月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議会運営委員会委員長の報告	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長の施政方針	7
一般質問	16
篠瀬寛樹君	16
大橋照雄君	21
畑場博敏君	42
宇佐美信幸君	58
藤井幸恵君	63
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	75

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第20号～議案第24号の上程、説明、委員会付託	102
休会の件	108
散会の宣告	109

## 第 2 号 (3月14日)

出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	111
職務のため出席した事務局職員	111
議事日程	111
開議の宣告	113
議事日程の報告	113
議案第20号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
動議の提出	126
議案第20号に対する修正の動議	126
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	142

発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
動議の提出	147
日程の追加	148
一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置に関する動議	148
閉会の宣告	153
署名議員	155

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 5 日 （ 火 ）

# 令和6年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和6年3月5日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	畑	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鵜	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	鎗	田	浩	司	住民課長	目	良	正	巳	
福祉健康課長	森		常	麿	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課長	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問

- 日程第六 承認第 1 号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第七 議案第 1 号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第八 議案第 2 号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第九 議案第 3 号 一宮町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十 議案第 4 号 一宮町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十一 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十二 議案第 6 号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十三 議案第 7 号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 8 号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 9 号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 10 号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十七 議案第 11 号 町道路線の廃止について
- 日程第十八 議案第 12 号 町道路線の認定について
- 日程第十九 議案第 13 号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について
- 日程第二十 議案第 14 号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第二十一 議案第 15 号 令和 5 年度一宮町一般会計補正予算（第 5 次）議定について
- 日程第二十二 議案第 16 号 令和 5 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 次）議定について
- 日程第二十三 議案第 17 号 令和 5 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）議定について

- 日程第二十四 議案第18号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第二十五 議案第19号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第二十六 議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第二十七 議案第21号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
- 日程第二十八 議案第22号 令和6年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第二十九 議案第23号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第三十 議案第24号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定について
- 日程第三十一 休会の件



---

◎表彰の伝達

○議長（鶴沢清永君） 皆さん、おはようございます。

3月になり、少しずつ寒さも和らいできた今日この頃ですが、早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

さて、会議に入る前に、一宮町議会児童生徒表彰の要綱に基づき、令和5年度、特に優秀な成績を収められました生徒の表彰式をただいまより行います。

議会事務局より、受賞されます生徒のご紹介をいたします。

御園議会事務局長。

○議会事務局長（御園明裕君） それでは、本年度受賞されます生徒1名の方をご紹介いたします。

一宮町立一宮中学校3年、藤田真妃琉さん。

藤田さんは、JOCジュニアオリンピックカップ令和5年度ジュニアクイーンズカップ・レスリング選手権大会15歳以下の部、73キロ級及び令和5年度沼尻直杯第49回全国中学生レスリング選手権大会女子の部73キロ級において、見事に優勝されたものです。

それでは、表彰状の授与に移ります。

鶴沢議長、前にお願いいたします。

○議会事務局長（御園明裕君） 表彰状。一宮町立一宮中学校3年、藤田真妃琉様。

あなたは、JOCジュニアオリンピックカップ令和5年度ジュニアクイーンズカップ・レスリング選手権大会及び令和5年度沼尻直杯第49回全国中学生レスリング選手権大会において優秀な成績をおさめ、一宮町のスポーツ振興に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。

令和6年3月5日。

一宮町議会議長、鶴沢清永。（拍手）

○議長（鶴沢清永君） それでは、受賞されました藤田真妃琉さんから一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○受賞者（藤田真妃琉君） 本日はこのような場を設けていただき、ありがとうございます。高校に進学しても競技を続けていくので、更に進化した姿で一宮に帰ってこられるように頑張りたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（鵜沢清永君） ありがとうございました。

今後さらに活躍されることを期待いたしております。

以上で表彰式を終わります。最後に皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。

（拍手）

以上で表彰式を終わります。

---

開会 午前 9時08分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢清永君） それでは、皆さん、改めておはようございます。

本日から令和6年第1回定例会が始まります。休会中には各常任委員会で新年度予算について審議いただくなど数日にわたるものとなりますが、いつもどおりの慎重審議をお願いいたします。

ただいまから令和6年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番の吉野です。会期について、議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針をはじめとして、専決処分の承認1件、条例の一部改正10件、町道路線の廃止・認定が各1件、工事委託に関する協定の一部変更が1件、工事請負契約の一部変更が1件、各会計の補正予算が5件、新年度の予算議定5件であります。

なお、新年度予算の審議は、慣例により各常任委員会へ付託し審議をしまいたいと思います。また、一般質問は5名の議員から提出されておりますので、以上を勘案いたしまし

て、会期は本日3月5日より14日までの10日間としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（鶴沢清永君） どうもご苦勞さまでした。

---

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

4番、川城茂樹君、5番、大橋照雄君、以上兩名にてお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（鶴沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から14日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から14日までの10日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（鶴沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員、一宮聖苑組合議会議員からそれぞれ議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

---

◎町長の施政方針

○議長（鶴沢清永君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和6年第1回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会では、令和6年度予算案を中心にご審議を願うところでありますが、この機会に令和6年度の町政運営の基本的な考え方につきまして、所信の一端を申し上げ、引き続き議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、総務課所管の業務についてであります。

初めに、令和6年度当初予算概要について申し上げます。

令和2年からのコロナ禍における生活は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、これまでの制限が大幅に緩和され、4年ぶりに制限のない中で地域行事やイベントが行われました。観光客をはじめ多くの人出が見られ、以前のにぎわいが戻りつつあり、今後の社会経済活動の活発化に期待しているところであります。

しかしながら、一方で町民の生活に目を向けますと、エネルギーや原材料価格の高騰、円安による輸入コストの上昇で、食料品をはじめとする生活必需品の価格は、いまだに高止まりが続くなど、大変厳しい状況が続いております。

このような中、令和6年度の当初予算につきましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本構想に掲げる「躍動する緑と海と太陽のまち」の実現に向け、これまでの事業の効果検証を行うとともに、社会情勢の変化への対応、時代に応じた町民ニーズの把握など、着実に施策が進行できるよう編成いたしました。概要について申し上げますと、一般会計の総額は51億600万円で、令和5年度に比べ2.2%、1億800万円の増加となりました。

初めに、歳入の町税につきましては、個人町民税が定額減税の影響により減額となりましたが、企業収益の増加や家屋の新築などが影響し、前年度と比べて3,800万円増加するものと見込んでおります。

次に、歳出では、先般発生した能登半島地震を受け、自然災害の脅威を改めて痛感したところであり、防災への備えはこれまで以上に重要であると再認識したことから、防災関係備

品を増額したほか、新たに津波からの避難を呼びかけるための広報手段として、津波避難広報システムの整備を行い、情報伝達機能の強化を図ってまいります。

また、町民の皆様が健康で安全に毎日を過ごせるよう、新たに小児インフルエンザ予防接種や50歳以上を対象に帯状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成するなど、健康増進に努めるほか、福祉タクシーの利用対象者の拡充を行ってまいります。

そのほか、町の基幹産業である農業については、効率的かつ持続可能な農業の実現に要する設備導入費用の一部を助成し、新規就農者の育成と担い手確保に努めてまいります。

さらに、老朽化が進む中央公民館については、改修に向け、建設検討委員会の設置や住民ニーズ調査の実施、基本計画の作成を行うなど、生涯学習を行う学びの場としてはもちろん、地域づくりや地域振興に寄与する新たな交流拠点施設としての整備を目指してまいります。

次に、特別会計につきましては、3会計総額で27億8,711万7,000円、前年度に比べますと210万8,000円の増額となります。

主な増額要因は、国民健康保険で1人当たりの医療費の伸びにより医療給付費が増額したほか、後期高齢者医療では被保険者数の増加等に伴う後期高齢者医療保険料が増額したものです。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業会計につきましては3億7,571万3,000円、前年度に比べ1億6,636万8,000円の減額となりました。主な減額要因は、原地区汚水処理施設の改修工事が縮減したものであります。

今後も高齢者人口の増加、子育て施策、福祉サービスの充実に伴う社会保障費など、経常的経費の増加による財政構造の硬直化が懸念されるほか、老朽化した公共施設の整備等に係る費用の増加が予測されます。

本町の厳しい財政状況を踏まえながらも、新しい時代の変革をしっかりと捉えた施策を展開し、より豊かな一宮町を築き上げ、次の世代に誇れるよう、さらなる経費削減に取り組み、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、防災関係です。

1月15日に、ドローンを用いた津波避難広報システムの実証実験を釣ヶ崎海岸などで行いました。当日はサーファーの方々にもご協力いただき、会場でドローンからの警報の聞こえ方などを確認し、有効性のめどがつかしました。この結果を受け、令和6年度、Jアラートシステムと自動連携し、飛行も自動で行うドローンを活用した津波避難広報システムの構築を進めてまいります。このシステムの導入は、世界でも、仙台に続き恐らく2番目の例となり

ます。オリンピックの会場にもなり、サーファーや観光客などの注目を集める一宮町ですが、これにより安心して安全に海岸を利用することが期待できます。

続いて、防災行政無線デジタル化工事についてです。

令和6年度は8基の屋外子局と拡声装置の更新を行います。平成30年度から始まった本工事は、この令和6年度末の完了を予定しております。

続きまして、防犯灯についてであります。

平成23年度に1,064基、平成24年度に460基設置したLED防犯灯は、設置から10年以上経過しております。現在まで、球切れの都度修理をしておりましたが、耐用年数も経過し、一斉に球切れとなる危険性がございます。そのため、令和6年度から毎年約500基ずつ3年をかけて更新を行ってまいります。

続きまして、企画広報課所管の業務についてです。

ふるさと応援事業につきましては、令和5年度、ふるなびなど新たに2ポータルサイトの開設を行った効果もあり、過去最大の寄附申込みがあった令和3年度の約2億円に並ぶ見込みでございます。令和6年度につきましても、さらに2ポータルサイトの開設を予定しており、計7ポータルサイトの運用により増収を図ってまいります。

また、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震により、本町の人口と同等規模である石川県珠洲市において甚大な被害が発生しております。本町といたしましても、珠洲市の皆様のお手伝いをしたいということから、令和6年1月16日から、珠洲市の代理で本町がふるさと納税による寄附の受付を開始いたしました。2月下旬時点で約500万円の寄附申込みがございました。

なお、寄附の受付は3月末日までとなっております。石川県珠洲市の皆様に、多くの皆様からのご支援をお届けしてまいります。

続きまして、住民課所管の業務についてです。

まず、国民健康保険の関係です。

歳入における国民健康保険税につきましては、団塊の世代が、昨年度から引き続き国民健康保険から後期高齢者へ移行し、国保の被保険者が減少していることから、前年度予算と比べ約2,785万円の減少を見込んでおります。

一方、歳出の医療費につきましては、インフルエンザやノロウイルスなど、感染力の強い病気が近年蔓延していることから、今年度も医療費の増加が予想されます。

また、昨年度よりAIを活用した未受診者対策を実施し、約4%の受診率向上につながっ

たことから、今年度も引き続き実施することで、特定健診の受診率の向上を図り、病気の早期発見、早期治療による医療費の削減につなげてまいります。

次に、後期高齢者医療制度の関係です。

団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の被保険者数は年々増加傾向にあります。今後の医療費の増加に対応するために、令和6年度の保険料率につきましては、年間の保険料額の上限額を80万円とし、均等割額を4万3,800円、所得割率が9.11%に引き上げられます。今後も厳しい状況が続くことが見込まれますので、広域連合と一体となり、医療費の適正化に努めてまいります。

続きまして、国保、後期ともに関係するマイナンバーカードを保険証として使うマイナ保険証への移行についてです。

政府は当初、今年の秋をめどに現行の保険証の廃止を調整してきましたが、自治体や医療機関などの準備に余裕を持たせるため延長し、保険証の新規発行は令和6年12月1日までとなります。有効期限が残っている保険証につきましては期限日まで利用できますが、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを保険証として登録していない方につきましては、保険証の代わりとして資格確認書を交付する予定であります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてです。

初めに、高齢者福祉の関係です。

超高齢化社会が進展する中、その対応策の一つとして、令和6年度から福祉タクシー事業を拡充いたします。これは、高齢の皆様の日生活を支える移動手段の充実を図るもので、拡充する内容は、事業の対象者に、自動車運転免許証を自主的に返納された80歳以上の方を加えます。申請された対象者には、日の丸タクシーなど町にご登録をいただいている民間タクシーの利用券を年間最大2万4,000円分交付いたします。

次に、障害者福祉の関係です。

現在、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第7期一宮町障害福祉計画及び第3期一宮町障害児福祉計画の策定に取り組んでおります。本計画は、障害者施策のさらなる充実を目的としており、これまでの施策の成果の検証結果や、千葉県や長生郡市総合支援協議会など関係機関からのご意見を踏まえ、今月中には策定を終える予定となっております。計画期間中においては、本計画に沿った施策を効果的に展開し、障害をお持ちの方々の自立と社会参加について、支援策を一層推進してまいります。

続きまして、健康事業の関係です。

令和6年度から小児インフルエンザ予防接種の費用助成を開始いたします。インフルエンザへの感染予防、保護者の皆様の経済的負担の軽減、さらには、罹患することで必要となる医療費の削減を図るため、生後6か月から13歳未満のお子さんには3,000円を上限額とした2回の費用助成を、また、13歳以上の中学生には3,000円を上限額とした1回の費用助成を実施してまいります。

次に、50歳以上の皆様が対象となる带状疱疹予防接種につきましても、令和6年度から費用の助成を開始いたします。带状疱疹は、子供のときに感染した水ぼうそうのウイルスが原因となる皮膚の疾病であり、水ぼうそうが治った後もウイルスが体内に残り、加齢など免疫力が低下した際に発症しやすくなります。带状疱疹の発症と重症化の予防、高額なワクチン接種費用の負担軽減を図るため、不活化ワクチンを接種された場合について、1回当たり1万円を上限に2回分の接種費用を助成してまいります。

次に、産後における心身の不調や育児不安を抱えるお母さんとお子さんを対象に、宿泊型と日帰り型のサービスを提供している産後ケア事業についてですが、令和6年度から新たに、助産師による訪問型のサービスを導入し、安心して子育てができる支援の体制を強化してまいります。

次に、不妊治療に対する費用助成の関係です。

昨今、医療保険の適用範囲が広がりつつある不妊治療ではありますが、一方で、希望者が多い着床前診断など、国が先進医療と位置づける治療内容は保険が適用されず、いまだに不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担は大きいままとなっています。そこで、少子化対策の一つとして、令和6年度から不妊治療費助成事業に取り組んでまいります。子供を望むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当事者の年齢や保険適用の有無を問わず、医師が認めた不妊治療について、年度内10万円を上限に助成いたします。

次に、今後の新型コロナウイルスワクチン接種の見通しです。

全額公費負担による接種は令和5年度末で終了となり、令和6年秋冬期からは、65歳以上の方などを対象とした季節性インフルエンザワクチンと同様の定期接種を実施し、接種費用の一部は自己負担となる予定です。また、定期接種の対象から外れる皆様は、任意の接種として、全額自己負担による接種となります。いずれの接種も、国において詳細部分の議論が継続されておりますので、今後、具体的な内容が示され次第、接種を希望される皆様が安心して受けることができるよう、万全な体制を整えてまいります。

なお、定期接種の実施に伴い必要となる公費負担分に関しましては、次回以降の定例議会



において、適切に補正予算として提案させていただきます。

続きまして、介護保険事業の関係です。

今般、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画を策定いたしました。本計画は、中長期的な視点から、団塊ジュニア世代の皆様が65歳以上になる令和22年を見据えており、地域包括ケアシステムの深化をはじめ、地域共生社会や高齢者の安心・安全な暮らしの実現に向けた各種施策について、引き続き注力する内容としています。

一方、保険料の算定につきましては、介護職員の処遇改善や介護給付費の動向を的確に捉えた上で、保有する準備基金の効果的な活用を図り、計画期間中（令和6年度から令和8年度）の保険料基準額を、現行の月額5,000円から150円引き下げ、月額4,850円といたしました。

なお、65歳以上の皆様に実際にご負担をいただく保険料の額は、介護保険制度の持続可能性の確保を目的とした国の方針にのっとり、非課税世帯等への負担を軽くし、所得の高い皆様にはより相応のご負担をいただくこととしています。

これに伴い、今定例議会には、保険料改正に伴う介護保険条例の一部改正を提案しております。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてです。

まず、令和6年度の保育所入所児童数についてご報告申し上げます。保護者の就労等、保育の必要性により調整した結果、いちのみや保育所70人、愛光保育園72人、東浪見こども園45人、一宮どろんこ保育園131人となり、定員内となる318人の入所を決定いたしました。

近年の傾向ではありますが、0・1・2歳児の入所申込みが多いため、保育施設と協議を重ねた上で、多数の児童が入所できるよう慎重に調整をした結果、全ての保育所入所希望者が入所できることになりました。

次に、学童保育につきましては、この11月に新年度の申込受付を行い、審査・調整をした結果、全体で198人の利用決定をいたしました。

現在、町直営で実施している学童保育であります。令和6年度から雇用と運営に係る部分につきまして民間委託とする予算を計上しております。これにより、慢性的に見られる支援員、補助員の人員不足解消や、民間事業者の有する知識や経験に基づく資質向上が図れるものと考えております。今後、一部民間委託になりましても、児童が楽しく安心・安全に過ごせるよう、また、保護者様にとりましても安心していただける運営に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務になります。

まず、農業の関係です。

本町農業の持続的な発展のためには、担い手の確保が大きな課題であります。このため、長生農業独立支援センター及び関係機関との連携を一層密にするとともに、移住・定住施策とも連携し、親元就農や雇用就農、新規参入など、新規就農者の掘り起こしに努めてまいります。さらに、就農前から定着に至るまで総合的な支援を行い、認定新規就農者を含めた担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

また、農地の合理的活用のために、地域の将来の農地利用を明確化した地域計画の策定を進め、担い手への農地集積を推進してまいります。さらに、これとともに、農作物の安定生産や品質向上を図るための機械や施設整備に対する補助制度の充実を図る一宮町地域農業担い手支援事業を令和6年度予算に提案いたしました。

生産基盤の整備につきましては、一宮排水機場の整備補修を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。また、町内6組織が行う水利管理などの共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を実施してまいります。

次に、農業集落排水事業の関係です。

本事業は、昨年度から公営企業会計に移行したところでございます。引き続き経営状況を的確に把握し、経営基盤強化に取り組んでまいります。原地区汚水処理場の機能強化事業につきましては、現在、機械・電気設備の製作工事に着手しており、令和7年度の完了を予定しております。また、東浪見・北部地区処理施設も含め、適切な機能及び環境保全を推進してまいります。

続きまして、商工関係についてです。

コロナ禍が収束し、直接的な経済活動への影響は解消されましたが、エネルギー価格や物価の高騰等により依然として地域経済は大きなダメージを受けております。町では、商工会をはじめとする関係機関と連携を図り、中小企業等に適切な支援を行ってまいります。

次に、消費者支援では、インターネットを利用した複雑かつ巧妙な悪質商法や詐欺行為等から町民生活を守るため、消費生活相談や消費者教育の充実及び啓発活動の強化に継続して取り組んでまいります。

次に、観光の関係です。

国内交流の拡大やインバウンドの推進のため、観光プロモーションの強化に取り組めます。また、昨年再開したイベントや地域観光資源のさらなる魅力向上を目指すとともに、地域の自然、文化の保全に努め、地域社会及び経済の好循環を生む持続可能な観光地域づくりを目

指してまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、土木事業ですが、町道整備につきましては、各区からの要望等を基に整備箇所を選定を行い、道路機能の改善及び安全確保に努めてまいります。また、交付金事業で整備を進めています天道跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良事業につきましては、拡幅に伴う用地買収が全て終わりましたので、早期完成を目指し工事を進めてまいります。

次に、交通安全対策事業です。

道路交通法の一部改正により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。これに伴い、町では着用普及を推進するため購入費の一部を補助いたしたく、令和6年度予算に提案いたしました。

次に、環境関係ですが、昨年12月に制定いたしました迷惑防止条例について、町内宿泊施設約150軒に条例を周知するためチラシを送付いたしました。今後も地域住民や滞在者がお互いルールを守り、迷惑行為のない、快適で住みやすいまちづくりを目指してまいります。

次に、有害鳥獣対策事業ですが、年々、イノシシやキョン、アライグマが餌を求め、人里まで生息域を拡大し、捕獲数も増加しています。令和5年度に一宮町鳥獣被害防止計画の見直しを行い、令和6年度から令和8年度を計画期間として策定した本計画に基づき被害防止対策を進めることで、本町の農作物等を鳥獣から保護するとともに、町民の安心・安全な生活環境の確保を目指してまいります。

次に、公共下水道事業ですが、長期大規模改修事業の4年目を終了する中央ポンプ場は、今年度はこの3月に浸水時のポンプ稼働を維持するための耐水化工事が完了します。5号ポンプの長寿命化工事につきましては、工事の延期に伴い来年度に繰り越し、工事を継続してまいります。

築30年を迎え、いまだ老朽化の著しい中央ポンプ場のその他の設備につきましては、今後もストックマネジメント計画に基づき、国庫補助事業を活用した長期的な改修を実施し、町民のさらなる安心・安全な生活に資する施設の機能確保を図ってまいります。

続きまして、教育課所管の業務になります。

まず、学校教育関係です。

令和6年度に一宮小学校と一宮中学校がコミュニティ・スクールを導入し、それぞれの学校に学校運営協議会を設置いたします。なお、東浪見小学校は令和4年度にスタートしておりますので、町内3校全てに導入が完了いたします。

これにより、保護者や地域住民の方々が一定の権限と責任を持った上で、学校運営に参画することが可能となることから、家庭・学校・地域が一体となり、よりよい教育環境の実現に取り組んでいくとともに、今後も地域とともにある、特色ある学校づくりを推進してまいります。

次に、教員の働き方改革の一つといたしまして、全校に学籍管理や成績管理等の校務を一括して管理する校務支援システムを導入し、教員の業務負担の軽減や教育の質の向上に努めてまいります。

次に、学校施設整備につきましては、東浪見小学校では学校の西側に設置されている倉庫の老朽化に伴い、新設撤去工事を行い、安全性の向上を図ります。一宮小学校では相談室に空調設備を設置し、心身ともに安心して学習に取り組める環境を提供いたします。

次に、学校給食事業については、令和6年度も第3子以降学校給食費無償化事業を実施し、引き続き多子世帯における経済的負担の軽減を図ってまいります。

今後とも、未来を担う子供たちの豊かな成長のため、安心・安全に学習に取り組める環境や学習保障の提供、そして学校と地域が一体となった教育の実現に力を入れて取り組んでまいります。

次に、社会教育関係です。

まず、「新編一宮町史」の編さん事業についてですが、令和5年度は専門家で構成する編さん委員会を中心に、県内外で調査を進めました。また、町史に関連した講座の開催や報告書の刊行など普及啓発も積極的に行いました。令和6年度は、町に関する歴史研究をまとめた「一宮町史研究」の創刊号を刊行し、引き続き計画的に編さん事業を進めてまいります。また、町民に親しまれ、様々な分野において活用できる「一宮町史」を目指します。

さらに、本年は、一宮町綱田出身の政治家、関和知氏の没後100年の節目に当たり、講演会などを開催し、郷土の偉人の功績を知る機会を創出していきます。

次に、社会教育施設関係です。

町の図書室は現在、外部からの蔵書検索に対応していない状態ですが、令和6年度中に図書システムの入替えを行い、インターネットからの蔵書検索や予約が可能となります。読書環境の利便性を向上させることで、町の図書室の利用促進につなげてまいります。

また、中央公民館の整備につきましては、町民の方々に構成された建設検討委員会を設置します。また、町民アンケートや聞き取り調査などを行い、利用者や住民の意見を取り入れながら、よりよい施設となるよう事業計画を進めてまいります。

社会教育施設については、全般的に老朽化が進行しているため、設備の更新を図りながら、皆様が安心して創作活動やスポーツのできる環境を順次整えてまいります。

終わりに、本定例会には、令和6年度の各会計予算案5件、令和5年度の補正予算案5件、専決処分の承認1件、条例の一部改正案10件など、合わせて24件の議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。私の施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で町長の施政方針を終わります。

---

◎一般質問

○議長（鶴沢清永君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

---

◇ 篠瀬寛樹君

○議長（鶴沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 私は2点質問ございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目ですが、迷惑防止条例制定後の対応について質問いたします。

まずもって担当課には、条例制定までご尽力いただきましたことを感謝いたしております。

令和5年12月議会にて可決された条例について、制定後に多数の新聞記事やメディアに取り上げていただき、このような条例は千葉県下初であり、近隣市町村でも同様の事案もあり、注目を集めておると思います。本来では、このような条例がなく問題が未然に済んでいれば一番いいのですが、一宮町として明確なルールを示したことをありがたく思っております。

しかし、迷惑防止条例を罰則なしで可決したこの条例では、迷惑行為が防止できるかは甚だ疑問が残るとの声を上げている方もいらっしゃいますが、この条例により地域住民と滞在者などがお互いにルールを守り、共存でき、知らない方などには注意ができる後ろ盾となっていくことでしょう。

もう一度言いますが、一宮町として明確なルールを示せたことが一番重要です。そこで、制定後の周知や対応方法について質問いたします。

まずは、制定内容を事業者などに周知してもらうことが一番大切です。事業者等への周知方法と現状について伺います。

次に、地域住民の対応ですが、幾ら条例があっても、今後、ルールを知らなかったり、今までどおり近隣に迷惑をかける方などがいることが予想されます。以前もお話したとおり、有事の際は土日・祝日や夜間など役場業務時間外がほとんどです。警察を呼ぶ場合もあることが予想されます。警察と役場の連絡体制なども含めて、地域住民の有事の際の対応方法について伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、篠瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、住民への周知といたしまして、広報いちのみや1月号に掲載いたしました。その後、民泊事業届出者及び旅館業営業許可者合わせて約150軒、事業主だけでなく滞在者にも条例を周知するため、施設への掲示用チラシを郵送いたしました。また、新聞記事やメディアで取り上げていただいたおかげで、町内において開業している事業主から条例内容の問合せも数件あり、利用者への周知など徐々に浸透していると感じております。

今後は、町外に居住しており、セカンドハウスや別荘を所有する人たちにも周知したく、固定資産税納税通知書にチラシを同封し、滞在時等の意識啓発を図るとともに、新たな民泊等の計画相談があった場合においても条例内容を説明し、開設前から周知することにより、住みやすいまちづくりを目指してまいりたいと思います。

次に、地域住民の対応方法ですが、篠瀬議員のおっしゃるとおり、迷惑行為が発生することが予測されるのは宿泊者等が増える週末や夜間など、多くが町の業務時間外になってしまいます。しかし、地域住民の生活環境を損なうような迷惑行為などが発生した場合には、茂原警察署の巡回や指導などの協力体制も構築しておりますので、ご不安なときには警察にご相談ください。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 企業などの別荘等を所有の方々への周知も含めて、引き続きよろしく  
お願いします。

それでは、警察対応について再質問させていただきます。

条例制定前は、警察対応をお願いすると、基本的には民事非介入であり、クレームがあつたことを当事者に伝えたり、お願いベースでの対応しか取れなかったと思います。条例を制定したことにより、警察も条例ベースでの対応を取っていただけるのかを伺います。

また、警察対応後の一宮町への報告や情報共有はどのようになっているかを伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 篠瀬議員からの再質問にお答えいたします。

個人や企業などの別荘所有者については、令和6年度固定資産税納税通知書にチラシを同封し、広く周知してまいります。

夜間や週末など、警察への通報があった場合には、迷惑防止条例を基に注意し指導してもらうよう、茂原警察署並びに一宮幹部交番と協議済みでございます。また、その通報に対する警察対応について、町に情報を共有する体制も整っておりますので、警察による指導内容に応じ、その後の措置を講じてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○1 番（篠瀬寛樹君） それでは2点目になります。サーフィンでの町全体への経済効果について質問いたします。

町長の目標であります「サーフィンの経済効果を全町に広げます」、経済効果について質問させていただきます。

経済効果の考え方はとても難しいと思います。広く経済効果を考えると、一宮町はサーファーが集まることによる経済効果、サーフォノミクスを2015年10月のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で打ち出し、サーフストリート構想を、2022年3月の改訂版第2期一宮町ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略を目標に尽力されていることと思います。

今回の経済効果の考えは、サーフォノミクスでの考え方ではなく、全町に広げるための経済効果です。一町民としてサーフィンの経済効果を実感しているかといえば、あまり感じていない方が多数だと考えます。一つの経済効果の考え方として、サーフィン関連での税収が上がり、それを基に町民サービスに充てています。そうやって言えば、確かに全町に広がっているとは思いますが、サーフィンをしていない地域住民の生活にも実感できる経済効果の普及を考えますが、このサーフォノミクスの6本の取組策では、全町民への施策とはあまり感じ得ません。町長の考える経済効果とは、今後どのような理解で経済効果を考えているのかを伺います。

また、今後、全町民が実感できる経済効果にするためには、どのような施策を考えているのかを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員のサーフィンでの町全体への経済効果に関するご質問にお答えします。

本町が考える経済効果としては、主に税収を軸としたサーフォノミクスでございます。このサーフォノミクスのさらなる深化として、サーフィンをいつとき来訪者増加のきっかけとし、人や物の流れを変えることで、サーフストリート周辺だけではなく、経済効果を町内全体へ波及させます。

波及させる手段として、東京2020オリンピック競技大会、世界初のサーフィン競技開催をきっかけとしたレガシーや本町の知名度をさらに活用したサーフォノミクスを持続していくための各種施策を展開してまいります。

具体的には、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略でお示ししておりますオリンピックレガシーとしてのサーフォノミクスの拡大に向けた各種取組をはじめ、また、それ以外の施策として、海岸駐車場やトイレ及びその周辺の整備、また来訪者や住民の暮らしの安全・安心を確保するため、有事の際に避難を知らせるドローンの導入、さらに、働く場の確保として、移住・定住者による新規就労支援なども行ってまいります。

そして、これらの取組により関係人口の創出、さらには定住人口の増、税収増につながると考えます。実際、ここ数年の決算ベースでの町税の推移を見ても、2020年度はコロナ禍も



あり一旦落ち込みましたが、2021年度のオリンピック開催を機に右肩上がりとなっております。本年度も増収の見込みでございます。

本町としては、サーフォノミクスにより事業者の利益を増やしていくこと、また、町民の皆様には、その増収を柱とした各種施策により経済効果を実感していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 再質問はいたしません。町長、私は議員になってから6回目の定例会で、今まで一般質問、再々質問まで含めると36回の質問になったんですが、まだ一度も町長に答弁いただいたことがございません。悪い意味ではなく、町長が執行部としっかり協議ができているからだと思っております。

しかし、今回の質問は町長の目標であります「サーフィンの経済効果を全町に広げます」、この部分の経済効果の考え方について質問させていただきました。答弁では、簡潔に理解すると、サーフォノミクスで増収を上げて、増加分を柱とした各種施策により経済効果を実感してもらうというものでした。

しかし、今までいろんな一般質問の中でサーフォノミクスの答弁をしておりますが、全町民が実感できる経済効果にするためには、サーフォノミクス以外の部分で、町長の考えや町の将来像をお聞きしたく思いました。サーフォノミクスの6本の取組策では、全町民への施策とはあまり感じ得ません。

サーフォノミクスの経緯は、馬淵政権以前からあるサーフストリート構想を、馬淵町長2期目の約2年前に改定したものが現在だと思っております。

中身を簡単に確認しますが、1つ目、釣ヶ崎海岸の観光案内所により、駅周辺と海岸部の人の流れを創出する。できてはおりますが、現状あまり経済効果が上がったとは思いません。2つ目、長年方向性も見えない道の駅構想、3つ目、企業版ふるさと納税を募集し、町の活性化につなげる事業を実施する。現状、これ現実的ではありません。4つ目、風を利用した再生可能エネルギーの調査検討。これも話が進んでいるのでしょうか。5つ目、空き家バンク。今どこの市町村もこれやっております。6つ目、サーフィン保護区認定。これやると何か話が進みましたが、認定後の町長の施策が重要だと思っております。

私はサーフォノミクスが駄目だと言っているのではなく、素晴らしいことだと思っております。しかし、サーフィンの経済効果を全町に広げる町長の目標は、サーフォノミクスでは厳しいと思っております。確かに、移住者の増加により税収は上がっておりますが、何か施策によって増えたとは思っておりません。

今回は再質問いたしません、どうなるか分かりませんが、改めて6月議会にて質問させていただきます。大胆な政策のかじ取りをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鵜沢清永君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

ここで、会議開会后1時間経過いたしますので、15分程度の休憩といたします。  
会議再開は10時15分です。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時14分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 大橋照雄君

○議長（鵜沢清永君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋照雄君です。

私の一般質問は大きな題目で3つありまして、一つずつやっています。

1番に関しては、その中に細かいのが3つありますので、一つずつお願いします。

まず1番、広報いちのみや1月号に町長の新年挨拶がありまして、その中で今後取り組む重点項目というのが掲げられていましたので、この点について伺います。

まず1番目、子育て、教育の強化とあります。これは現実としてどのような具体的なことをやっていくのか、もし説明できたらお願いします。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、大橋議員のご質問のうち、1点目の子育て、教育の強化についてお答えいたします。

広報いちのみや1月号の新春あいさつの中で、教育分野につきましては4点の重点項目を

お示いたしました。

まず、1点目の通学路の安全確保では、今年度、一宮町Slow for Kids宣言を発表いたしました。これは子供たちの登下校時の交通安全確保の観点から、ドライバーの皆様に、通学している子供たちの姿を見かけたら20キロ以下で走行していただくようお願いするものです。これまでに看板の作成、ステッカーの配布、防災行政無線での周知を行ってまいりましたが、この活動の輪をさらに広げていくため、今後も周知徹底を図ってまいります。

次に、2点目の教育環境の改善と内容の充実では、ICTを活用した学習環境の整備として、各小中学校に電子黒板やプロジェクターを補助いたします。また、教職員の業務効率化を図るため、校務支援システムを導入します。これにより、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、子供たちの学力向上や豊かな心と健やかな体が育まれるよう努めるとともに、楽しい授業、分かる授業の展開につなげてまいります。

次に、3点目の地域との連携強化では、令和6年度から町内全ての小中学校に学校運営協議会を設置いたします。この制度は保護者や地域住民などが一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組みで、これまで以上に地域と連携した学校運営を図れると考えております。

次に、4点目の経済的負担の軽減では、令和5年度から実施しております第3子以降の学校給食費無償化事業を令和6年度も引き続き実施いたします。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

まず、ただいまの説明は町長の説明というふうにお聞きしますが、交通安全、それから楽しく、分かる授業をやります、それから地域と連携した学校運営をします、そして第3子以降の給食を無償化しますと、そういう内容だったと思いますが、このような説明ですと、子育ての部分がちょっと欠落しているんじゃないかとまず思います。それから給食の第3子無償化は、これはたしか国か県の事業で、町の独自の事業じゃないと思いますので、これは町としての事業ではないですね。

それから、そのほかにいろいろ使うところがあると思いますが、その辺の予算がちょっとよく見当たらないので、例えば無償化なんですけれども、最近各自治体では全部無償化とい

う動きがかなり出ています。だから、ここで力を入れるのであれば、その辺も考えたらどうか、その辺のお答えをお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えをいたします。

主に教育課長からお答えをして、学校に上がられた方々が中心のお話を差し上げたわけですが、先ほど私の施政方針の中でも申し述べさせていただきましたけれども、子育ての一環としましては、特にインフルエンザの予防接種の補助というものを差し上げるということで、これは小さいお子様から中学生までということでございますので、お子様方にも差し上げられるものだと思います。

それから、この給食費の無償化の動きについてでありますけれども、これまでの議会でも皆様からご質問をいただきました。これは子育ての世代の皆様の経済的負担軽減ということで、私はぜひやりたいと、もう何度もお答えをしているところであります。ただ、これはやはり金額がかなり大きくなりますので、現在の私どもの町の様々な大きな課題、特にご存じのとおり、公共施設の老朽化対策ということで莫大なお金を必要といたします。そうしたことを考えますと、これは直ちに始めますと、年間約5,000万ほどの支出を恒常的に私どもの町で出していく必要があります。なかなかそこまでの展望を開き切れなくてもがいているところではありますが、私としてはこれ以前の議会でもお答え申し上げたとおり、段階的な無償化が可能かどうか実は検討いたしております。本年度予算で、実は私としては、これは部局の皆さんと相談した上で第2子まで無償化できないかということで検討いたしました。が、現在より約1,400万円増加ということで、このインフルエンザ、あと私が今考えているものでは、これは新年度に入ってからでありますけれども、国民健康保険の子供さん方の負担についても少し調整させていただこうという考えがあります。

そういったことを、全体をにらんだ中で、今ご存じのとおり鹿児島県ですか、県の主導で全て無償化するというのが始まっております。それから、これは過去の答弁でも申し上げたんですけれども、政府・与党の幹部の中からも、政府のイニシアチブで無償化してしまおうという意見も出ています。こうしたことをもう少し見定めて、どこかで必ず決断しようというふうにならざるを得ないところでもあります。

大橋議員のおっしゃるとおり、これは一日でも早くできたほうがいいんですけれども、私

ども非常に苦しい財政状況の中で課題が多くありますので、いましばらく足踏みをしているという残念なところ、正直なところ、そういうことであります。

ご質問ありがとうございました。以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 今、町長の答弁をいただきました。財政的な面で非常に厳しいので、今後さらに検討が必要というような内容と受け止めました。

ところで私は、公民館の建設の関係でちょっと町のほうにも提言したんですが、補助金とかあるいは交付金をうまく活用すると、非常に経費削減が図れるような計画がつかれる、そういうことを申し上げました。そういうものをうまく使うと5,000万ぐらいのお金は捻出できるんじゃないか、そういう思いがありますので、その辺をぜひ一度検討して、十分検討してください。

それから参考になりますが、いすみ市はこの間、新入生に軽いランドセルを無償で配布すると、そういう内容の新聞記事がありました。そしてさらに長生村は、卒業アルバムを作るに当たり1人当たり1万円を補助する、そういう内容も計上されていました。一宮町はこういうような内容の補助とか援助はないんでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ありがとうございます。そうした動きについては私どもも存じております。私どものところは、先ほど申し上げましたように、なかなか本当に大きな課題の積み残しがございまして、これへの取組ということで多額の費用を必要としますので、一気に飛び立てないんでありますけれども、ただ、そうした子育て支援策、いずれも一定の効果を発揮する可能性があります。私といたしましては、今、一宮町では残念ながら直ちにその適用ということまで進んでおりませんが、十分その近隣市町村の施策を注目いたしまして、どれだけの効果があるのか見極めながら、私どもの町でもできるところから進んでいきたい。決して退けるということはず、正面から受け止めさせていただいて、できるところから一宮町の施策としても反映させていきたいと、そのように考えているところであります。

それで、一つだけちょっと申し上げると、本当に大きな課題がなくて、最初の施政方針で

も申し上げたんですけれども、現在全体に税収が上向きになっておりまして、ふるさと納税も堅調であります。そういうところで、この様々なプラス要因を全てこういった子育てなどに投入できるとすれば、本当に一宮町は他の追随を許さない子育ての町になって、さらに今の、今でも移住者の方はいらっしゃるんですけれども、主に子育て世代の方です、80%以上が子育て世代の方、そういう方がさらにお越しいただけると町の活力がさらに増すと思うんですけれども、残念ながらその大きな課題があるがゆえに、そこに一気に踏み切れないと。ここは大橋議員からご判断いただくと大変ご不満のところかと存じますが、私も気持ちは共有させていただいております。ただ、本当に残念ながらそういう課題が山積する中で、一気に踏み切れないというところでありまして。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

大橋君、次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問、②津波に対する防災力向上というのがありました。これは具体的に今こんな状態なのでこうしますよというような説明があればありがたいです。お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 大橋議員さんの一般質問にお答えさせていただきます。

新春あいさつに掲載いたしました津波に対する防災力についてということでございます。

津波対策につきましては、まず海岸部への情報伝達回路の強化としまして、令和6年度はドローンによる津波避難広報システムの整備に取り組みます。こちらにつきましては施政方針でも述べましたが、令和5年度に役場屋上でドローンの自動飛行による離発着や釣ヶ崎海岸でドローンからの警報が海上のサーファーの皆様聞こえるのか実証実験を行い、有効性が確認できたところでございます。

このシステムは、津波警報などが発令された際は、2台のドローンがJアラートと連携し、自動で飛び立ち、あらかじめ設定されたコースを飛行し、海岸利用者に広報するものを計画しております。このシステムの実現により、避難を呼びかけに行き、津波に巻き込まれるような二次被害を防いだ津波避難広報が可能になります。また、一宮町は面積に比して広い海岸線を有しておりますが、効率的に海岸線全域をカバーすることが可能となり、海岸利用者

の迅速な避難の一助となります。

続きまして、インフラ関係では、海岸の県道飯岡一宮線と山側の国道128号線をつなぎ、津波のときの避難道路としての機能も期待される町道1-7号線の拡幅を令和6年度も引き続き進めてまいります。

防災にはゴールがないものと認識しておりますが、引き続き防災力向上のために、真摯に事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの総務課長の答弁ですと、まずドローンを導入して海岸利用者の対策を行いますよと。それから、いつも度々お答えいただいているんですが、町道1-7号線がもうじき拡幅は終わりますよ、これが対策ですというようなことでお聞きしています。しかし、川の南側が全然避難道路としていつも出てこないんですけれども、この辺の考えは、計画はあるのかどうか、その辺を伺いたい。

それから、あの能登半島の災害で私の脳裏に浮かんだのが、一宮町の縮小的な災害じゃないかというふうに、私は思いました。一宮町と違うのは津波の被害が全く違う。そこで、防災の関係の町の発行しているものを見ましたところ、総合戦略の中になぜか防災が入っていましたので、それを見ますと、高さ10メートルの津波が襲来したときに想定をしたことが書かれていました。それで、まず一時避難所の体制がどのくらい能力があるのか、それから避難場所から避難所の体制、これがきちんとできているのか、その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 再質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

津波発生時には、まず避難が必要な場所にいる方は原則徒歩で指定緊急避難場所等へ避難していただき、まず身の安全を確保していただくことが第一優先となります。10メートル級の津波が襲来した場合、一宮町の人口分布を考えますと、駅から下のほうの半数以上の方が被害を受けることが考えられます。そして津波の危険性が去った後に、ご自宅に戻れない

方などが避難所へお越しになると考えられます。

一方、避難所の収容人数につきましては、以前のご質問でも回答させていただいたように、通常の避難所で不足する場合には、一宮商業高校や町の教育委員会とも連携を図り、各学校の特別教室棟や、場合によっては普通教室などの開放も想定をしております。これらにより3,000名弱の収容が可能になると考えられます。そしてこのほかに、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を活用しまして、町外等への避難も検討してまいります。

また、遠隔地との災害協定は、笛吹市や小さくても輝く自治体フォーラムでも締結しております。これら協定先への避難や過去の災害や、現在の能登半島地震の例を見ますと、国や県が中心となり広域避難が行われることも想定できます。

公助として、行政ではこのような対応が考えられますが、最大級の災害への対応について、全て公助で賄うには限界があるのも事実でございます。町民の皆様におかれましても、避難所はあくまで選択肢の一つと捉えまして、自宅が被災していないのであれば、在宅避難、また親戚、知人宅等への避難など、あらかじめ準備を行っていただくことも重要と考えます。

また、津波避難道路につきまして、南側の計画ということでございますが、現在、1-7号線の拡幅、こちらを最優先に行っておるところでございます。南側につきましては東西に走る主要道路が幾つかございますが、1-7号線が終了した後につきましては、1-11号線とか、いろいろな東西に走る道路、こちらのほうをまた順次進めることがよいのではないかと考えておりますが、まず今現在は、優先して1-7号線を進めてまいりたいと考えております。また、町の事業ではございませんけれども、引き続き長生グリーンラインの早期整備、南総一宮線の早期完成につきましても、県等へ引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再々質問をお願いします。

まずドローンなんですけれども、これは飛び立ってから目的地まで何分ぐらいかかって、あとどのぐらいの時間でその機能を果たせるかというのが問題になると思うんですよ。それが終わっちゃうと、もう使えなくなっちゃうような気がするんですけども、その辺はかなり課題が残ると思うんですが、その辺の見解をまずお願いします。



そして災害を防ぐには、まず最終的には、てんでんことという言葉がありますが、個人が最終的には全部やるんだよというのが常識だというふうにも聞いています。しかし、個人ができない部分は行政がやるんだよというのも一つの常識なんですね。だから私としては、行政はここまでやるから、あとは皆さんやってくださいと、もし協力できることがあったら協力しますよというのが、私は行政のスタンスじゃないかと。

それで、度々私が申し上げているんですが、情報が行き届かない、ドローンは海岸利用者に対処した情報伝達の方式なんですけれども、その前に住んでいる方に情報が届かないというのが私の耳にも何回も入りますし、それは私が議会からも何度もお知らせしているんですが、それに対する具体的な行動を、この機会でするので取るような計画をつくりませんか。それをお答えをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） まず初めにございましたドローンの関係でございますけれども、ドローンにつきましてはJアラートと連携しまして、まず情報を受信した段階で発信するまでに約2分ぐらい、自動で出るまでいろいろな操作がありますので、2分ぐらいかかります。そこから、役場屋上を飛び立ってから海岸までは3分ぐらいで到達します。ですので、5分ぐらいあれば海岸には届きます。海岸から広報していくわけですが、2台のドローンで海岸線を広報して、バッテリーの寿命としまして三、四十分というところでございます。そういった中で見ますと、三、四十分して戻ってまいりますので、予備バッテリーも町のほうでは一応確保して対応を考えております。ドローンにつきましてはそのような状況でございます。

また、防災のほう、これまでもご質問いただきましたが、情報が届かないというようなことでございますけれども、町のほうでは一応、他メディアとか、いろいろなメディアを使いまして情報を発信しておりますので、情報が届かないということはないと思いますが、そういったところでも分からない方につきましては、順次また町のほうでも確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問の中で、情報が届かない方がいらっしゃるんではないかというふうにおっしゃっていただきました。特に津波については、正確に即時に情報を

差し上げないといけません。ですので、そういうことがないように、今個別の避難時の要支援の皆様へは個別の支援計画というのも策定中なんですけれども、今改めて議員からご指摘いただきましたが、私どものほうといたしましてもこの網羅率をできる限り100%を目指して、今再度その体制を考えようということでやっておりますので、議員のご心配が小さくなるように、そこは私どものほうで、実際に情報が届いていない方がどれぐらいいらっしゃるか、そのあたりもきめ細かく調査をして、そういう方々へどうやって情報を差し上げるか、そこも一緒に考えさせていただければと思います。その課題は必ず解決をさせていただきたいと思う次第であります。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） ただいま町長の答弁をいただきまして、今後努力するというので、私も協力させていただきますので、ぜひ一緒にやりたいと思います。

3番目、③地場産業の強化、これについて、これも度々町長の施政方針とかいろいろところで出てくるんですけども、具体的にどういうふうにしてやって増強するのか、この辺が毎回出てこないの、その辺の具体策をぜひ説明いただければと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を願います。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、農業や観光といった地場産業の増強についてお答えさせていただきます。

まず、基幹産業である農業についてですが、農業従事者の高齢化などが進み、農家数や農家従事者など、いずれも減少傾向にあることから、地域農業の持続的な発展を図るためには、担い手の確保と育成が重要と考えております。このため、効率的かつ安定的な農業経営と、それを目指して経営発展に取り組む認定農業者や認定の新規就農者の確保、育成を推進しております。

担い手の確保、育成については、近隣町村と県、そして農協が一体となった長生農業独立支援センターにおいて、就農相談や就農に向けた支援策などの確かな助言や支援を行い、新規就農者の確保を図っており、現在7名の新規就農者を迎えております。今年度以降も、新規就農の開始を予定している研修生も複数名おり、引き続き新規就農者の確保と育成に努めてまいります。

また、将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の策定を進めるとともに、農地の大区画化やスマート農業の推進のほか、荒廃農地の発生防止や農業水利施設の長寿命化など、地域資源の適切な保全管理を推進してまいりたいと思います。

今後も地域農業の継続的発展を図るため、営農を続ける意欲ある農業者の支援をするとともに、農業者の声を伺いながら、生産現場の課題を的確に把握し、農業振興に取り組んでまいりたいと思います。

続いて、観光についてでございますけれども、オリンピックを契機としてサーフィンが楽しめる町としての注目度が高まっており、観光客が増加傾向となっております。また、近年では、民間企業において古民家を活用した宿泊事業やグランピング施設の新規参入のほか、景観を有効利用した飲食店舗数も増加するなど、町の知名度の優位性に着目した事業展開も多く見られております。

そのため、観光客誘致によるさらなる地域経済活性化を図るためには、このサーフスポットとしての魅力を活用しながら、サーフィン以外の食や文化などの多様な魅力を発信し、交流人口の増加と宿泊を伴う周遊、そして滞在期間の長期化を図り、観光消費額の増加につなげるのが重要と考えております。

観光客数の増加につなげる具体策といたしましては、花火大会をはじめとした集客力の高いイベントの実施や、来訪者の方々などに町のPR誌の配布、そしてさらにはSNSを活用した情報発信を積極的に行いまして、町の魅力を広く周知するとともに、それぞれの観光地が連動して集客を高める取組を一層深めるため、観光関連の事業者が参加します九十九里地域市町村連携チームや中房総観光推進ネットワーク協議会のほか、長生地域観光連盟を通じて、観光資源の発掘や情報共有を図りながら、共同PRや情報発信を行いまして、観光産業の強化に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

まず、ただいまのご説明を聞くと、農業者の声を伺いながらということなんですけれども、今までに多分農業者の方とはいろんな面談をされていると思うんですが、農業者はどんな声があったんですかね。それに対して町はどういうふうに答えるようなことを行ったのか、そ

れで今後さらにどうするのかを説明してください。

あと食文化の発信とはどのようなことなんですか。

それから、観光消費額を増加させるとは、町のどこの事業者が増加するようにするのか、その計画があるのかどうかを説明ください。

観光関係で、案内などで約1,000万円以上の経費が予算組みされていますが、この経済効果は非常に問題になるような事業になると思いますので、その辺の経済効果の計画等があるかどうかを説明ください。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 多岐にわたっての再質問にお答えを差し上げたく存じます。

まず、農業者の皆様との協議、特に農業者の皆様にとどのようなサポートを差し上げるべきかという、農業者の皆様とのお話合いの中で出てくる議論、これについてお問合せをいただきました。これは様々ございます。例えばトマト農家の皆様からは、最近、ご存じのとおり、タバココナジラミよりもっとちっちゃいオンシツコナジラミというのが、温室のトマト黄化葉巻病を引き起こすということで、これが悩みになっております。これを従来の5ミリの大きさの目の網だとオンシツコナジラミは入っちゃうんだそうですね。そこで3ミリのスクリーンの補助が欲しいよと、これは野菜出荷組合の皆様から総会のときに頂戴して、私どもの町はこれを導入させていただきました。

また、梨の組合の皆様からは、今、火傷病という、これは結構深刻な病気で、細菌によって引き起こされるんですけども、梨の枝先が火にあぶられたみたいにぐったりしちゃって枯れてしまうということなんですけれども、これは木全体にかかってしまって、今効果的な治療法がない。現在、中国大陸と朝鮮半島にはこれが既に広がってしまっている。それについて、今、火傷病の対策で町のほうへサポートが欲しいということも梨組合からもいただいております、それは私どものほうで差し上げさせていただく予定です、令和6年度。また、この火傷病に伴って、梨の花粉を中国から大量に輸入していたんですけども、これが火傷病の侵入を引き起こす可能性があるということで、急遽これが中止になりました。この花粉の確保についてもサポートが欲しいということなどもご相談をいただいて対応を考えているところであります。そうした生産者のお立場での様々なご議論もいただいております。

また、これはイチゴ農家の方からは、今、一宮のイチゴというのはかなりいいんだそうで

す。先ほど篠瀬議員の一般質問でのご質問で、サーフィン効果はどうですかということでございましたけれども、イチゴ農家の方に伺ってみると、他のところと違って、一宮町は海岸部にサーフィンでお越しになられる方が大勢いらっしゃって、その方々がイチゴ摘みにも結構おいでになって、他の地域にはない消費の厚みを生み出しているというのと、これはイチゴ農家の方から直接町のほうへ寄せていただいた意見でございます。その中でイチゴ農家の皆様は、イチゴ栽培者が、一宮はまだまだ期待がある。しかし現在、お互い見知ってはいるけれども十分な連携が取れていないので、町の主導でイチゴ研究会みたいなものをつくって、そこで情報の共有、それから戦略の共有ということで、共に繁栄する回路をつくっていきたくて手伝ってほしいということもいただいております、これも積極的に応じてやっていこうということで考えております。

また、水稻作については、先ほど私の施政方針の中でも地域計画ということをお願いしました。実際には今私どもの水田もかなりあるんですけれども、しかしもう少数の大規模な米作農家の方に集約されてきています。この方々の中で、いかに今度は、田畑がある程度錯綜しているわけですね。耕作する場所が錯綜しています。それを地域ごとに集約して、ビッグファイブと言われる5名の方が代表でありますけれども、その方々が効率よく地域で米作ができるように、そういう計画を町役場と一緒にやりたいというふうにおっしゃっていただいて、それを今取りかかって一緒にやっているところであります。

そういう形で様々に、農業者の方とは一つ一つ現場のお声をいただきながら、町のほうでそれを支え、また前へ進めるお手伝いを差し上げているということでもあります。

もっとたくさんあるんですけれども、今ちょっと代表的なものを幾つか挙げさせていただきました。

それから、食文化の問題ということでもありますけれども、これは観光と関わることなんですけれども、例えばダンベイキサゴ、ながらみでございますね。ああいうものを召し上がるというのは、なかなかほかの地域にあるものではなくて、オリンピックのときですか、森JOC会長が見えたときにながらみを召し上がって、おいしいねとおっしゃっておられました。観光の回路ではそういった地域特産をなるべく紹介したい。

私どものはまぐり祭り、これは毎年、これはもう何年も続けておりますけれども、大変ご好評で、九十九里浜の食文化として、ハマグリは皆様に大変歓迎をされている。それを町のほうもバックアップさせていただいている。あとは伝統食、巻き寿司ですとか、なめろうですとか、こういったものもこの地域の特産です。私どもの町でも、外からのお客様が役場、

あるいは私をお訪ねいただいた際は、必ずおもてなしのときはそういうもので、皆様にこの地域の特性を味わっていただくということでさせていただいています。観光の回路で観光ガイドブックなどでもそういうものを載せさせていただいているというところでもありますけれども、町としてはそういったものをプロモーションしていきたい。

さらに先般、国からの補助金をもらってインバウンド再始動の補助金を、これを町のほうで申請していただきました。このときも一流のシェフによる地元の食品、こういったものをおいしいお料理にさせていただいてご堪能いただいたということで、大変お料理にもご好評いただいたと伺っております。そうしたことで、各種回路で食文化の発信に努めているということでもあります。

あと、観光などの効果がどこの事業者にとということでもありますけれども、私どもの一般的に、もちろん観光、「るるぶ」とか、あるいはSNSでの発信、ユーチューブなども場合によってはありますけれども、そういうものによつての場合は、特定の事業者の方はそこでははっきりしません。しかし、私どもの産業観光課で主管の商品券、あるいは宿泊の補助券など、これはコロナのときから盛んに何度も何度も波状にやってまいりましたけれども、これはもう町の中にある事業者の方が一体何枚、その補助券や商品券をそこで消費された方がいらっしゃるのか、数量もはっきり分かります。それでかなりの多数の町の中の事業者の皆様がその受益者となっているということ、私どもは明確に確認をいたしております。ですので、これは一定の効果を私どもはかりながら行っているというふうにお答えを差し上げさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの町長の答弁によりますと、今後民業で組織をつくって、さらにいろいろな計画を立てながら前進していくようなお話だったと思います。

そしてまた、食の文化という面では、いろいろ一宮町ではないような、そういう特産金などもアピールして、ぜひお客様にニーズを増やしていくと。

そして、どこの事業者がどうなるかというのは、ちょっと説明がよく分からなかったんですが、いずれにしてもこの観光事業というのは、歳入を目的とする事業になると思うので、ただお金を使ってPRして、お客さんが来ましたが、けれどもお金を使う場所がなくて、あ

りがとうございましたで済んじゃうと、非常に無駄な事業になっちゃいますので、その辺を十分考慮した事業にしてもらいたい。その辺をぜひ、毎回その前段で話が終わっちゃうので、ぜひそこまで追求した計画を立ててほしい。

それから、農業者と私もちょっと若い方なんかと交流があるんですが、一番困っているのが売り先なんです。売り先がなかなか思うようにない。自分たちの思うような価格で売れるような売場を見つけなきゃ、農業ってなかなかやれないよというような声が聞こえています。それはおっしゃるとおりで、そのためにいろいろなノウハウのものを、付加価値をつけた農産物を作ってそれを売り込むというのは非常に理想的なんです、その売り込むところまで農業者がやっていけないというような方が結構いらっしゃいます。だから、そこで町のトップたる町長がその売り先をトップセールスとして探したらどうだ、そういう声も何名かから上がっています。ぜひその辺を町長の気持ちとして、その辺までやるつもりがあるかどうかお答えいただければと思います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） かしこまりました。まず、観光施策について効果がどこまで上がっているのか計測しながら進んでほしいということでございます。

これはかつて、例えば私どもの町のオリンピック到来の前ですけれども、釣ヶ崎海岸で国際的なサーフィン大会を行うというときにも、経済効果をどうやってはかるんだと。先ほどの篠瀬議員のご質問でも、経済効果はなかなか計測は難しいんじゃないですかということをおっしゃっていただきました。このときはちばぎん総研のほうにお願いをしてアンケート調査をして、1人当たりの町内での消費額というものを出して、実際の経済効果というのを、それを基に算出しました。そういったことを、これは一定のお金はかかりますけれども、ある程度断続的にしろ行いながら、この施策の効果をはかりながら進んでいくというのはあるべきことかと思しますので、観光協会、あるいは商工会などとも連携しながら、そのあたりの効果の測定ということについて、今後何らかの、よりその実像を反映できそうな回路があるかどうか考えて進んでいきたいと思っております。

農作物の出口戦略、これについては、私は大いにそれをお手伝いしたいというふうには個人的には思っております。ただ実は、私のほうから、いろいろ農業者の方と大変親しくさせていただいていますので、様々なこととお話するんですけれども、具体的にこういうふうな

ことで、これが販売先がなくて困っているんだよとか、そういうようなお話まではなかなかいなくて、私のほうはお手伝いを申し上げたい気持ちはやまやまなれど、具体的にどこをどういうふうにおつなぎをしたらいいのか、そこまで具体的なお話をなかなかいただけていないところが現状であります。ただ、私としてはそういうふうなことがはっきり見える段階では、必ずそれはお手伝いをしたいなというふうには思っております。

ですので、例えば一つ私が、これはご依頼いただいたわけじゃないんですけども、友人とかにお勧めしたこと、例えば町で新しく出た加工品とか、ちょっと珍しいなと思ったものは、友人のところへ私からも買って送ったりとか、そういうことはしておりますが、それじゃ本当の意味での出口戦略とまではいきません。生産者の方から、ここをこういうふうに広げていきたいんだというふうなご要望、もし大橋議員の耳にも入りましたら、私にも共有させていただければ、そこは私の存じ上げる皆様にも精いっぱいお願いをしておつなぎをして、いい結果を差し上げるように努力いたしますので、どうぞ私にもご情報をいただければと思います。

以上であります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） ただいま町長が、言ってくれば協力しますよというような内容でお答えいただきましたので、今後農家の皆さんの声を集約してお届けしたいと思います。

次に、大きな2番目に入ります。

公約のない施策の確認はどうしたらいいんだという、そういう声が私の元に届きますので、ぜひこの辺をひとつ町長にお答えいただきたい。令和5年12月の議会答弁で、馬淵町長の自己評価点80点を町民は確認できない。公約のない施策に対してその評価の根拠は。また、一貫して公約がないと主張する理由は何か伺う。有権者に公約の説明をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、公約という言葉なぜ私が用いなかったかということは、令和3年の第2回の定例会で大橋議員からご質問いただきまして、私のほうからお答えを差し上げた次第であります。また、この私が選挙前、あるいはその選挙の後でも結構でございます。様々なメディアで



町民の皆様にご案内した目指すべき目標として掲げたもの、これを皆様のお立場で公約と捉えていただいて、いわゆる公約と捉えていただいて全く差し支えないというふうなことも、既に令和3年第2回定例会のご質問でお答えを差し上げた次第であります。ですので、その私が差し上げたものをご覧いただいて、そのように皆様でご評価いただければと思います。

この自己評価80点というのは、私、外からの課題に対する対応として自分ではそう思いますと申し上げたのは、主にこれはオリンピックとコロナという、この町だけじゃなくて恐らくどこでもですけども、未曾有の大きな課題であります。外からやってくるということですね。私どものほうの固有の内発的な文脈ではない。その巨大な問題、しかもナショナルレベル、あるいはインターナショナルレベルのものであります。それに対して私が中心に自ら奮闘してこれに応答してきたわけなんですけれども、今振り返りまして、皆様の中にこの二つの巨大な課題に対して町の取組が非常に拙劣だったというご評価は、幸いにして伺わないわけであります。もちろん100点とはいかないのかもしれませんが、いわゆる英語で申し上げればアクセプタブルというんでしょうか、それは一応容認できるねというふうなものとしてご評価いただいているのかなと、今思うわけであります。その中で、そういった感触というのは、これは私の学生のときの中学生、高校生ときの感触ですけども、その観測が大体テストのときの80点の感触に似ておりましたので、外から来た巨大な未曾有の課題に対する応答が、自分としては80点ぐらいいいけたんじゃないかということで申し上げました。

その他の個別なことについては、これはもう私がどうこうというよりは皆様で、先ほど申し上げましたように、私がいろいろと皆様にご案内差し上げた媒体、この中にこういったものを目指していきたいと思っておりますということでご案内いたしました。それをご覧いただいて、それぞれにご評価いただければ幸いに存ずるところであります。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁の中で、目標であって、公約ではないけれども公約ですよとっていただいても結構ですよというような内容でした。この言い方でいきますと、これは個人的な目標であって、自分としては公約と思っていないけれども、皆さんが公約と受け取ってもらっていいですよというような受け取り方なんです、ということは、自分としては公約じゃない、しかし町民の方が公約という理解をしても別に構いませんというよう

な受け取りになるんですね。ということは、目標というのは自分のことだけであって、公約というのは公の約束なので、町民との約束ということになりますので、ちょっと意味合いが違うんですよね。だから、勝手に公約と考えてくれればいいんじゃないのというようなことを言われても、公約ということがやっぱり前提でないと、なかなか話としてはつじつまが合わなくなってきちゃうんですよね。

その自己評価で80点とって発言していますが、町民の方は何やっているか見えないじゃないかと、そういうことを言っているんです。だから自己評価80点は、公約だったらクエスチョン点、あるいは80点というのは1,000点満点の80点かということにもなっちゃうんですが、その辺は町長はどう思われますか。

以上、お答えください。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 公約という言葉、その言葉を私が使わないということについて、それはもう使わなかったということでありまして、それが例えば法律に触れるとか、そういうことではないので、皆様のほうでいわゆる公約と捉えていただいていると。つまり私はその言葉は使っていないけれども、中身的には皆様にこういうことをいたしたいと思っておりますのでご期待くださいと申し上げているわけです。ですから、その期待に応えていないねというふうにお考えいただくのであれば、そのようにご評価いただいても結構でございます。そこはもう皆様にお委ねするということでもあります。私がこうしていただきたい、ああしていただきたいと申し上げるところではありません。

この80点については今申し上げたとおり、オリンピックとコロナという、巨大な外部からの大津波でありますね。これへの応答について私で自ら感ずるところを申し上げたということでもあります。

それ以外の個別的なことについてはちょっと申し上げていないんですけれども、皆様のほうで見えないとおっしゃるのであれば、それはじっくりご検討いただいて、やはり駄目だねと、0点だねというご評価も、それは私はそれぞれのお立場で採点していただくわけですから、甘受させていただきます。そこはお任せ申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 公約じゃない目標がいっぱい掲げられていまして、それをどこまでやったのかというのが確認できないよと、そういう町民の声がありまして、その自己評価点80点が本当に正しいのかということ、町民の方が私のところに声をかけてきました。

ある町民がこんなことをおっしゃっていたので、アメリカの戦闘機でレーダーに映らない戦闘機があります。これをステルス戦闘機と呼ぶんだそうです。町民が確認できない町政運営はステルス町政と呼びますが、これでよろしいですかというような、その回答をもらいたいという方もいたので、ぜひ回答をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁をお願いします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私はたくさんのメディアで、私が目指す方向性というもの、これを実現したいというものを差し上げましたので、それがどこまで実現できているかということで、それぞれ評点をつけていただけたと思いますので、できないというのは、それは私としてはそのご判断について受け入れざるを得ないんですけれども、日本語で書いてありますのでどうぞお願いしますということであります。

ステルス云々というのは、それはもう私が四の五の申し上げることじゃなくて、それぞれにご判断いただければと思います。ただ、私は全て自らの方針というのは、この一般質問もそうでありまして、施政方針でもそうでありまして、個人的な後援会の意見表明でもそうでありまして、全てそういうところには明示させていただいておりますので、それをもって私の実際の仕事のご評価をそれぞれにいただければとお願いをいたす次第であります。よろしくをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 答弁終わりました。

大橋照雄君、次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 3番目、大きい3番目に移ります。

中長期計画のない行政はいいんですかというような内容なんです、町長は総合計画（中長期）を廃止しました。これで将来を見据えた行政ができるのか町長に伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の3点目の中長期計画のない行政はに関するご質問にお答えします。

令和3年第2回定例会におきまして、大橋議員のご質問の中でも既にお答えしておりますが、総合計画につきましては、国の地方創生交付金等を活用して様々な事業が展開できる一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一本化し令和3年度に策定、そして翌年度の令和4年度から本計画に基づき様々な事業を展開しているところでございます。

第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、従来の総合戦略や総合計画との関連性をお示しさせていただいておりますが、人口減少対策や地域活性化などの方向性を示した従来の総合戦略に当たる部分を重点戦略に位置づけ、町政全般に関する分野別の指針を示した従来の総合計画に当たる部分を基本施策として位置づけております。

また、将来を見据えた行政ができるのかとのご質問でございますが、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の町の将来像として、本町の目指す将来像を掲げてございます。これを目指して町政を進めております。具体的には、本戦略において4つの基本目標であります各種施策展開を通し、本町が有する最も基本的な財産としての緑と海とそしてそこに降り注ぐ太陽の恵みを基本に、生き生きとした躍動感ある暮らしの場をつくっていくこととなります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

まち・ひと・しごと総合戦略というのは、これは人口減少に特化した政策なんですね。ところが、町の総合計画というのは全体の計画なんです。だから、本来この総合戦略の中に総合計画を組み入れるということは非常にナンセンスじゃないかと私も思っているし、ほかの方もこれはおかしいよという方が何人もいます。総合計画がなくて総合戦略があるということ自体がまちづくりにとって非常に方向性が見えない、そういうような内容になってしまうんじゃないか。だから、町でも総合戦略のときに、アドバイザーとして千葉大の関谷教授が参加していろいろアドバイスを受けていると思うんですが、関谷教授もこのまち・ひと・しごとの総合戦略の中に、これを組み込んで妥当だねというふうにおっしゃっているのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、ただいま再質問、総合計画がないと方向性がないのではないかと、有識者会議等での意見はどうなんだというところのご質問でございますが、先ほども答弁しましたとおり、総合計画と総合戦略を一体化してつくってございますので、その方向性がないわけではなく、以前の総合計画にも長期的なところも、基本施策としてこの中に組み入れてございます。有識者会議では、確かに関谷教授なんかは、前の総合計画もいいものなので残したほうがいいんじゃないかというご意見もありましたが、最終的に町側の考えとしてこれを一体化して一本化しようというところで、このかじ取りをしたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） やはり関谷教授はおかしいなと思ったと思っております。私もおかしいと思っておりました。

それで、パブリックコメントをやりますよということも書いてあるんですけども、それはやりましたか。それと、本当にこの戦略で10年、20年、50年先の施策ができるのか、その辺の2点を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまの再々質問、パブリックコメントは行ったのかというところと、今後10年、20年後にそういったところの方向性がちゃんとかなうのかというところのご質問だと思いますが、まずパブリックコメントのほうは行っております。そして、この10年、20年後のことは、先ほども申し上げたとおり、町の将来像の中でそういった皆さんが、生き生きとした躍動できる暮らしができるよということによって方向性は示しておりますので、これは5年ごとの計画になりまして、今の社会情勢の変化に対応できるようにということで、5年間のスパンでまた見直してまいりますので、その辺は十分確保してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この中長期的な見方が総合戦略だけではなくるのではないかということでもありますけれども、これは何度かご答弁で既にお話をさせていただいたところでもありますけれども、国の制度改正がありまして、総合計画は必要ないということになったわけがあります。どうしてそういうことになったかということも私どもも考えまして、結局今、社会情勢の非常に激しい変化があります。その中で、より、もちろん議員のおっしゃるとおり、短期的、中期的、長期的な目標というのは必要なんですけれども、正直言って、議員もそうでいらっしゃると思うけれども、50年後に私どもの町がどういうふうなものを目指すべきかというのをなかなか展望しにくいですよ。50年前を思い起こしていただくと、今のDX化というか、こういった世の中の状況を当時はなかなか展望できなかったと思います。これはやはり、もちろん一人一人が尊重されて豊かな経済生活、文化生活、社会生活を送る、こういうことについて50年後も100年後も何の変化もない、これはもう議論の余地のないところでもありますけれども、実際のところ国がなぜ総合計画をなくてもいいですよというふうにしたかということ、全国で人口減が非常に、我が町はそうでもないわけですが、人口減がもうナショナルワイドの課題であります。そういう中で、機動力を持って各自未来を切り開いてほしいと。そういった国のほうからの、時代を読み取った上でのこの判断があったと思います。

私どもは、議員のご判断と近いんですけれども、両方残そうかという話もあったんですが、コロナの来襲ということもありまして、我々としては、これはもう総合戦略という短期的なもの、そしてその下に、ちゃんとここで基本施策に総合計画に盛り込んでいただいたものを全部きちんとここに温存しよう。この二層で言わば一つのもので、二層に構成することで、総合計画と総合戦略、中長期的なもの、短期的なもの、両方とも確保しようというつもりでやりました。

ですので、今後もこの二層の構造というのは維持して、中長期的なこと、それから短期的なことを共に町の課題として持っていくということを約束したいと思います。つまり、もう一回申し上げますと、国のほうが制度改正をしたというのが、恐らくその50年後がなかなか簡単には見極められない。むしろ人口減の中で、短期的に決戦をしてほしい、そういうメッセージだったと思います。しかし、私どもはそれも理解しますが、一方で議員のおっしゃるとおり中長期的な目標も必要だと思うので、そういう二層構造にしたという、そういう判断

であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

---

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

今議会は予算議会であります。5月に町長選も控え、町長の政治姿勢も検証できる質問になるかどうか、3点の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

1問ずつやらせていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） はい。

○12番（焔場博敏君） 1番目の質問は、南消防署の移転問題であります。町広報の1月号で「南消防署の移転を進めています」、この記事が2面を使って特集をされています。そして、新庁舎建設までのスケジュール予定も示されておりました。2回の住民説明会が開かれた、これで進めていくということでしょうか。アリのバイ的に住民の声を聞いたからこれでよし、こういうことで見切り発車をする、こういうことでしょうか。住民説明会で住民は納得したのでしょうか。様子をお知らせいただきたいと思えます。

私がアリのバイ的に、このように住民の声を聞いていたのではないかと、見切り発車ではないかと、こういう失礼な言い方をしたのは、2016年6月の議会で、今から8年前の一般質問の中ですけれども、馬淵町長初当選の最初の議会で所信表明が行われました。町長自身の政治姿勢として、①として現場主義に徹する、②としてできるだけ多くの方々に早い段階からプランニングに参加してもらい、情報公開と住民参加の考えであります。3つ目として、町の事業者、住民、町当局にとって直接的に財政的潤いをもたらす戦略を取ること、この三本柱を基本的な柱とする、こういう表明がされておりました。この消防署の移転問題、当初の政治姿勢から変わっていないのか問いたいのです。

南消防署は築50年、早くから議会の総務委員会でも、現場踏査の中で老朽化が指摘され、建て替えが要望を出されておりました。その中には、町の特殊性として、JRの線路が町を東西に分断している、こういう事情、神門の踏切が駅に近いために開かずの踏切になってい

る、なりやすいことが挙げられ、新築の消防署の位置を決定する際については、町の中心に移動が望ましい、こういう合意がされておりました。

この問題では、広域消防が8署体制から6署体制に変更になったことが大きな問題を生んでいるわけでありますけれども、当初の8署体制の方針で白子町や長生村は町の中心に消防署の移転が実行されました。その後、広域の方針が8署体制から6署体制に移行し、この方針が出されて、長柄、睦沢、一宮が大きな影響を受けることとなります。具体的には、緊急車両の現場到着時間が遅くなり、総務省消防庁の掲げる基準では、消防車で現場まで5分以内が目標である。また、救急車では9分43秒以内ということが言われております。現在でも釣や綱田地区、ここは物理的にも13分以上の時間がかかる状態であります。6署体制で南消防署が睦沢により近い場所に移転するというのであれば、さらに時間がかかる、こういう物理的な問題が生じております。

広報の町長からのコメントでは、睦沢の佐貫分署廃止を踏まえて、睦沢町長と協議をし、現行案にかじを切った、こういうふう述べております。しかし、佐貫分署はすぐ廃止というわけではなくて、今後10年間は存続するというふうに聞いております。脳の病気や心臓の疾患で1分1秒を争う救急救命の拠点で、経済的理由で後景に追いやられていく。このことがよいとは思いません。再考を訴えるべきだと思いますが、町長の見解を求めます。よろしくお願いたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 焔場議員さんの一般質問についてお答えをさせていただきます。

まず、住民説明会の様子ということでございますが、住民説明会につきましては、今年の10月22日に候補地の地元区を主な対象とした説明会、それから11月19日に全町民を対象とした説明会を実施し、1回目が参加者12名、2回目が18名の方にご参加をいただきました。説明会では、南消防署の現状、新消防庁舎の考え方、建設までの今後の大まかな流れ等が説明されました。

ご参加された方からは、1回目の説明会では、現在の進捗状況についての質問や全町民を対象とした説明会を広く広報して行くべきではないかのご意見を賜りました。これを受けまして開催した2回目の説明会の質疑では、8署から6署体制に移行していくことに関連する内容が主なものでございました。6署体制への移行につきましては、質問者からは救急車



の到着時間が遅くなるのではないかとというご質問に対しまして、署の減数イコール救急車の減数ではなく、南消防署の救急車が1台増となる計画であること、命に関わる要請の際は、消防署の管轄にかかわらず一番近い場所にある救急車が現場に向かうことになっているため、場合によっては、岬分署や長生分署などからも出動されることにより、影響は許容できる範囲に留まるなどの説明が消防本部からございました。また、6署体制への移行について、町民に情報が行き届いていないのではとのご意見もございましたので、広報1月号に特集を掲載いたしました。

住民の皆様の反応といたしまして、説明会にご参加いただいた全ての方にご納得いただけたとは考えておりませんが、地元区の区長や広報後の町民の方々の反応を鑑みて、おおむねご納得いただけているものと考えております。

6署体制への移行については、理想を言えば8署体制を維持したほうがよいとは理解しております。しかしながら、馬淵町長が就任された後、広域では8署体制の維持は共有されておらず、むしろ睦沢、長柄町の2つの分署の廃止を前提とする6署への減数案が両町の町長を含む多くの首長によって提言されてきました。

こうした中、特に睦沢町長から睦沢町の佐貫分署廃止を踏まえて、南署の位置は睦沢町を十分カバーできるところで考えてほしいとの強い意向をいただきました。佐貫分署につきましては即時の廃止ではなく、補助金等の関係で10年間は施設を維持することになると聞いておりますが、一宮町にとっては、もはや8署体制を前提とした町中央への移転案は維持できないと判断し、県道南総一宮線上の現行案へとかじを切った次第でございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で説明会の様子等分かったわけでありますけれども、町長の政治姿勢で言う、できるだけ多くの方々に早い段階からプランニングに参加してもらう情報公開と住民参画の考え方です。こういう、前に説明があった内容とは相入れない進め方であったんではないか、このように思われます。

広域の管理者会議で、8署体制から6署体制への方針が示され、それに合意して現在計画中の場所にかじを切ったとありますけれども、それはそれぞれ時系列的にどういう流れであ

ったのか説明を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 8署体制から6署体制へ移行するというので、それを受け入れたとき、それから睦沢町の町長さんから、この南署が睦沢をカバーするよというふうなことの意向をいただいたのはいつかということですが、これはいずれも私が登板して間もなくであります。もう直ちにそういうことであります。実際私も、私が就任する前の議事録も拝見してじっくり見ましたんですけれども、確かに消防委員会などで8署体制というのは答申されたんですが、特に茂原市の財政難ということから、今の負担率、茂原市と町村の負担率を維持したままでは、今後8署体制での改修は受け入れられない、そして負担率の全面的な見直しをしなければいけないということが、繰り返し茂原市のサイドから提言されている。そして、それに応じられないのであれば、もう削減しかありませんということで、実はご存じのとおり、8署体制というのと、これはコンサルから出したものだと思いますけれども、5署体制というものが既にその段階であって、そういう案の中で、8署体制が一度は選ばれたんですけれども、茂原市の強いご意向の下で、首長さん方は非常に苦慮されていらっしかった。

その中で、もう睦沢町としては、人口の張りつきの少ない佐貫分署について、これを削減対象にすることもあり得るという、そういう認識が早くから示されていたことを私もしっかりと確認をさせていただきました。そして、それを私は就任して間もなく睦沢町長からもいただきましたし、全体の管理者の、これは管理者会議で、正式にこの話は実は議題に上らなかった。それは議事録を見ても分かるんですけれども、しかしそれと離れたところでの町村長会議などでは結構話をしていました。そういう町村長会議だったか、それか私的な回路だったかそこまでは覚えていないんですけれども、ただ何度もそういうことを話して、先輩方皆さんがもう既に削減ということで方向を定めていらっしやるということも早くから認識しました。ただ、一宮にとって、もう既に稲荷塚にと決めていただいたということも存じていましたから、それはどういうふうなことなんだろうと思って、向こうにも、それはこちらには届いていないのかとかいろいろ聞いたんですけれども、その痕跡はないということでありまして、私としてはもう、新しく行った私が全体状況の中で、これを一宮町に即した形で変更していただくのは、諸先輩方がもう一つの方向で共有していらっしやるという中で、もう

無理だというふうによくから判断しました。

ただ、具体的にどうしたらいいかということまでは、その段階ではまだもう少し様子を見てというふうには思っておりましたが、睦沢のお立場は確固たるものがありまして、一貫して変わりませんでした。私としては、そのことが正式に広域全体の共有になった。これは消防委員会からの答申も、私がそのようなことをこちらからお願いしたわけでも全くありません。全く関係ない回路から、結局茂原市のご意向を踏まえて、6署体制へということでのそれを認める結論が出てきました。そしてご存じのとおり、広域の議会でも、管理者のお立場で茂原市長がそれを答弁なさったということです。

それを受けて私は、これは令和元年の12月20日、私の後援会だより16号でしたか、そこでこの問題について詳しく記させていただきまして、南総一宮線上に求めざるを得ないんだということをそこで既に、もう今年が令和5年ですから、これは5年以上前にご報告を差し上げた次第であります。そしてその後、何度も議会ではこの問題について一般質問でご質問をいただいて、その都度お答えを申し上げてきました。全く私はこの答弁は変えていません。ですからこの問題については、私は最初から皆様にこの状況についてはきちんとお話を差し上げたし、私自身がそこで一宮町にとって大事な案を意図を持って覆したということは全くありませんので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

広域のほう、私は本当に広域のほかの管理者の皆様にも、どうですか、管理者会議に上がったことがないんでしょうかと、一宮の案が。平野町長も長生村の小高村長も全くないよということで、一度も上っていないということで断言しておられました。ですので、私としてはこの問題については、そういった先輩方のご意向の中に私が新たに加わる中で、そういう認識を共有せざるを得ない状況から、もうスタートしたというふうにご理解いただければと思います。

ただ、何度も申し上げるようですけども、私は一宮町のほうの可能性ってあるんじゃないかと思いましたが、いろいろ聞いてその痕跡がないか調べたわけですけども、それはないということでしたので、以上であります。それは放棄せざるを得ないなというふうに判断しました。いつだったかも覚えていないですけども、早い段階でその痕跡がないということを確認してもらって、実は何度もやったんですね。今回も再度私、ご質問いただく前にやりました。でも本当に痕跡がないということですので、私としてはいかんともし難かったというふうなことであります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

爇場博敏君。

○12番（爇場博敏君） 再々質問をさせていただきます。

今、町長が就任されて間もなくの話だということで、ただ、一宮の特殊事情というのはその前からもちろんあって、そういう話が引き継がれていたのかいないのかよく分かりませんが、一宮の全域をカバーするには、やはり今JRの鉄道の線路が分断していますので、宮原の跨線橋に行くか東浪見の跨線橋を通るかということで、どうしても海岸方面とか、あるいは綱田方面、釣の一番外れの方面に行くには時間がかかっているわけです。

そういうことで、新築の話の中ではぜひ中心部にとということで、話がずっとあったわけですね。ところが、今度の移転案はさらに睦沢方面に行くということで、物理的にそのカバーされるところが穴が空いてしまうということの心配で、どういう時系列かということを知りたいわけですね。

資料を頂いた中では、令和3年の2月17日に消防本部から候補地を選定してほしいと、そういう依頼があったとか、3月25日に睦沢町から移転するのであれば、佐貫分署が廃止になるので睦沢に近いほうに持ってきてくれと、そういうような強力な要請があったということで、この資料を見ますと、令和3年の3月25日に現在の予定地域にかじを切ったというような内容が書いてあります。それを一応3地区を指定して、広域の本部に提出をして、広域の本部からは、令和3年の4月15日に現在の予定地域が一番望ましいというような回答が来たというような資料になっていますけれども、先ほど町長、管理者会議かあるいは市町村長の会議か、そういう話が最初に出たときに、もうそういう方向でほかの首長さんは意見が出ていないというようなことをちらっとおっしゃいましたけれども、白子町と長生村は、8署体制の体制で既に中心部に消防署が移っているわけですね。そういう中で、一番被害といえますかね、不利になるところが声を上げないと、俺たちは言いづらいよと、これがその当時の首長さんの本音なんですよ。そこで、一宮の馬淵町長は、今までの経過があるので保留をすとか、よく町民の意見を聞いて判断するというような手法を取ればよかったんだけど、そうっていないと。これは結果論になるかどうか分かりませんが、町長就任の最初のお約束と、また信条としていたことと相当違うんじゃないかと、このことを指摘しているわけです。この点での見解があれば伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 保留すればよかったということでありますけれども、私はその段階で幾つかの認識がありましたんですけれども、消防で、今の舩場議員のご質問の中で、もう基本的に南署が一宮町に出動するという、そういう前提でお話しいただいております。長生分署ができるという中で、これは消防本部のほうからも聞いたんですけれども、従来よりもはるかに機動力を増して、そして一宮の東浪見方面までカバーできますよという話は、これは消防本部のほうから聞いた記憶があります。個人的に聞いたので、議事録とかないんですけれどもね。

それから、これもそうなのかと思ったんですけれども、これは一宮町で高齢者の方の見回りの、例えば郵便局さんとか、新聞配達さんとか、牛乳屋さんとか、そういう方々が集まって、高齢者の見守りにお手伝いをいただいている、そういうのの会議の場所だったと思うんですけれども、消防署長さんから、消防署に電話をしてこられる方が、住民の方から119番でいらっしゃるんですけども、それは駄目ですと。そうすると実は、消防署からまた千葉市のほうにある出動の本部へ電話をしてそれからということになるので、二重手間になってかえって時間がかかって無意味ですと。全て千葉市のほうで一括してやっていて、最も近いところにいる消防車、あるいは救急車が出動するというシステムだから、南署には電話しないでくださいというふうにおっしゃっていたのを記憶しているんですけれども、その前にたしか消防本部のほうから、要するに千葉市のほうの指令センターのための経費が出ているということをおっしゃって、そういうシステムなのかというふうに思った記憶があります。それがいつだったかちょっと思い出せないんですけれども。

ただ、私はそういうことも踏まえて、令和元年に私が皆様に差し上げたところにも、長生分署のことも書かせていただきました。要するに、南署の位置が、もし南署だけが一宮をカバーするのであれば、今、舩場議員のおっしゃるとおり、それは大きなマイナスになりますけれども、そういった出動のシステムの変化、それから長生分署というものの整備ということでカバーするところが変わってくるということの中では、睦沢は佐貫をなくすって言うわけです、町長がね。私は、住民の方が平気なのかなと思いましたがけれども、これは一貫してそういうふうにおっしゃっていました。ですので、私としては、佐貫が先ほど申し上げたように、その前提には茂原の判断があります。

今後、郡市の人口がどんどん減っていっっちゃう中で、今の負担率で8署体制を茂原市が柱になって維持するのは絶対ごめんだというふうにおっしゃっていたわけです。その中で減数として、入山津については、これは人口があそこは張りついているから、今回津波でやられそうだったから早くやろうということが管理者会議で何度も出て、結局実行に進んだようです。ところが、それがもう実施という段階で私は参ったわけですが、その段階ではもう減数のことしか上っていませんでした。そこでは佐貫を廃止するんだから、一宮が南署を一宮だけのものと考えないでほしいということは強くおっしゃっていた。

私はその町長のご判断に対して、もちろん一宮としてはこっちがいいに決まっています、真ん中が。でも、なくすというご判断を、今これから茂原市の負担がもう重いと言っているうちに、睦沢町長がそこまでおっしゃっているときに、私は広域という場で、我々だけは悪いけれどもやらせてもらう、それだったら一宮が全部お金を出せばできたかもしれません。その決断は、私はできなかったんです。ですので、分かりましたと、じゃ、一宮へのこの波及というのがどれだけマイナスなのか、そこら辺を見極めて、最終的に私はそれに乗るかどうかが決めようというふうに思った次第です。

もう最初からそういうお話はあって、言わばそこから身動きが取れない。だからあとは位置をどれだけ一宮本体に近づけるか、睦沢方面に近づけるかというレベルの議論だなというふうに、もう当初から早い段階で私は感じました。そのことは、そうやっても令和元年の後援会ニュースでも申し上げましたし、過去の何度もの議会の一般質問で申し上げていますので、そこは私が作為をもってこの一宮の案を葬ったわけではないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、確かに一宮としては原案のほうがよかった。そこは私としても、一宮だけで言えばそうだと思います。ただ、睦沢をカバーする力が決定的に下がりますよね。どこかが削減しなきゃいけないわけです。もう佐貫と味庄しかなくなる候補はないんですよ。そうすると、線路下のカバーを長生分署でお願いするとか、綱田のカバーを岬分署でお願いするとか、そういう文脈も確かに消防本部はそういうことを申しておりますので、共有せざるを得ないなというふうに思いました。

以上であります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 次に移りますけれども、その前に、やり方の問題を問題にしたんで

すね。町長がそういう諸事情でかじを切ったというところに、住民への説明はないわけです。全部かじ切ってから、これで納得してくれという説明会をやったと。議会で何回か取り上げられていたということがありましたけれども、その中では僕がいない時期がありますから、それは分かりませんが、まだ場所の決定や何かには至っていないというような答弁でした。だから、じゃ、どこになるのかな、今までのあれが生きているのかなという、そういういろいろそれぞれ思いがあったと思います。だから、そういうふうの問題というか、町長が今まで言ってきた住民参画でやっているんだというところの手法と、苦しい胸の内は分かりますよ、管理者会議に行って。そうであれば、ちょっとそれは保留してもらってそれを住民にお知らせをして、こういう状態だからかじを切りたいんだということがやれなかったのかどうかということで、そういう意味合いで質問をしました。

次に移ります。

○議長（鶴沢清永君）　ここで舛場博敏君に申し上げます。

質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時です。

休憩　午前11時50分

---

再開　午後1時00分

○議長（鶴沢清永君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番、舛場博敏君、次の質問をお願いします。

○12番（舛場博敏君）　2点目の質問をいたします。農業問題について伺います。

農業は町の基幹産業であるという認識は、町長も同じであるというふうに思います。今、国では、60年続いた農業基本法、11年に一部改正して名称を変えましたが、これが大きく変わる食料・農業・農村基本法改正案、これが2月27日に閣議決定して、今通常国会に提出することが決まりました。

日本の農業生産基盤は、今崩壊の瀬戸際に立たされています。基幹的農業従事者は、2005年の224万人から、2023年には116万4,000人と、20年間で半減しております。平均年齢は68.7歳で、70歳以上の層がピークとなっています。今後さらに急激にこの高齢化が進むと予想されております。2050年の農業経営体数は2020年比で84%減、経営耕地面積も半減する、このような推計も出ております。コロナ禍と農業資材高騰は、この傾向に強い拍車をかけております。農家への緊急の支援と農政の抜本的改革は急務であります。

24年度、令和6年度の予算案を見ても、農水関係は2兆2,686億円で、令和5年度当初予算と比べると、僅かに3億円の増加というだけであります。令和6年度を初年度とする新しい食料・農業・農村基本法、この改正でありますけれども、現状農業の困窮を改善する予算、これで到底読み取ることができません。

今、農家は、農産物の販売価格の低迷、生産資材の高騰、また飼料の高騰などで多くの農家が赤字経営を余儀なくされて、次々に離農、廃業が発生しています。農水省の営農類型別経営統計によれば、令和3年、令和4年とも米作りの時給が10円であります。好きなだけ食料を輸入できる、こういった時代は終わった。こう言われている中、新基本法をつくってみても、農家の窮状を救う手厚い対策予算に、これを打たなければ、食料自給率の向上は望めない、こう言わざるを得ません。

今回の改正は、食料自給率の向上はもはや大きな目標ではなく、アメリカやオーストラリア、カナダなどの同盟国からの供給ができればよしとする、こういった方針であり、外国産の農産物の輸入自由化が国内農家に大きなダメージを与えたが、その点を問題視しない。離農、廃業による農家の激減対策は特に取らずに、空いた農地を集積と規模拡大、この方向を進めること、また同時にスマート農業の普及、輸出の促進が重点になっています。国民が求める安心・安全な農産物の供給、特に有機農家が最も望んでいる学校給食への採用や、軌道に乗るまで支援措置を取るなど、大きく踏み出す項目はないわけであります。

食糧安全保障を図るために、農家が翌年も農業の生産活動ができるだけの収益を保証することが必要であります。アメリカやEUなどでは、販売価格が生産コストを下回った場合にその差額を補填する制度を、いわゆる価格保証制度がしっかり行われています。また、環境維持や景観の保全、こういった名目で農家に直接支払う補助金、所得保障が上乘せされております。これによって、他産業と比較しても同等の所得を維持できる、こういった仕組みになっております。外国では当たり前に行われているこの仕組み、このことこそ今つくる必要があるんじゃないでしょうか。これらの対策なしに、小手先だけの少しの補助金で新規就農者を募っても、厳しい現実の中では長続きしないんじゃないでしょうか。町長の新農業基本法への認識と意見表明を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの畑場議員の質問にお答えさせていただ



きます。

食料・農業・農村基本法でございますが、農業の発展と農業者の地位向上を目的とした旧基本法に代わり、農業、農村の役割を明確化し、その役割を果たすための農政の基本理念や政策の方向性を示すものとして、平成11年に制定されました。本法では、第一に食料の安定供給の確保、第二に農業の有する多面的機能の発揮、第三に農業の維持的な発展と、第四にその基盤としての農村の振興を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としております。

今回の改正では、現行基本法の制定から20年以上が経過し、昨今の新型コロナウイルスや世界情勢など、農業や食料を取り巻く環境が大きく変化したことで、世界の食料供給の不安定化、急速な人口減少などの環境変化の中で、平時からの全ての国民の食料安定供給を確保するためのものと認識しております。

中でも人口減少などの環境変化においては、地域農業にとって特に重要な課題と捉えております。そのため、基幹産業である農業の将来的な基盤確保、強化を図るため、担い手の育成、確保と農地の集積、集約化の包括的な推進が重要となってまいります。また、農地の集積・集約化においては、農地の大区画化やスマート農業の導入、農地の賃貸借推進による荒廃農地の発生防止などが挙げられます。

そのため、新たな事業形態への移行は多額の費用を要することから、国・県に対し新たな助成制度の確立に向けた働きかけを行うとともに、今後基本法の改正を受けて、その後に個別法がどのように制定され運用されていくかが極めて重要となることから、その動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 再質問をさせていただきます。

町長は、現在直面している町農業の現状認識、高齢化と担い手不足、疲弊しているという、この認識はあるのでしょうか。新基本法の方針、食料は輸入依存、この方向、そして農地は集積を進めて規模拡大化、この方針で水路の管理や農地管理が本当に大丈夫だというふうに考えているのでしょうか。また、大型化すれば、スマート農業と言われるような機械化、この推進に向けての手厚い補助、こういうことも盛り込まれております。そしてまた、輸出を

する農産物を作る、こういったところにも手厚い補助が組み立てられていくようであります。このことで今の疲弊している農業がV字回復できるのでしょうか。

さらに、今回の提案では食料自給率の向上目標を掲げず、食料安全保障、これを強調しながら輸入頼み、輸入が途絶えたときの不測の事態に対しては、米や麦の増産や作付転換で、花農家にも芋などを作らせること、これが罰則つきで強制できる食料供給困難事態対策法案、こういったものが同時に提案されております。戦時食糧法とも言える法案であります。全く異常ではないでしょうか。不測に備えるというなら、平時から農業を振興して食料を増産し自給率向上に取り組む、このことこそ力を尽くすべきだというふうに考えます。これは政府の責務であるというふうに思うわけであります。

町長は今回の新農業基本法で、町農業・農村を荒廃から守り、発展につなげていけるとお考えかどうか。現場主義に徹して現場から声を上げ、間違った方向であれば正していく、この勇気が必要だと思いますが、この点についての町長の見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 畑場議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、町の今の農業をめぐる状況について、高齢化と担い手不足ということが深刻な問題であること、このことについて認識を共有しているかというご質問をいただきました。これにつきましては私も全く同感でございます、それが深刻な問題であると、これをいかに解消するかが、我が町の基幹産業である農業の再生の鍵だと考えております。

さて、この新農業基本法につきましてですけれども、この新農業基本法のディテールまで、それがどのような効果をもたらすかについて、私もいまだ十分な検討を経ていない段階で、ある程度の予測などを交えながらのお話になりますけれども、私は今、畑場議員がおっしゃられたことに基本的に同感するところが多いと自分で考えております。

我が国の農業について、先ほど最初の質問でもおっしゃられました、特にこれは欧州において広く見られることでありますけれども、価格保証制度、あるいは所得保障、そうした仕組みによって、農家の経営が成り立ちやすい、維持できる、そうした環境を整える、これは欧米の、特に欧州の先進国には多く見られる制度であります。我が国はそうではなくて、むしろ農家に対する補助、国家的なレベルでの補助に対して、これは競争を阻害する不公平な

仕組みであるということから、これを撤廃してきたという流れがあります。

私は、農業といった様々な自然現象、様々な外在的条件に常に大きな影響を受ける、そうした産業について、欧州のような政府レベルでの保護を加えることについては、正しい方向だと考えております。ですので、日本の政府でもそうした方向を私は目指していただきたい。かつての食糧管理制度があった頃はそういう側面があったように思いますけれども、今はそうしたものがなく自由競争の原理にさらされておりますので、私はそこを緩和すべきであるということは、今、舛場議員がおっしゃられたことに同感であります。

その上で、この農地の集積、集約と、それからスマート農業の振興、輸出農業の振興といったことを軸にした、そのように舛場議員のほうから新農業基本法を総括していただきました。そして、自分たちの食べる食料は輸入依存というベーシックな認識であると、この4つですね。攻めの部分としては、農地の集積、集約を進める、スマート農業の実施を進める、輸出志向を強める、これが3つ。そして、私どもが頂く食料については輸入をベースに考える。もしこうした理解であるとすれば、私は国の新しい方針について全面的に共感をすることは無理だと思います。やはりこれは舛場議員のおっしゃったとおり、食料自給率向上ということは、私は私どもが生きていくために、これは譲れない一線ではないかなというふうに思うわけです。もちろん農地の集積、これが今おっしゃっていただいたように、水路や農地の管理の不備につながらないかという危惧、そこについては私も理解をいたしますが、しかしこれは一方で、担い手が減っていく中で、大規模化しないと省力化が進みません。そういう意味では、これは一定程度進めていくべきかと考えております。

また、スマート農業、これは初期導入費用と、それから運転費用が結構それなりにかかります。故障もありますのでメンテナンスも必要であります。そうしたところまできちんとしたサポートがあれば、これは農家の収益を上げることにもつながると思いますので、これは私としては一定程度評価しながら考えていきたいと思っております。

それから、輸出志向については、これも収益を上げるという一つの戦略としてはあり得べきことかと思っております。そういう意味では、国の新農業基本法の方針について、今3つの攻めの方向を舛場議員に総括していただきました。これについては私は、農業を支え発展していく可能性も存していると考えますが、しかし、私どもが頂く食料を輸入に依存するという発想については、もしそういうことをベースに考えるということであれば、私は個人的には賛成できないと考えます。ここはやはり、私どもの地域で私どもの頂くものを生産して循環していくということが最も望ましいと思います。

ですから、それは今後、この新農業基本法の実際の運用のされ方を、先ほど課長からも申し上げたとおり、注視しながら、現実に私どもの農業の振興に役立つところは、これを一緒に伴走し、またそれを阻害すると考えられるところは是正を、各方面から県や国へお願いしていくという形で進みたいと考えております。ディテールについては、これから実際に注視をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） この問題はこれからですので再々質問はありませんが、やはり町長が掲げている現場主義に徹するというので、農家の意見、どうやったらこの地域の農家が生き残り、そして消費者の立場からも食料が、安心・安全なものが手に入るような状況になるのか。時給10円じゃやる人がいませんので、その辺を、これからの、どういう法律ができてくるのか分かりませんが、使えるものを最大限使いながら、また要求するものは要求していくという姿勢で進めていただきたいと思います。

3点目に入ります。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○12番（舩場博敏君） 3点目は、国民健康保険の問題について質問いたします。

千葉県は第2期国保運営方針を決めて、令和6年4月1日から令和12年3月31日、令和11年度までの6年間で実施するとしております。策定に当たってのパブリックコメントや市町村への法定意見聴取等が行われたと思いますけれども、当町はどんな意見表明をしたのか伺いたいと思います。これまでの国保を取り巻く構造的問題はどうか解決されていくのか伺いたいと思います。

令和5年度第2回千葉県国民健康保険連携会議、この資料1-2によれば、納付金ベースの統一による1人当たり納付金の市町村別試算結果が出ております。一宮町は令和6年で1人当たり納付金13万3,568円と試算されていますが、保険税は値上げになるのかお答えください。この試算表では、令和11年度までに毎年1人当たり納付金が500円前後上がっていく計算になっております。令和6年度から令和11年度までの5年間で2,572円増の13万6,140円になります。これは保険税も上がっていくと理解していいのかどうか伺います。

国保税の水準の統一化が方針とされています。パブリックコメントで出されていたような

県民要望や町民（被保険者）の負担は軽減されるのか伺います。また、町独自の軽減策があれば、併せて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 焔場議員のご質問にお答えします。

千葉県では現在、令和6年4月を始期とする第2次千葉県国民健康保険運営方針の策定作業を進めているところです。先般実施したパブリックコメントは令和5年11月24日から12月23日に行い、主な意見として、保険料が高いので公費の拡充を図るなどして引き下げてほしい、現行の保険証の廃止はしないでほしいなどの意見がございました。市町村への法定意見聴取では、町として意見表明しておりません。

県が保険料の統一を方針として掲げていることは、将来的に後期高齢者医療制度と同様の、被保険者が県内どこに住んでいても同じ医療給付、同じ保険料負担で医療が受けられるようにするためであります。この保険料の統一は、医療費水準について市町村単位で保険税に反映させるのではなく、県単位で保険料に反映させることとなり、医療費水準を平準化することで、保険料の変動をさらに抑制し、国保財政の安定を図ることが目的となります。

県は将来的な保険料水準の統一に向け、まずは納付金の各市町村への配分に当たって、医療費水準の反映を令和7年度から段階的に減らし、令和11年度をもって医療費水準を全て反映しない納付金ベースでの統一を行い、これと並行して、各市町村で異なる保険料賦課方式、収納率、市町村独自の減免基準の課題の解消に取り組むとし、具体的な目標年度についても検討を行うとしております。

このような状況でありますので、現状、被保険者への軽減は不明であります。また、保険料についても変更はないということで進んでおります。また、町独自の軽減策については、県に指導助言を伺い、慎重に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 幾つか再質問いたします。

初めに、県の第2次国保運営方針で言う、納付金配分に当たっての医療費水準の反映を段

階的になくしていく、これはどういうことを言っているのか説明を願いたいと思います。

2つ目に、令和4年度の一宮町の収納率が92.95%、これは県方針が示している目標値、収納率95.43%からすると低い状態になっております。目標に向けて県はどのような指導をしようとしているのか伺いたいと思います。

3つ目には、国保加入世帯の平均所得額は現在幾らなのか。全加入者の中でこの平均所得以下の世帯は全体の何%あるのか。そしてまた、加入世帯の中で法定減免を受けている世帯は全体の何%に当たるのか、それぞれ伺いたいと思います。

そして、この平均所得世帯を中心にモデル世帯として計算をしてもらおうと、ご夫婦と、それから16歳以下の子供2人を扶養している、このケースで国民健康保険税は幾らになるのか。また、所得税は幾ら払うような状態になるのか。この家族構成で、夫婦2人と子供2人の生活保護を受けた場合の生活扶助費は幾らになるのか。それぞれ分かれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは再質問にお答えします。

1点目ですけれども、現在の納付金は医療費水準をそのまま反映しておりますが、納付金ベースの統一を実施していく上での問題として、医療費水準や医療提供体制などにより市町村ごとに高い、低いとばらつきがあります。令和7年度から令和11年度にかけて、県内市町村の医療費水準を段階的に激変緩和しながら、将来的には県内の保険料水準の統一を目指すこととしており、その過程において、各市町村の医療費水準を反映させない納付金ベースの統一から実施していくこととなります。令和6年度を1とした場合、令和7年度は0.8、令和8年度は0.6、令和9年度は0.4、令和10年度は0.2、最終年度である令和11年度はゼロと、各市町村の医療費水準を合わせていく形で、納付金の統一を図っていくこととなります。

2点目の収納率の件ですけれども、こちらは、令和4年度の当町の収納率は、千葉県国民健康保険運営方針に掲げる令和5年度の保険者規模別目標収納率より3.18%下回っている状態であることから、県より関係各課と十分連携を図り、滞納者の実態把握、分析を行うとともに、的確な徴収対策及び収納整理対策を講じるなど、収納率の向上に努めること、また、口座振替加入率も低い状態であることから、徴収事務省力化と収納率向上が期待できる口座振替の加入促進に努めることと指導を受けております。

県の指導を受け、町といたしましては、短期保険証交付時に減免等の該当になるか積極的に相談することや、催告書発送回数を2回から3回に増やす、また、納税相談時や窓口納付で納付を忘れた方へ口座振替勧奨を強化するなど、収納率が向上するよう努めております。

3点目の国保加入者世帯の平均所得は一般でそれぞれ幾らか、また、平均所得以下の加入世帯は何%を占めているかということについては、一般は137万円でございます。平均所得以下の加入世帯の割合は64.5%でございます。加入全世界帯中、法定減免を受けている世帯の割合は全世界帯の53.1%となり、平均所得世帯を中心にモデル世帯を想定した場合、所得137万円、妻と16歳以下の子供2人を扶養している場合の保険税は、法定減免額を引いて概算で20万3,000円となります。こちらの所得税は1万5,600円、住民税は非課税となります。

4点目の夫婦2人と子供2人の生活保護世帯の生活扶助費は幾らかというご質問ですが、こちらのほうは千葉県の事業であることから、県に確認したところ、40代の両親と17歳の子供が2人いると仮定し試算した結果、約16万円の生活扶助費の支給との回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

ここで畑場博敏君に申し上げます。

質問開始から1時間を超えましたので、したがいまして、以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

---

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） よろしくお願いたします。

本日は観光に関して大きく2つ質問いたします。どうぞよろしくお願いたします。

まず1問目、認定外国人観光案内所についてお伺いします。

2023年の訪日外客数は2,500万人を超えました。これはコロナ禍前の2019年と比較しますと、78.6%まで回復をしております。一方で、京都など主要観光地に観光客が集中しており、オーバーツーリズムの課題も出てきていると報道されております。そのため、今後は地方への誘客が進むものと想定されます。当町への外国人観光客の数も増加が期待できますけれども、受入れ側も準備をしていかなければなりません。

そこで観光庁傘下の日本政府観光局、通常JNTOと言いますけれども、このJNTOによる認定外国人観光案内所という制度についてちょっとお話をさせていただきます。

この認定外国人観光案内所の申請や認定には費用はかかりません。そして認定されれば、いわゆる国からのお墨つきを得た外国人対応の観光案内所になることができます。また、スタッフ不在時の外国語対応ができない場合、このJNTOからサポートも受けられます。また、外国人への観光案内に関する情報提供もあるということです。認定にはカテゴリー1から3とパートナーという、4つのレベルがありまして、パートナーまたはカテゴリー1であれば、外国語対応のスタッフが常駐していなくても、何らかの方法で外国語対応できればよいという比較的要件が緩いものとなっております。当町の観光案内所には既に翻訳ツールが導入されているというふうに聞いておりますので、申請すべきだというふうに思います。

ということで質問なんですけれども、ぜひ上総一宮観光案内所及び釣ヶ崎観光案内所を認定外国人観光案内所にすべく申請を目指すべきだと思いますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの宇佐美議員のご質問に回答させていただきます。

認定外国人観光案内所についてですが、インバウンド推進には、外国人旅行者の受入れ環境の整備を図り、利便性、そして満足度を向上させることが重要と考えられます。今回、議員提案の認定制度、これを取得することで、外国人旅行者とのコミュニケーションや求められる情報、サービスを適切に提供でき、観光拠点としてのイメージアップに加え、集客にもつながる重要な要素の一つだと思われまます。そのため、ご提案いただいた本制度の早期取得を目指し、各案内所の受入れの環境整備に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。申請に向けて前向きなご答弁をいただきま



した。ぜひ早期の認定取得を目指していただければと思います。

続いて、2つ目の質問をさせていただきます。

町長は、町の基幹産業の一つとして観光を挙げており、1月の広報でも農業・観光といった地場産業の増強を重点項目に挙げております。

そこで、以下の点について2点お伺いいたします。

1つ目、町長の観光戦略のビジョンをお聞かせください。

2つ目、オリンピックイヤーの今年、オリンピックレガシーをどのように観光に活用していきたいかお聞かせください。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） まず、1点目の観光戦略ビジョンについてでございますけれども、町の観光、そして宿泊業は、食材などの原材料である農林水産物などや多様な商品の仕入れ、雇用面などにおいても、地域の多くの産業との取引や関わり合いを有しております。また、宿泊による滞在期間が延長することで、食事や物品購入など、地域における消費額の増加も期待されるところです。

近年では、広域への情報発信が可能なSNSなどの影響もあり、個人旅行の増加や地域における住民との交流や生活体験への需要の高まりなど、旅行のニーズが多様化してきております。これまでは観光との関わり合いが少なかった資源を含め、あらゆる地域資源が観光資源となる可能性を秘めるようになったことから、地域の多様な主体が一体となり、住民も気づいていない地域資源の発掘や磨き上げなどを行い商品化していくことで、持続可能な観光振興が図られると考えております。

そのためには、地域の将来像も見据えながら、観光事業者だけではなく、農林水産業や製造業など、地域の多様な主体が一体となった地域の魅力や観光ニーズの把握、そして独自のコンテンツの開発や販売、効果的な情報発信などにより、新たな観光需要の獲得を目指してまいりたいと思います。

続きまして、オリンピックレガシーをどのように観光に活用していきたいかという2点目のご質問でございますが、この東京2020オリンピック大会を契機といたしまして、スポーツとしてのサーフィンの魅力が再認識され、これまで以上に市民生活に浸透したことにより、町の認知度及び注目度は飛躍的に上昇いたしました。

こうした状況を背景に、近年、海沿いを中心に宿泊施設や飲食店舗などの新規出店が相次いでおります。さらに今後も民間事業者による開発などが予定されていることから、観光客の増加による経済波及効果が期待されております。また、町外からの誘客や二拠点居住、そして移住・定住を促進するため、大会で一躍注目を集めたサーフィンを中心に、スポーツ体験と地域の誇る歴史や文化、さらには食の魅力を生かした観光プロモーションの強化に向け、サーフィン業界やサーフィン業組合、観光協会などと連携し新たな誘客促進に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

まず初めに、2番のオリンピックレガシーのご回答に対して一言要望を述べさせていただきます。

今年がオリンピックイヤーというのは前から分かっていたことですので、コロナ禍という事情もありましたけれども、もう少し時間をかけて具体的なことを考えていただけていたらという思いは正直あります。しかしながら、再度オリンピックというものに注目が今年は集まりますので、ご答弁いただいたように、サーフィン業組合や観光協会などと連携した取組を期待いたします。今年に限らず、国際大会はもちろんですけれども、サーフィンのオリンピック開催地が増えるわけです。そういった開催地同士の交流などを行うことで、MICEという、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称なんですけれども、こういったMICEを開催することで観光の発展に寄与すると思いますので、オリンピックレガシーが消えないようにぜひ真剣に考えていただければというふうに思います。

それでは再質問に入りますけれども、1番に関しまして、現在当町には観光戦略ビジョンは策定されていません。そのため、あえて町長の観光戦略のビジョンをお伺いいたしましたけれども、担当課長より町としての回答をいただきました。内容を要約してみますと、地域の多くの産業が一体となり、地域資源の発掘、コンテンツ化をし、効果的な情報発信をするということだと私は理解いたしました。これらを推進していくためには、中長期の観光振興計画に沿って、観光指標データに基づいた分析、検証による改善を図る、持続可能な観光地域づくりの組織が必要だというふうに考えます。一般的には観光地域づくり法人、DMOと

いうふうに言いますが、この登録を国は推奨しています。当町においてもDMOの設立、登録を計画するべきであると思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

議員が提案されます観光地域づくり法人（DMO）でございますけれども、これは地域の多様な関係者と協働しながら、戦略的に地域観光を推進する地域の中心的な法人であり、持続可能な観光振興を図る上で重要な組織と認識しております。そして、国の登録を受けることで、関係省庁から必要な施策に対しまして重点的な支援が受けられるなど、大きなメリットがあります。しかし、法人格の取得が必要条件となるため、人材確保や持続的な財源確保などといった課題もあります。そのため、今後は先進的な地域の取組を参考に、町の観光地域づくり法人の形成などについて、今後検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありませんが、一言要望を述べさせていただきます。

おっしゃるとおり、DMOは独立した法人である必要がありますので、設立までには多くのことを決めていかなければなりません。また、設立後の持続可能な運用というのが鍵になってきます。しかし、観光戦略を策定し、それに向かってスピード感を持って当町の観光政策を実施していくためには、必要不可欠なものだというふうに思います。設立から登録までには数年を要します。設立後観光庁に申請し、広報DMOとして認められた後、3年以内には正式なDMOとしての登録を申請するという、そういった流れになっていますので、正直、今から検討というのは私は遅いというふうに思います。周辺地域でも、鴨川、勝浦、いすみ、大多喜、市原などは既に登録をされています。

私が観光に力を入れているのは、観光は裾野が広い産業で、地域外から人とお金を持ってきてくれる産業だからです。その結果、地域や町が潤い住民へ還元されます。しかも、地域

にある資源でそれを実現できるというメリットがあります。発展途上国が観光に力を入れているのはそのため、町長もそのことは十分に理解されていて、観光を重点項目にしているのだというふうに思います。訪日外客数が右肩上がりに伸びる中、日本人向けの観光も含めて、旧来の観光政策から転換しスピード感を持って取り組むべきであるというふうに申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（鶴沢清永君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

---

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

公園整備について伺いたします。

公園は、子供たちの遊び場のみならず、休息・リラックスの場、スポーツ・運動の場、散歩のコース、災害時の避難場所など、住民の暮らしに密接に関係し、地域の憩いの場、コミュニティ活動の場としての機能を併せ持ちます。また、植樹や花壇などがあることで、季節の移り変わりを感じ、町並みの景観に彩りを添える一助も担っています。

町内各所に公園と呼ばれる場所がありますが、町は今後これらをどのように整備、維持管理を進めていくのでしょうか、考えを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの藤井議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援課では、加納会館、白山、新熊の児童公園3か所と新地、10区の児童遊園2か所を所管し、定期的な草刈り、植樹の剪定、遊具の点検を実施しております。遊具等の設備につきましては、遊具の点検結果と各区からの修理等の要望により、必要に応じて修繕、更新を行い、適切な管理を行っております。

今後も地域の子供たちの遊びの場として、また憩いの場としての環境整備に努めてまいります。

子育て支援課は以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 続きまして、都市環境課です。

都市環境課では城山、望洋、舞台、東野北、東野南の都市公園5か所を所管し、定期的な草刈り、遊具の点検、また地元シルバークラブ協力の下、花壇管理を実施しております。また、フェンス、遊具等の設備についても必要に応じて修繕、更新を行い適切な管理を行っております。

今後も住民の方の憩いの場として機能するよう、良好な状態を維持管理してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 産業観光課では、一宮海岸広場を所管し、広場全体の管理を行っております。この場所は幹線道路沿いで、海岸に近いなどのアクセスがよく、また、駐車場とトイレが併設されていることから、集客力の高い場所となっております。そのため、年間を通じて業者委託しまして、草刈りや植栽管理のほか、清潔なトイレの維持管理に努めております。また、遊具についても、定期点検のほかに日常点検を実施し、利用者の安全確保に努めております。

今後も快適で安全な休憩場所として、そしてまた、運動場の場を提供するために適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 再質問いたします。

各課にお伺いいたします。過去5年間に遡り、それぞれが所管されている公園管理にかけた金額、主な事業をお答えください。

もう一つ、町長に伺います。答弁からも分かるように、公園はその成り立ちによって、それぞれが縦割りで管理されております。公園は住民の皆様の豊かな暮らしに資するものです。町としての統括的、総合的な考え方、これからのビジョン、そのためにどんな行動をしているのか答弁をお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、藤井議員の1つ目の再質問にお答えいたします。

子育て支援課の所管する公園につきましては、平成30年度の管理費は合計で7万344円、主な事業は加納会館児童公園のブランコ修繕、令和元年度の管理費は合計で7万5,638円、主な事業は白山児童公園電灯ボックス配管修繕、令和2年度の管理費は合計で7万8,910円、主な事業は白山児童公園の植木管理委託、令和3年度の管理費は合計で13万1,446円、主な事業は白山児童公園の植木管理、トイレ修繕、令和4年度の管理費は合計で249万3,903円、主な事業は白山児童公園、新熊児童公園のブランコ修繕、白山児童公園、宮原児童遊園の遊具撤去工事と遊具塗装、遊具点検委託です。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 都市環境課の都市公園についてでございます。

平成30年の管理費は合計で101万8,093円、主な事業は舞台公園の滑り台更新工事、令和元年の管理費は合計で32万5,600円、主な事業は東野南公園のスプリング遊具撤去工事、遊具点検委託料、令和2年の管理費は合計で18万4,376円、主な事業は遊具点検委託料、令和3年の管理費は合計で13万862円、主な事業は遊具点検委託料、令和4年の管理費は合計で71万6,384円、主な事業は東野公園の入り口改修工事、望洋公園のポール撤去工事、遊具点検委託料になります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 産業観光課の所管します一宮海岸広場の維持管理費用の主な経費でございますが、トイレの光熱費や修繕料のほか、広場全体の植栽管理や浄化槽、そして遊具点検費用となっております。過去5年間の費用でございますが、平成30年度は合計で93万3,343円、令和元年度につきましては倉庫の屋根及びトイレの施設、そしてブランコの修繕を含めまして、合計で192万5,408円となります。令和2年度では浄化槽の放流ポンプの修繕を含めまして、合計で130万3,377円、令和3年度はトイレのブロワーなどの修繕を含めまして合計で143万5,068円、令和4年度ではトイレ施設の分電盤及び換気扇の交換費を含めまして、合計で167万4,325円となっております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再質問にお答えを申し上げます。

確かに、藤井議員のおっしゃるとおり、一宮町の公園は各課で分掌しておりまして、それぞれに今までのやり方を踏襲しながら、維持増進に努めているという状況であります。これの中で、私も今、町の責任者といたしまして、このままの状態では、なかなか地域の皆様の様々なニーズにフィットした形で今後公園が運営されるというのは難しいというふうに考えております。

そこで、私が今、新年度に向けて考えておりますのは、まず各課が縦割りで所管するということについては、従来のいきさつもありまして、法律の様々な規定にも基づいておりますので、なかなかこれを根本から変えるのは難しいので、これは維持した上で横のつながりをつくります。まず、各課の間で連絡会議を私の主導で構成いたしまして、それぞれの公園の在り方、そしてこれまでの維持管理の方針など、これをそれぞれに発表していただいて、相互に共有していただきます。さらには、公園運営のための協議会といったものまで、これは私は進めていきたいと思っております。そして、議会からもご参加いただき、また実際に公園をお使いの町民の皆様からも代表を何名もお願いして、実際に現場でお使いになっていらっしゃる方々の様々なご意向、ご意見、これを反映させながら、予算の立案、そして執行という形を恒常化していきたいというふうに思っております。

そういうことで、私どもの町の公園は、面積的なところで申し上げますと、あまり大きなものがございません。その点について、実際町で子育てをされている方々からは、規模が小さいということについて、まず残念であるというご意見をいただくことが多いです。また遊具も、全体に遊具が値段が張りまして、故障が起きますと撤去して、なかなかそれが補充されない、そういう問題もあります。この遊具をもっと充実してほしいというご意見もかなりたくさんございます。こういったことについて、また各公園でお使いになる方の年齢層とか、それからニーズの形もかなり違うということがあります。こういった様々なご要望、様々なニーズに的確に答えていくためには、今申し上げたような役場の中での共同性、さらには住民の皆様、議会にもお加わりいただいとと考えておりますけれども、そういうことで、現場を踏まえての、共につくっていく、共に案をつくり実施していくという、そういうメカニズムをつくるのが、ここをよりよいものにするために必須であると私は考えておりますので、これから新年度に向けてこの仕組みをきちんとつくって、恒常的に回っていくように考案をしていきたいと思っております。皆様のご協力を賜れば大変ありがたく存ずるところで

ざいます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 再々質問があります。

町内の公園の適正な維持管理には例年200万前後、多い年で500万近い支出があるということですね。主にその金額の内訳にトイレが多くを占めているようです。一つ一つの公園にかかる経費は小さいため、利用者はその整備の成果は実感しにくいです。そして、小さくともそれらを全て合わせますと、まとまった金額となります。限られた財源を有効的に活用するためには、縦割りの管理ではなく、今町長がおっしゃったような仕組み、公園の運営委員会、当事者が参画される形、大変すばらしいと思います。ぜひ実現していただきたいと思います。

せんだって行われました町内の全子育て世帯を対象としたアンケート、子ども・子育てニーズ調査でも、公園に対する要望、特に遊具の拡充については、多くの声が寄せられていると伺います。若い子育て世帯が一宮町を選ぶかどうか、移住・定住の促進においても、公園は非常に重要な鍵となり得ます。今現在、子育て当事者自らが主体となって、海岸広場へ複合遊具設置の寄附を募るなどの動きもあり、これは遊具の拡充を望む子育て当事者の切実な思いを強く表していると感じます。

行政任せ、行政にやってほしいとお願いするだけでなく、当事者自らがその課題解決に向けて知恵を絞り、汗をかく、こうした住民の皆様の自主的な活動は、一宮町のような小さな自治体にとって、未来への道筋、大切にしなければならない町の宝なのではないでしょうか。その思いに応えるためにも、今以上の予算措置、特に遊具の拡充を求めますが、町長、お考えを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再々質問にお答えをいたします。

私も、先ほども答弁でも申し上げたんですけれども、多くの町民の方から、特に子供さんを育てていらっしゃる当事者の方から、遊具の拡充のご希望をいただいております。今ご言及いただきました町民の皆様の自主的な購入のご尽力、ご努力の形も私もよく存じ上げております。そうしたご要望を受けながら、私といたしましては、この運営委員会の中で議論を



深めていただいて、ここから多くの方々の声を反映した形で案を上げていただければ、できる限り、これは私それにお応えして遊具を継続的に導入していくように努めたいと思います。

一つ、単価が非常に高く、これが大変苦しいところがございますけれども、そのあたりもどういうふうにこれを解決していくかご一緒に考えながら、今おっしゃっていただいたような住民の皆様のお力添えの形などもまた大いに参考にさせていただきながら、共に考えていきながら、できる限り多くの遊具、これを皆様に差し上げていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 次に、日程第6、承認第1号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、承認第1号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

本条例の改正でございますが、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、町民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、令和6年3月1日より施行されることに伴い、本条例につきましても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましてご説明をいたします。

今回の改正では、戸籍謄本等の広域交付、新たに発行が可能となる戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料の金額、届書等情報内容証明書の交付等の改正並びに条文の整備を行う改正でございます。

第2条では、広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を、戸籍証明書及び除籍証明書に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額とし、追加で電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を、戸籍謄本は400円、除籍に係る発行手数料は1件につき700円と規定を加えるものでございます。また、届書等情報内容証明書の交付等についての証明書の交付及び閲覧が可能なものとして、同情報を追加し交付を受けられるようにするための規定を加えるものでございます。

附則でございますが、本条例の施行期日は令和6年3月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、承認第1号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第7、議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの4ページをお開きください。

今回の改正理由でございますが、駐車場の整備進展に伴う管理施設の増加に加え、昨今の物価高騰に伴う維持管理費の増大に対応するため、期間を限定し駐車場の料金の値上げを行うものでございます。

これまで有料期間中は全日同一料金としておりましたが、今回、夏季期間に当たります7月から9月までの期間において駐車場料金の値上げを行い、今後も継続的な駐車場の整備を進め、より利用しやすい駐車場運営を努めていくものでございます。

それでは、条例の本文のご説明をいたしたいと思っております。

まず第6条第2項でございますが、期間を定めて値上げを実施するに当たりまして、町長は、有料期間の範囲内において、別表第2に定める使用料に変更することができるという規定を新たに加えるものでございます。

続きまして、第11条でございますが、有料期間開設から既にもう11年が経過していることから、今回この執行期間に関する規定を削除いたします。

続きまして、5ページの別表第2でございますが、今回期間を定める料金の値上げを行うことから、新たに料金表を追加するものでございます。駐車場利用の大半を占めております普通車でございますが、これまで1日500円としておりましたが、定めた期間においては1日1,000円とするものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第8、議案第2号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第2号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの6ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、町の監査委員条例で引用しております条項がずれたことにより整備するものとなります。具体的には、第4条中地方自治法の第243条の2の2第3項を引用しておりますが、これを第243条の2の8第3項に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(鵜沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第2号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第9、議案第3号 一宮町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長(高田 亮君) それでは、議案第3号 一宮町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづり7ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により生じた条ずれを改めるものでございます。具体的には、第5条第1項及び第6条中法第14条第3項を法第22条第3項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

簡単ですが、説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長(鵜沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第3号 一宮町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議再開後1時間経過しますので、15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時30分です。

休憩 午後 2時14分

---

再開 午後 2時29分

○議長(鵜沢清永君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第10、議案第4号 一宮町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第4号 一宮町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

この改正は、行政手続における負担軽減と利便性向上を図るため、押印の見直しを図るものでございます。

第1条は、一宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、別記様式中に「㊟」とあるものを削るものでございます。

第2条につきましては、一宮町議会政務活動費の交付に関する条例の一部の改正するもので、同じく様式第1号から「(印)」を削るものとなっております。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(鵜沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第4号 一宮町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第11、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

この改正は、令和6年度から一宮小学校及び一宮中学校が学校評議員制度から学校運営協議会制度に移行されます。これに伴いまして、町内の全校がコミュニティ・スクールになることから、一宮小中学校の学校評議員設置要綱が廃止となりますので、設置要綱に規定されておりました学校評議員の報酬を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第12、議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの10ページをお願いいたします。

本改正は、人事院勧告による一般職員の給与改正に準じ、常勤の特別職についても一般職同様に期末手当を年間で0.1か月分引き上げるものでございます。

本文の第1条でございますが、「100分の220」を「100分の230」に改めるものでございます。

第2条では、第1条で「100分の230」に改めたものを「100分の225」に改めるものでございます。これは、第1条が令和5年度分の改正に対し、第2条は令和6年度以降の改正となるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

ただし、第2条は令和6年4月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。



これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番(舩場博敏君) 今回の改正は、人事院勧告に基づく改正ということで、一般職の点では賛成なんですけど、この特別職の常勤者の関係では、これは給料と違ってやはり生活給という意味合いだけでなく、政務活動にも関係してくるわけでありまして、ほかと比べてやっぱり多額の金額を頂いているということから、今回上げなくてもいいんじゃないかと、そういう点で反対したいと思います。この後また議員の問題も出てくるとは思いますけれども、同じ立場で、議員のほうも賛成はしません。よろしくをお願いします。

○議長(鵜沢清永君) ほかに討論はございませんか。

13番、小関義明君。

○13番(小関義明君) 議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

これまでも、特別職の期末手当等については、一般職員に準じて改正を行ってきました。特別職の方は、町民の暮らしを守り、支えていく行政の最終責任者であり、重責を担う立場にあります。また常勤であると同時に、土曜、日曜でも各種行事に出席するなど多忙な身分であります。

以上のことから、一般職員と同様に遡及適用し、支給率を引き上げることは、それらに見合うものであると判断し、私は賛成いたします。

○議長(鵜沢清永君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鵜沢清永君) 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第13、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの12ページをお願いいたします。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、職員給与と民間給与の較差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置いた上で、全ての級、号給の給料を見直すもので、改定率は平均で1.2%の引上げを行うものでございます。併せまして期末勤勉手当も見直すものとなっております。

本文の第1条でございますが、一般職員の期末手当を「100分の120」から「100分の125」に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当も「100分の67.5」から「100分の70」に改めるものでございます。

あわせて、勤勉手当につきましても、一般職員は「100分の100」から「100分の105」に改めまして、定年前再任用職員につきましては、「100分の47.5」から「100分の50」に改めるものでございます。

また、別表の第1から別表第2の2までが給料表を記載のとおり改正するものとなっております。

少し飛びまして、29ページをお願いいたします。

第2条でございますが、令和6年度以降の一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当を改正するものでございます。これにより、令和6年度以降も令和5年度の年間支給率と同じにするものとなっております。

第3条、第4条につきましては、特定任期付職員の給料と期末勤勉手当を改正する内容でございます。

第5条は、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにする改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。ただし、第2条、第4条、第5条並びに附則の第3項の規定につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。

なお、参考までに、今回の人事院勧告に伴う当町での給与改定の影響額につきましては、総体で約850万円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第14、議案第8号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第8号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの32ページをご覧ください。

本案は保険料の改正が主な内容となります。4点の改正がございます。

1点目は、第2条第1項の所得段階第10号から第13号の追加でございます。現在、保険料の額は、被保険者の所得状況に応じ9つの所得段階を設け、偏差を設定しております。

こちらに4つの段階を加え、令和6年度から13の所得段階といたします。これは非課税世

帯の負担を軽くし、前年所得が420万円以上である所得の多い皆様に、より相応のご負担をいただくとする国の方針によるもので、同時に段階ごとの両立も国による見直しが行われております。

続きまして、2点目も第2条第1項の改正で、保険料の見直しでございます。今般、令和6年度を開始時期とする第9期介護保険事業計画を策定し、今後3年間の保険料基準額を算定いたしました。現在の第8期では、基準額を年額6万円としているところ、第9期では年額1,800円を引き下げ、5万8,200円としたものでございます。この基準額と国が示す料率を基に、第1号から第13号に定める保険料の額を改正いたします。

なお、当町の保険料基準額は3期連続の引下げでございまして、長生管内では最も低い額となっております。

続きまして、3点目は、第2条第2項から同条第4項までの改正でございます。

こちらは第2条第1項の保険料改正によるもので、消費増税に伴う保険料軽減措置について連動的な改正を行うものです。

続きまして、4点目は第4条第3項の改正です。こちらは第2条第1項の所得段階追加によるもので、引用する条項にずれが生じますので、これを改めるものでございます。

最後に、附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行し、経過措置により令和5年度以前の保険料は、なお従前の例によるものといたします。

なお、この改正に伴う保険料収入への影響額でございますが、1点目の所得段階の追加等で約300万円の増、2点目の保険料基準額の引下げで約700万円の減、合わせて400万円の減でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第8号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

てを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第15、議案第9号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、議案第9号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの34ページをご覧ください。

本案は、厚生労働省令の一部改正によるものが主な内容で、3点の改正がございます。

1点目は、誤った文言の訂正で、第5条第1項の本文中「当該指定に係る事業者」を「当該指定に係る事業所」といたします。これは条例を制定する際に誤ったものでございます。

申し訳ございませんでした。

なお、運用は適正に行っており、誤った文言で影響を与えた件はございません。

続きまして、2点目は第5条第2項の改正で、厚生労働省令の一部改正によるものです。貴重な介護人材の有効活用と処遇改善を目的に、ケアマネジャー1人当たりの担当可能件数を現在の35件から44件に拡大いたします。

続きまして、3点目は第6条第3項第2号の改正です。こちらも厚生労働省令の一部改正によるものとなります。事業所運営の効率化を目的に、事業所の管理者が他の職務と兼務する際の制限を緩和するもので、本文から「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」とした条件を削除いたします。

最後に、附則ではありますが、この条例は令和6年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、現行条例の施行日である平成30年4月1日から遡及適用いたします。

なお、今回の改正は、町内4つの事業所に関連いたしますが、いずれの事業所も事業の拡

大と収入増につながる改正であるとして、好反応でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第9号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第16、議案第10号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、議案第10号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの35ページをご覧ください。

本案の内容は、第4条本文中の誤った文言の訂正でございます。

誤りは「提供した日」でありまして、正しくは「完結した日」でございます。これは条例を制定する際に誤ったものでございまして、申し訳ございませんでした。

なお、運用は適正に行っており、誤った文言により影響を与えた件はございません。

附則といたしまして、施行日は令和6年4月1日とし、改正後の規定は、現行条例の施行日である平成27年4月1日から遡及適用といたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第10号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第17、議案第11号 町道路線の廃止についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案第11号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案つづり36ページをお願いいたします。

廃止する町道2024号線は、民有地内を町道認定しており、道路形態がない部分があるため、一度全線を廃止いたします。

また、町道2181号線は、JR線路を横断している部分を町道認定していて、これも道路形態がございませんので、全線を一度廃止いたします。

説明は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第11号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第18、議案第12号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 議案第12号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案つづり37ページをお願いいたします。

町道2024号線、町道2181号線は、議案第11号で廃止した町道で、道路形態がある部分を再度同じ路線名で認定するものでございます。議案表中、下の2段、町道2492号線、町道3303号線は、道路形態がない部分で分断された町道2024号線、2181号線の道路形態のある残りの部分を新たな号線で認定するものでございます。

町道2490号線、2491号線は、都市計画法第40条第2項の規定により、町帰属となった開発道路を認定するものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第12号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第19、議案第13号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長(高田 亮君) それでは、議案第13号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてご説明申し上げます。

議案つづり38ページをお願いいたします。

今回の協定変更は、中央ポンプ場大規模改修における令和5年度事業のうち、千葉県下水道公社に委託し、実施した工事の完成期限を令和6年3月31日から令和6年6月30日に延期して、令和6年1月24日付で締結した下水道公社との仮変更協定を本協定として成立させるものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(鵜沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第13号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第20、議案第14号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) 議案第14号 工事請負契約の一部変更についてご説明させていただきます。

議案つづりの39ページをお願いいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、原地区農業集落排水事業処理施設改修工事となります。

こちらにつきましては、半導体需要が逼迫しており、部材の入荷に遅れが生じていることから、工期内での完了が見込めないため、完成期限を変更するものでございます。

変更内容でございますが、令和6年3月25日の完成期限を、令和7年3月19日に変更するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(鶴沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第14号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第21、議案第15号 令和5年度一宮町一般会計補正予算(第5次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第15号 令和5年度一宮町一般会計補正予算(第5次) 議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの41ページをお願いいたします。

令和5年度一宮町の一般会計補正予算(第5次)は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,165万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,959万4,000円とするものがございます。

第2条でございますが、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」によるものがございます。

第3条ですが、第3条につきましては、地方債の追加または変更につきましては、「第3表の地方債補正」によるものです。

補正内容について、事項別明細書でご説明させていただきますが、今回の補正は年度末の最終補正となることから、各事業の精算等が主なものとなりますので、細かな説明は省略させていただきます。100万円以上の大きなものについてご説明させていただきます。

また職員の人件費等につきましては、人事院勧告等に伴う給与の見直しで、影響額は先ほど条例のほうでもご説明いたしました。全体で約850万円の増加となるものがございます。こちら各項目での説明は省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、説明につきましては、右側の説明欄によりご説明をさせていただきます。

それでは、61ページをお開きください。

こちらは人件費と事務費の精算になりますので、恐れ入ります。省略させていただきます、次のページをお願いいたします。

上から3項目めの宿日直業務事業の委託料110万円の減額でございますが、入札により安価で契約できたことによる減額でございます。

次の65ページをお願いいたします。

上から2項目めのふるさと応援事業2,173万8,000円の増額でございますが、本年度ふるさと応援寄附金がポータルサイトを追加したことなどから増加が見込まれております。これに伴い関連する経費を追加するもので、ふるさと納税の謝礼として報償費231万6,000円、返礼品の送料等で46万6,000円、収納代行事務、ふるさと納税業務代行を合わせまして38万4,000円、こちらは減額となります。ポータルサイトやクレジット決済システム等の使用料で112万2,000円の追加、基金の積立てとして1,821万8,000円の追加をするものでございます。

次の防災行政無線管理運営事業138万9,000円の減額につきましては、デジタル化工事が安価で契約できたことによる減額でございます。

次の、財政調整基金7,397万1,000円の追加につきましては、地方財政法の7条に基づき、前年度繰越金の2分の1以上と基金利子等を積み立てるものでございます。

次の減債基金1,572万1,000円の追加につきましては、交付税の追加交付において、令和6年、7年度分の臨時財政対策債の償還に充てる額を積み立てて使用されたいとのことであるため、今回積立てを行うものでございます。

次の公共施設整備基金8,000万円は、後年度以降に想定される公共施設の整備、改修のため積立てを行うものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

低所得世帯支援金給付事業489万2,000円の減額につきましては、低所得世帯への支援金として3万円給付事業の精算になります。主なものとしては、18節負担金補助及び交付金の399万円の減額でございます。当初1,440世帯を見込んでいたものが、実績として1,307世帯となり減額するものでございます。

次に、下から2項目めの低所得世帯支援金給付事業（住民税の均等割のみの課税世帯分）でございますが、4,420万円、こちらの追加につきましては、物価高騰の影響を受けている低所得世帯で、住民税の均等割のみの課税の世帯の方に10万円を給付するものでございます。

3節職員手当等は、職員の時間外手当37万5,000円、7節報償費は、作業員の報償費8万2,000円、10節需用費は事務用品等の消耗品と封筒の印刷代、合わせまして19万3,000円、11節役務費につきましては、通知等の通信運搬費と振込手数料合わせまして23万円、12節委託料につきましては、システム改修費132万円、18節負担金補助及び交付金につきましては、420世帯を見込み4,200万円となっております。

次の低所得世帯支援金給付事業（こども加算分）2,220万円の追加につきましては、低所得世帯の子育て支援のため、子供1人5万円を給付するものでございます。均等割のみの課税世帯同様、3節職員手当等から12節委託料までは事務費分となります。合わせて220万円の追加です。

18節負担金補助及び交付金は、子供400人分を見込み、2,000万円の追加となっております。次に、71ページをお願いします。

3項目めの戸籍事務費221万3,000円につきましては、住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍の附票に氏名への振り仮名の記載が法制化されたことに伴うシステム改修委託220万円の追加が主なものでございます。

次の千葉県議会議員選挙費305万7,000円の減額につきましては、無投票のため関係経費を減額するものでございます。

次に、75ページをお願いいたします。

自立支援事業1,722万4,000円の主なものにつきましては、19節扶助費の介護給付費や訓練等給付費、補装具給付費の増加によるものでございます。これは各サービスの利用者やサービス利用日数等の増加によるものでございます。

18節の重度の強度行動障害加算事業補助金82万7,000円の減額につきましては、入所予定日が遅れたことによる減額でございます。

次の自立支援医療給付事業240万2,000円は、身体障害者更生医療給付費の1件当たりの給付費が増加したことによる追加でございます。

次に、77ページをお願いします。

一番下の後期高齢者健康診査事業、18節負担金補助及び交付金458万円の減額につきましては、定率市町村負担金412万5,000円の減額と広域連合の共通経費分の負担金98万円の減額、それから人間ドック助成事業52万5,000円につきましては、こちらは利用者の増加に伴う追加となります。

次に、79ページをお願いします。

中段の子ども・子育て支援対策事業の18節負担金補助及び交付金852万1,000円の追加のうち施設型給付891万6,000円は、保育士等人件費等のアップによるものでございます。

地域子育て支援拠点事業費補助金と保育士配置改善事業、一時預かり事業は、国・県の基準単価の改正による増額でございます。

保育士処遇改善事業と子育てのための施設等利用給付交付金は、利用者数の減等による減額でございます。

1つ飛ばしまして、乳幼児家庭応援事業110万円の減額でございますが、愛光保育園やどろんこ保育園、東浪見こども園などへの副食費補助金が当初見込みより対象者が少なかったことによる減額でございます。

次の81ページをお願いします。

上から2項目め、児童手当支給事業465万円の減額でございますが、受給者数の減によるものでございます。

次に、83ページをお願いします。

予防接種事業の委託料440万4,000円の減額ですが、各種予防接種委託料383万2,000円の減額が主なものでございます。これは、子宮頸がんワクチン接種のキャッチアップ人数が見込みより大分少なかったことによる減額でございます。

次の母子保健事業の12節委託料271万7,000円の減額でございますが、これは妊婦健康診査や乳児健康診査などになります。出生数や妊娠届数などの減によるものでございます。

2つ飛ばしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,884万9,000円の減額につきましては、ワクチン接種に伴う経費で集団接種や個別接種経費の精算となります。

次に、87ページをお願いします。

上から2項目め、住宅用設備等脱炭素化促進事業137万円の減額ですが、当初見込みより申請件数が少なかったことによる減額となっております。

次に、一番下の項目、農業振興事業の18節負担金補助及び交付金657万8,000円の減額の主なものにつきましては、「輝け!ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金361万2,000円の減額、こちらにつきましては事業の取りやめ等もあり減額するものでございます。

一番下の新規就農者育成総合対策事業交付金の196万円の減額につきましては、機械等の購入実績に基づく減額で、当初予定された事業は全て予定どおりに実施されております。

次に、89ページをお願いします。

上から2項目め、農業生産基盤整備事業の18節負担金補助及び交付金636万7,000円の減額

につきましては、多面的機能支払交付金事業の県からの配分金が減額されたことによるものでございます。

1つ飛ばしまして、湛水防除事業の12節委託料110万円の減額は、湛水防除施設の機能診断、機能保全計画策定業務が入札により安価で契約できたことによる減額でございます。

次に、下から3項目めの商工会活動支援事業480万円の減額につきましては、地方創生事業でプレミアム商品券事業が実施できたことから、町単独事業分を今回減額するものでございます。

次の91ページをお願いします。

上から2項目め、海岸有料駐車場運営事業の12節委託料294万1,000円の減額の主なものにつきましては、有料駐車場警備委託料260万8,000円の減額で、当初262日警備員を配置する予定でしたが、天候不良等もあり223日の配置となったため減額するものでございます。

次の魅力ある海岸づくり基金1,226万1,000円は、有料駐車場収入から警備委託等の必要経費を差し引いた額の積立てとなります。

2つ飛ばしまして、用地管理事務運営費515万円につきましては、龍宮地先の民地に排水管が敷設されている箇所の用地買収及び東浪見地先で道路の一部が民地に入っていることが判明しましたので、こちらの用地を買収するものでございます。

次に、93ページをお願いします。

3項目めの公共下水道（雨水）維持管理事業8,118万5,000円の減額の主なものにつきましては、12節委託料の公共下水道施設整備事業委託7,994万9,000円の減額となります。こちらは入札により安価で契約ができたことによる減額となっております。

一番下の災害対策事業513万9,000円の減額でございますが、12節委託料のハザードマップ作成委託料が入札により安価で契約できたことにより、312万4,000円の減額と18節負担金補助及び交付金の自主防災組織設置補助金140万6,000円の減額ですが、自主防災会の設立が当初より遅れたため、資機材等の購入補助を翌年度に申請したいとの申出があり、今回減額するものでございます。

次に、97ページをお願いします。

2項目めの東浪見小学校学校管理運営事業の10節需用費の光熱水費100万7,000円の減額ですが、物価高騰を見込み電気、ガス、水道代等を例年より多く見込んでおったところでございますが、大きな増加に至らなかったため減額するものでございます。

なお、この後、一宮小学校及び一宮中学校の光熱水費も同様の理由により減となっております。

次に、101ページをお願いします。

中ほどの一宮小学校教育扶助177万7,000円の減額につきましては、要保護・準用保護・特別支援のそれぞれ対象者の減による減額となっております。

次に、少し飛びまして107ページをお願いします。

中ほどの土木関係災害復旧事業2,000万円につきましては、町道1-2号線、これは細田堰の脇でございますが、災害査定が終わり、補助採択が2月にありましたので、今回事業費を追加し、そのまま翌年度に繰り越すものでございます。

一番下の国民健康保険特別会計繰出金518万8,000円の減額につきましては、保険基盤安定分や出産育児一時金等の減額が主なものでございます。

次のページ、介護保険特別会計繰出金317万円の減額につきましては、介護給付費分等の減が主なところでございます。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金147万4,000円につきましては、広域連合納付金や職員人件費の増による追加でございます。

次に、戻っていただきまして、歳入についてご説明いたしますので、51ページまでお戻りいただきたいと思っております。

初めに、1款町税の個人町民税ですが、納税義務者や所得金額の増加により3,150万円の増額でございます。法人税は、企業の業績アップ等により1,076万8,000円の増額です。

2項の固定資産税は、新築家屋や設備投資による償却資産の増加により2,966万5,000円の増額でございます。

4項のたばこ税は、売渡し本数の増加により251万3,000円の増額となっております。

2款の地方譲与税から11款の地方特例交付金までにつきましては、それぞれの交付見込みによる増減となっております。

12款地方交付税につきましては、再算定による追加等もあり、1億6,891万2,000円の増額となっております。

次に、53ページをお願いします。

15款使用料及び手数料の1項使用料の海岸有料駐車場使用料は、利用者の増加により983万5,000円の追加でございます。

16款の国庫支出金から17款県支出金は、先ほど歳出でご説明いたしました各事業の補助率



や補助金の交付決定等に基づき精算したものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

中段よりやや下でございますが、土地売払収入673万1,000円につきましては、町有地の払下げ申請に基づき5件を払い下げたものでございます。

19款寄附金につきましては、一般寄附金2件で170万4,000円の増、ふるさと応援寄附金は770万円の増加を見込んでおります。

20款繰入金の1目財政調整基金繰入金は、町税や交付税の増加により、当初繰入れ予定であったものが、繰入れせずに済みましたので、1億3,400万円の減額でございます。

3目の公共施設整備基金繰入金につきましては、各充当事業の契約実績に基づき805万4,000円を減額するものでございます。

22款諸収入の3項受託事業収入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの受託事業で809万9,000円を追加するものでございます。

4項雑入325万1,000円の主なものにつきましては、後期高齢者医療給付費負担金の前年度精算による返還金336万8,000円でございます。

23款町債につきましては、臨時財政対策債の算定結果により420万円の減額でございます。

また、緊急防災・減債事業債から公共事業等債までは、事業費確定によりそれぞれ減額するものでございます。

災害復旧事業債は、町道1-2号線の路肩崩落事業の復旧に要する地方債800万円を追加するものでございます。

最後に、繰越明許費と地方債の補正についてご説明させていただきますので、46ページ、47ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございますが、新たに2款1項総務管理費の千葉県防災行政無線再整備事業1,023万7,000円から10款2項土木施設災害復旧費の町道1-2号線災害復旧事業2,000万円まで11項目を追加するものでございます。これらにつきましては、資機材の調達等に遅れが生じていることから、事業の完了が見込めないものや、国の予備費や補正予算等の追加により、年度内の事業完了が見込めないものを翌年度に繰り越すものでございます。11項目合わせまして2億670万6,000円となります。

次に、3表の地方債補正でございますが、追加といたしまして、町道1-2号線の災害復旧事業債800万円の追加になります。

変更は臨時財政対策債の算定結果に基づく借入限度額の変更と各事業の契約実績に基づく

事業費確定により、それぞれ限度額を変更するものでございます。

説明、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第15号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第22、議案第16号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第16号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの117ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,420万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,424万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出からご説明いたします。

126、127ページをお願いいたします。

右側の説明欄でご説明させていただきます。

一般人件費でございますが、人事院勧告の給与改定に伴うものとなっております。

その下の運営事務費は、診療報酬のレセプト点検委託料の事業執行による精算が主なもので、57万8,000円の減額とするものでございます。

その下、賦課徴収事務費でございますが、各通知書等の執行残の精算となっております。

次に、国保運営協議会運営費は、事業執行による委員報酬の精算となっております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費の給付金でございますが、実績及び見込みにより1,200万円の減額とするものでございます。

次に、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金の給付金は、対象となる出産件数の減少を見込んで310万8,000円の減額とするものでございます。

128、129ページをお願いいたします。

次に、特定健診・特定保健指導事業でございますが、218万5,000円の減額につきましては、集団健診の受診者数の減少に伴う委託料の精算が大きなものとなっております。

次に、保健事業でございますが、補正額114万5,000円の増額は、人間ドック及び脳ドックの受診者数の増加に対応するための費用が主なものとなっております。

次に、基金積立金は236万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

122、123ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、見込みによりまして、現年課税分の2,550万7,000円を減額するものでございます。被保険者数の減少で団塊の世代が75歳、後期高齢者医療制度に移行したことが主な要因でございます。

その下、2款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、こちらは出産育児一時金でございます。

次に、4款県支出金でございますが、右ページの1節普通交付金は、医療給付費の実績等による見込みから6,425万円を減額するものでございます。

その下、2節特別交付金は、県からの交付決定による見込みから、合計で597万4,000円を減額するものでございます。

5款財産収入は、基金の利子でございます。

6款繰入金は、一般会計から繰入れを行うもので、交付決定等により精算するもので、合

計で518万9,000円を減額するものでございます。

7款繰越金は、前年度の繰越金でございます。

8款諸収入は、滞納額に対する延滞金、交通事故による第三者納付金と特定健診の受診者からの負担金の増減でございまして、事業執行等に伴う精算となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第16号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第23、議案第17号 令和5年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第17号 令和5年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの135ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,561万7,000円にしようとするものでござい

す。

今回の補正内容は、いずれも決算見込みによる精算でございます。

初めに、歳出から主な内容をご説明いたします。

議案つづりの144ページ、145ページをご覧ください。

1段目の1款1項総務管理費は、合計で119万2,000円の増額です。こちらは人事院勧告等に基づく人件費の整理、また令和6年度の介護報酬改定などに対応するシステムの改修費でございます。

2つ飛びまして、1款4項の計画策定委員会費は17万6,000円の増額です。こちらは介護保険法に基づき策定いたしました第9期介護保険事業計画について冊子100部を作成するための印刷製本費でございます。

続きまして、2款1項の介護サービス等諸費につきましては、次の146ページになります。上段になりますが、合計で2,055万円の減額でございます。こちらは令和5年度の特徴といたしまして、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い外出控えが緩和され、通いのサービス、通所介護の利用件数が増加傾向となっております。一方でコロナ禍では増加しておりました在宅でのサービス、訪問入浴の利用件数が減少傾向となっております。また、特別養護老人ホームにつきましては、入所者数の減少などから給付費も減少傾向となっております。

続きまして、中段やや下になります。

2款5項特定入所者介護サービス等費は470万円の減額です。こちらは非課税世帯など低所得の皆様が施設サービスを利用した際の食事や居住費を助成するもので、決算見込みによる精算でございます。

続きまして、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で393万6,000円の減額です。こちらの対象は要支援の皆様で、ヘルパーサービスやデイサービスの給付費でございますが、秋冬期のインフルエンザ流行などからサービスの利用控えがあったものと考えられ、それぞれ決算見込みによる精算でございます。

続きまして、148ページ、149ページをご覧ください。

下から2段目になります。

4款1項の基金積立金は36万円の増額でございます。こちらは今後見込まれる給付費の増加への対策として、決算剰余金を積立てするものでございます。

続きまして、一番下段から次の150ページにかけまして、5款の諸支出金であります。こちらは令和4年度の各事業費確定に伴い超過交付となりました負担金等について、それぞ

れ返還するため償還金と繰出金を計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

議案つづりは140ページ、141ページにお戻りください。

初めに、1款の保険料でございますが、こちらは被保険者の転入・転出に伴う異動などから30万6,000円の減額でございます。

続きまして、3款2項の国庫補助金から一番下段になりますが、7款1項の一般会計繰入金、これらは6款の財産収入を除き、いずれも歳出の決算見込みに合わせた定率での財源の補正でございます。

続きまして、142ページ、143ページをご覧ください。

上段の7款2項の基金繰入金は723万5,000円の減額です。こちらは決算見込みにより、財源を整理した結果、財源の不足が解消いたしますので減額するものでございます。

続きまして、8款1項の繰越金3,314万7,000円の増額は、前年度からの繰越金を全額予算化するものでございます。

最後に、9款3項の雑入は136万1,000円の増額です。こちらは介護予防教室の参加者負担金や介護認定審査会に係る広域負担金の精算金など、それぞれ予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第17号 令和5年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第24、議案第18号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第18号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの157ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,425万円とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出より説明させていただきます。

164、165ページをお願いいたします。

右側の説明欄によりご説明をさせていただきます。

一般職員人件費は、人事院勧告の給与改定に伴う増額でございます。

その下、運営事務費は保険証の郵送費等で、事業執行に伴う精算でございます。

次に、保険料賦課徴収事務費は、保険料の通知等に伴う郵送料やコンビニ収納手数料につきまして、それぞれ実績等により補正するものでございます。

次に、広域連合納付金105万6,000円の増は、保険料の収納実績によるものでございます。

その下、保険基盤安定拠出金の3万7,000円の減は、広域連合から示された金額により精算するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして、162、163ページをお願いいたします。

1款保険料でございますが、特別徴収分と普通徴収分を合わせまして82万1,000円の減とするもので、広域連合から示された見込額により補正するものでございます。

2款繰入金は、実績等により合計で147万3,000円の増とするものでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金です。

4款諸収入ですが、右側の説明欄の延滞金は実績により1万円の増、保険料還付金は広域連合からの還付金で15万1,000円の増、雑入は合計で13万5,000円の増となっております。広

域連合からの前年度の保険料負担の精算が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第24、議案第18号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第25、議案第19号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第19号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの169ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）の予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入科目、第1款農業集落排水事業収益、既決額1億5,342万1,000円から、第1項営業収



益304万円を減額補正し、1億5,038万1,000円とする。

支出科目、第1款農業集落排水事業費用、既決額1億4,812万4,000円から、第1項営業費用519万9,000円を減額、第2項営業外費用に149万9,000円を増額補正し、1億4,442万4,000円とするものでございます。

第3条予算、第4条本文括弧書を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,606万7,000円」は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「1,233万8,000円」、損益勘定留保資金「1,372万9,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入科目、第1款農業集落排水事業資本的収入、既決額3億6,879万2,000円から、第1項企業債1,070万円と第2項県補助金1,584万4,000円を減額、第3項負担金195万円を増額補正し、3億4,419万8,000円とする。

支出科目、第1款農業集落排水事業資本的支出、既決額3億9,667万円から第1項建設改良費2,640万5,000円を減額補正し、3億7,026万5,000円とするものでございます。

第4条、企業債は、下水道事業債の限度額を1億4,620万円から1,070万円減額補正し、1億3,550万円に改めるものでございます。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決額427万9,000円に20万1,000円を増額補正し、448万円とするものでございます。

それでは、今回の補正予算の詳細な内容についてご説明させていただきます。

議案つづりの176ページをお開きください。

まず、下段の支出欄でございますが、農業集落排水事業費用ですが、1款1項1目処理場費540万円の減額につきましては、1節光熱水費のうち電気料についてとなります。当初、価格高騰を見込んで予算計上しておりましたが、今年度は通年ベースで落ち着いたため、3地区ともに減額するものでございます。

次に、2目総係費20万1,000円を増額につきましては、他会計同様に職員給与等について増額補正するものです。

次に、1款2項2目の消費税及び地方消費税149万9,000円を増額につきましては、令和5年度分の消費税申告の資産額を計上するものでございます。

続きまして、上段の収入欄でございますが、農業集落排水事業収益1款1項1目の施設使用料304万円の減額につきましては、10月からの賦課徴収方法の変更に伴いまして、町への

入金サイクルが変更になったことにより減額するものでございます。

次に、議案つづりの178ページをお願いいたします。

下段の支出欄でございますが、農業集落排水事業の資本的支出になりますが、1款1項1目施設整備費2,640万5,000円の減額につきましては、原地区改修事業に係る事業費の確定に伴いまして、落札差金を減額するものでございます。

続きまして、上段の収入欄となりますが、資本的収入ですが、1款1項1目建設改良債1,070万円と2項1目県補助金1,584万4,000円の減額につきましては、原地区改修事業に係る事業費の確定に伴いまして、財源である地方債と県補助金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、3項1目受益者負担金195万円の増額につきましては、新規加入分です。原地区2件と北部地区2件、合計4件の新規加入がありました。当初1件に加え、残り3件分について今回増額補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第25、議案第19号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後1時間経過いたしますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は16時の予定です。

休憩 午後 3時44分

---

再開 午後 3時59分

○議長（鶴沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第20号～議案第24号の上程、説明、委員会付託

○議長（鶴沢清永君） 日程第26、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算議定について、日程第27、議案第21号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第28、議案第22号 令和6年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第29、議案第23号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第30、議案第24号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第20号から24号について、順次提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算議定についてご説明させていただきます。

新年度予算書のほうをご覧いただきたいと思います。

新年度予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億600万円と定めるものでございます。

第2条は、債務を負担することができる事項、期間、限度額は、第2表債務負担行為によるものとするものです。

第3条は、町が起こすことができる地方債は、第3表地方債によるものとするものです。

第4条は、一時借入金の最高額を2億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用を定めるものでございます。

次に、予算の概要を事項別明細書の総括表でご説明させていただきますので、予算書の11ページをお願いいたします。

1款町税につきましては14億9,441万2,000円で、3,844万4,000円の増となっております。これは4万円の定額減税の影響により、町民税個人の現年課税分で572万7,000円の減が見込まれますが、法人税の現年課税分で1,088万4,000円の増、固定資産税は新築家屋等の増加により、現年課税分で2,862万3,000円の増額を見込んだものでございます。なお、定額減税の

影響につきましては、町全体で約5,000万円と見込んでおります。

2款地方譲与税から11款地方特例交付金までは、国の令和6年度地方財政対策を参考に、町の決算状況や令和5年度見込みから算定をさせていただきました。

なお、11款地方特例交付金が5,080万1,000円増加しておりますが、これは先ほど町税で説明させていただきました定額減税分約5,000万円が地方特例交付金として交付されることから増額となっているものでございます。

12款地方交付税につきましては12億5,000万円で、5,000万円の増となっております。こちらも近年の実績や地方財政対策等を基に見込んだものでございます。

16款国庫支出金につきましては6億631万8,000円で、3,554万4,000円の減となっております。これは子どものための教育・保育給付交付金で1,594万8,000円の増、デジタル基盤改革支援補助金で1,724万円の増などがございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の終了により、接種補助金が6,500万円減少したことが減額の主な要因となっているところでございます。

17款県支出金につきましては4億1,908万円で、846万2,000円の増となっております。これは、水利施設保全合理化事業や観光地魅力アップ事業の終了による減額要因があるものの、新規就農者育成総合事業交付金で1,053万5,000円の増、子どものための教育・保育給付費負担金で745万4,000円の増、そのほか千葉県知事選挙費委託金585万円の増などにより、全体で増額となっております。

20款繰入金につきましては1億9,680万2,000円で、1,577万2,000円の減となっております。今回、財政調整基金の繰入金は1億3,000万円で、昨年より400万円ほど減少しています。そのほか、魅力ある海岸づくり基金2,900万円の繰入れがなくなったことにより、繰入金全体で減少したものでございます。

22款諸収入は9,550万9,000円で、2,153万4,000円の増となっております。長生広域からの水道管工事に伴う舗装本復旧工事費負担金3,000万円の減少があるものの、一宮排水機場補修工事に伴う土地改良施設維持管理適正化事業交付金4,050万円の増加により、全体で増額となっております。

23款町債につきましては2億1,100万円で、1,610万円の増となっております。臨時財政対策債や公共事業等債などの減少要因もございますが、緊急防災・減災事業の増加により全体で増額となっているものでございます。

歳入合計といたしまして、昨年より1億800万円、率にして2.2%増の51億600万円となる

ものがございます。

次に、歳出についてご説明いたします。13ページをご覧くださいと思います。

2款総務費につきましては9億4,130万1,000円で、539万2,000円の減となっております。新たに防犯灯の整備事業990万円や千葉県知事選挙費585万円の増などがあるものの、行政ネットワーク公開工事や千葉県防災行政無線再整備費負担金、千葉県誕生150周年記念事業などの終了により、全体で減額となっております。また、交通安全対策として自転車用ヘルメット購入補助を新たに開始いたします。

3款民生費につきましては13億4,168万円で、9,451万8,000円の増となっております。大きな増加となっておりますが、主な要因といたしましては、子ども・子育て支援事業3,790万8,000円や自立支援事業1,734万4,000円の増、放課後児童健全育成事業1,216万3,000円の増、後期高齢者医療の定率負担金837万8,000円の増などによるものがございます。また、新たに80歳以上の高齢者で自動車運転免許証を自主返納された方へのタクシー助成を新たに開始いたします。

4款衛生費につきましては5億3,803万1,000円で、3,101万2,000円の減となっております。自治体情報システム標準化に伴う健康管理システム改修で1,842万3,000円の増、地下水汚染除去対策事業で986万7,000円の増、広域の衛生費関係負担金や長生病院、水道などの負担金を合わせて848万1,000円の増、新規事業といたしまして、小児インフルエンザ予防接種事業や帯状疱疹ワクチン接種事業を新たに開始するなどの増加要因もございますが、新型コロナウイルス接種事業の終了による7,000万円の減額が大きく、全体で減少しているものがございます。

5款農林水産業費は2億4,709万7,000円で、7,793万6,000円の増となっております。増加の主なものがございますが、一宮排水機場ポンプ改修事業で5,060万円の増、新規就農者育成総合交付金事業で1,132万2,000円の増、長生第二排水機場排水計画策定事業で693万円の増となっております。新規の町単独事業として、地域農業担い手事業を新たに開始いたします。また、県補助金や森林環境譲与税を活用して一宮海岸に木製ブランコを設置いたします。雄大な太平洋を望むブランコは、新たな観光客の誘致につながるものと期待するところでございます。

6款商工費につきましては9,936万1,000円で、3,905万1,000円の減となっております。こちらにつきましては、一宮海岸北側トイレ設置工事の終了による減が主な要因でございます。

7款土木費につきましては4億456万円で、6,573万円の減となっております。これは中央

ポンプ場改修事業の事業費減や広域からの舗装本復旧事業の終了などにより減額となったものでございます。土木費の新規事業といたしましては、空き家実態調査を新たに行います。

8款消防費は3億1,845万7,000円で、5,268万9,000円の増となっております。これは広域市町村圏組合への負担金1,026万1,000円の増のほか、新たにドローンを活用した津波避難広報システムを整備してまいります。

9款教育費につきましては4億2,217万2,000円で、5,791万4,000円の増となっております。これは新たに各小中学校へ校務支援システムを導入するための経費として1,716万円、教科書改訂経費で1,036万5,000円、公民館改築関係経費で1,095万5,000円などが増加の要因となったものでございます。

2つ飛ばしまして、12款諸支出金につきましては3億8,952万8,000円で、1,440万3,000円の減となっております。諸支出金は各特別会計への繰出金となり、国民健康保険特別会計で611万2,000円の減、介護保険特別会計で955万2,000円の減、後期高齢者医療特別会計で366万3,000円の増、農業集落排水事業特別会計で240万2,000円の減となっております。

最後に、第2表債務負担行為及び第3表地方債についてご説明をいたします。

6ページをご覧いただきたいと思っております。

新たに債務負担行為を設定するものにつきましては、公共下水道施設整備事業と放課後児童健全育成事業委託料になります。期間はどちらも令和6年度から令和8年度までの3か年となります。限度額は公共下水道が7億3,314万円で、放課後児童が1億26万円となるものでございます。

次に、7ページの第3表地方債でございますが、令和6年度に起こすことができる地方債の限度額になります。上から臨時財政対策債は1,100万円、緊急防災・減災事業債は9,420万円、公共事業等債は1億580万円が本年度借入れできる限度額となります。

以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 続きまして、議案第21号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につきましてご説明申し上げます。

予算書の163ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億7,881万円と定めるものでございま

す。前年度比0.2%の増となっております。

歳入における国民健康保険税は世帯数1,928世帯、被保険者数2,971人、前年度と比べ117人の減少であります。歳入における国保税も減少傾向にあります。歳出の医療費につきましては、インフルエンザ等の感染症の蔓延が近年多く発生していることから医療費の増加を見込んでおります。

このような中、物価上昇などの経済状況により被保険者の家計を圧迫していることを鑑み、被保険者の負担軽減を図るため保険税率を据え置くこととし、財政調整基金を取り崩す形で運営する予算となっております。計上額につきましては、実績に基づいた数値や県からの通知、決算見込み等により計上し、総額はほぼ前年度並みの予算となっております。町としては、医療費と県納付金の推移を注意しながら、健全な事業運営を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは続きまして、議案第22号 令和6年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の203ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,553万6,000円に定めようとするものでございます。この予算規模は、前年度に比べ2,096万2,000円の減、率にして1.9%の減となりました。

なお、本年2月末日現在の65歳以上の高齢者数は3,999人であり、前年同時期と比べ14人の減、このうち要介護認定者数は565人であり、前年同時期と比べ1人の減となっております。また、高齢化率は32.6%でございます。

令和6年度は、新たに策定いたしました第9期介護保険事業計画の計画期間初年度となります。この計画などに基づき、高齢の皆様が住み慣れた地域で自分らしいお暮らしをいつまでも送ることができるよう、地域包括ケアシステムの推進はもとより、介護予防への取組や認知症施策の一層の強化を図り、さらなる高齢者の健康寿命の延伸に努めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 続きまして、議案第23号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別

会計予算議定につきましてご説明申し上げます。

予算書の245ページをご覧ください。

令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,277万1,000円と定めるものとございます。前年度比10.4%の増となっております。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象で、千葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合会が主体となって運営されています。本予算につきましては、被保険者数を2,246人、前年度比55人の増で見込み、広域連合からの通知や実績に基づいた数値等により所要額を計上しております。また、2年に1度の保険料率の改定が行われることから、加味した形で予算編成を行っております。

令和6年度につきましても医療費の増加は保険料の増加につながることから、健康診査を積極的に受診していただき、被保険者の健康の維持増進への取組を千葉県後期高齢者医療広域連合会と連携してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第24号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の273ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度一宮町の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

まず、支出についてですが、項の中段となりますが、3条に規定しております収益的収支についての支出になります。

1款農業集落排水事業費用は総額1億4,578万6,000円でございます。

1項営業費用は、原、東浪見、北部地区処理場の施設維持管理費のほか、職員1名分の人件費や減価償却費で1億4,156万6,000円、2項営業外費用は企業債利息で372万円、3項は予備費といたしまして50万円を見込んでおります。

次に、収入についてでございますが、1款農業集落排水事業収益は総額1億6,443万4,000円でございます。1項営業収益は、原、東浪見、北部地区の施設使用料などで4,326万2,000円、2項営業外収益は一般会計繰入金のほか長期前受金戻入などで1億2,117万2,000円を見込んでおります。



続きまして、274ページをお願いいたします。

ページ上段となりますが、第4条に規定しております資本的収支についてとなります。

まず、支出についてでございますが、1款農業集落排水事業資本的支出は総額2億2,992万7,000円でございます。1項建設改良費は、原地区処理施設整備費などで2億179万2,000円、2項企業債償還金は、企業債の元金といたしまして2,803万5,000円、3項のその他の資本的支出につきましては、基金の積立金として10万円を見込んでおります。

次に、収入についてでございますが、1款農業集落排水事業資本的収入は総額2億2,695万1,000円でございます。1項企業債につきましては、原地区処理施設整備費の財源といたしまして、下水道事業債のほか公営企業会計適用債で8,210万円、2項県補助金は原地区処理施設整備費の財源といたしまして1億1,943万2,000円、3項他会計補助金につきましては、一般会計繰入金として2,476万9,000円、4項負担金は受益者負担金として65万円を見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第20号から議案第24号につきましては、質疑を省略し、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第24号につきましては質疑を省略し、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

念のため職員に議案付託表を朗読させます。

御園議会事務局長。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

---

#### ◎休会の件

○議長（鵜沢清永君） 日程第31、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月9日、10日は町の休日のため休会です。

お諮りいたします。会議規則第9条第2項の規定により、3月6日から8日及び11日から

13日までの6日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、3月6日から8日及び11日から13日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、休会中に常任委員会を開催されるようお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長(鶴沢清永君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月14日の会議は午後2時からといたします。よろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時27分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 14 日 （ 木 ）

# 令和6年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

令和6年3月14日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	焔	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鵜	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課副主幹	関	谷	智	香子	住民課長	目	良	正	巳	
福祉健康課長	森		常	磨	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課長	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第20号	令和6年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第21号	令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第22号	令和6年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第23号	令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

- 日程第五 議案第 2 4 号 令和 6 年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定について
- 日程第六 発議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第七 発議案第 2 号 ダイヤ改正における鉄道路線の運行本数の維持や利便性確保に関する国の積極的関与を求める意見書
- 日程第八 発議案第 3 号 京葉線直通快速及び通勤快速を維持し、利便性を確保するよう要望する決議
- 日程第九 発議案第 4 号 専決処分事項の指定について
- 日程の追加
- 日程第十 一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置に関する動議

---

開議 午後 2時01分

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、本日はご苦労さまです。

本定例会も本日が最終日となります。休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議いただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎議案第20号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第21号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第22号 令和6年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第23号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第24号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は各常任委員会へ付託してございます。これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、川城茂樹君。

○総務経済常任委員長（川城茂樹君） 4番、川城茂樹です。

それでは、総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算のうち歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費と、議案第24号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算です。

審査は、3月6日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、

その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は、委員長 川城茂樹、副委員長 吉野繁徳、委員 鶴沢清永、森 佐衛、小安博之、宇佐美信幸、篠瀬寛樹の7名です。なお、本委員会の書記は、総務課主査補、三橋祐子です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施しました。

初めに、町道1-7号線で道路新設改良事業に関する説明を受けました。続いて、一宮町営野球場では防災行政無線デジタル工事について説明を受けました。最後に、一宮排水機場で土地改良施設維持管理適正化事業に関する説明を受けました。

続いて、午前10時から付託された議案審議に入りました。

初めに、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算の概要について申し上げます。

令和6年度の予算の一般会計総額は51億600万円で、前年度に対し1億800万円の増額となっています。

歳入の根幹である町税収入については、アフターコロナ等による経済活動の回復を加味し、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、入湯税などが増額となっています。町税全体では14億9,441万2,000円で、前年比3,844万4,000円の増額です。

次に、地方交付税ですが、国の地方財政対策で交付ベースが前年度より0.9%増加となったほか、近年の実績等を基に見込み、前年比5,000万円増額の12億5,000万円となっています。

次に、使用料及び手数料ですが、町営住宅入居者退去等による住宅使用料の減少などにより、前年比102万8,000円減額の1億128万4,000円となっています。

次に、国庫支出金ですが、デジタル基盤改革支援補助金、子どものための教育・保育給付交付金等の増額もありましたが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の終了により、接種補助金が6,500万円減少したことが主な要因となり、全体では前年比3,554万4,000円減額の6億631万8,000円となっています。

次に、県支出金ですが、農業水利施設保全合理化事業補助金等の減額もありましたが、新規就農者育成総合対策事業交付金、子どものための教育・保育給付費負担金、千葉県知事選挙費委託金などが増加の主な要因となり、全体では前年比846万2,000円増額の4億1,908万円となっています。

次に、寄附金ですが、ふるさと応援寄附金のポータルサイト追加等による寄附件数の増加を見込み、前年比340万円増額の1億9,841万6,000円となっています。

次に、繰入金ですが、ふるさと応援基金繰入金等の増額もありましたが、財政調整基金や

公共施設整備基金繰入金が減少したほか、魅力ある海岸づくり基金2,900万円の皆減により、全体で前年比1,577万2,000円減額の1億9,680万2,000円となっています。

次に、諸収入ですが、長生郡市広域市町村圏組合の水道管工事に伴う舗装本復旧工事費負担金3,000万円の減少があるものの、一宮排水機場補修工事に伴う土地改良施設維持管理適正化事業交付金4,050万円の増加により、全体では前年比2,153万4,000円増額の9,550万9,000円となっています。

次に、町債ですが、臨時財政対策債や公共事業等債などの減少要因もありますが、緊急防災・減災事業債の増加により、前年比1,610万円増額の2億1,100万円となっています。

続きまして、歳出ですが、総務費の主なものとして、ふるさと応援費1億9,840万4,000円、防犯灯更新工事990万円、町長選挙費963万5,000円、千葉県知事選挙費585万円、自転車用ヘルメット購入費補助金100万円などがありますが、行政ネットワーク更改工事や千葉県誕生150周年記念事業の終了により、総務費全体では前年比539万2,000円の減額の9億4,130万1,000円となっています。

次に、衛生費ですが、クリーン一宮推進事業費は、令和6年度に策定する生物多様性戦略に関する冊子印刷製本費及び合併処理浄化槽設置事業に関する補助件数の増を見込み、前年比302万3,000円増額の1億7,413万5,000円となっています。

次に、農林水産業費ですが、農業振興費の主なものとして、新規就農者育成総合対策事業交付金1,883万2,000円、有害鳥獣対策事業433万2,000円、新規の町単独事業として地域農業担い手支援事業補助金300万円などがあります。農地費は、一宮排水機場の電動ポンプ補修工事5,060万円、これに伴う実施設計及び施工監理委託料443万3,000円などが主なものとなっています。林業振興費は、一宮海岸に新設する遊具設置工事312万6,000円などがあり、農林水産業費全体では、前年比7,793万6,000円増額の2億4,709万7,000円となっています。

次に、商工費ですが、主なものとして、観光イベント開催事業費764万4,000円、海岸有料駐車場運営事業2,335万円などがありますが、一宮海岸北側トイレ設置工事の終了が主な要因となり、商工費全体では前年比3,905万1,000円減額の9,936万1,000円となっています。

次に、土木費ですが、主なものとして、道路橋梁総務費では、排水機場の浚渫工事請負費865万7,000円などがあります。道路維持費は、道路維持補修工事7件と緊急対応工事を予定しているほか、JR上総一ノ宮駅構内のLAN回線改修に伴う自動改札機借上料の増加が主な要因となり、150万8,000円の増額です。道路新設改良費では、町道1-7号線の道路改良工事請負費4,000万円などがあります。また、都市計画総務費では、空き家実態調査業務委



託料536万8,000円を新たに計上したほか、公共下水道費では中央ポンプ場施設整備事業の縮減により5,797万2,000円の減額となりました。土木費全体では、前年比6,573万円減額の4億456万円となっています。

次に、消防費ですが、主なものとして、新たにドローンを活用した津波避難広報システム整備委託料4,500万円や、長生郡市広域市町村圏組合負担金の増額により、全体では前年比5,268万9,000円の増額の3億1,845万7,000円となっています。

歳出の最後に、公債費については、前年比1,717万3,000円減額の3億874万9,000円となっています。

次に、昨年度の2点の要望事項に対して回答がありましたので、その概要を要約いたします。

1点目、ふるさと応援寄附金について、さらなる寄附額向上につながるような事業執行に努めるよう要望するとの要望に対しては、現在開設中である5つのポータルサイトに加え、新たにふるなび、ふるラボを11月に、JREモールを3月に増設しました。さとふるが提供するPay Pay商品券という電子クーポン券を導入し、町内の対象店舗が飲食にも対応できるようにするなど、寄附獲得に向け間口拡大に努めてまいります。引き続き、魅力ある返礼品の開発や新規事業者の開拓なども行っていきながら、寄附額向上に努めてまいりますとの答弁でした。

2点目は、上総一ノ宮駅東口開設に伴い、町や地域の活性化となる計画的な事業推進を求めるとの要望に対しては、町としては、これまで町村会を通じ、歩行者の安全確保をするため、駅南側の神門踏切の改良整備について要望しており、令和2年度町村会の回答では、鉄道事業者と県との協議が調い次第、踏切幅に着手していきたい旨の回答を得ています。当面は、既存の広場の利便性や安全性を確保するために不可欠な整備を行い、上総一ノ宮駅東口周辺の本格的な整備については、利用状況や町民の皆様のご意見、町の財政状況などを見極めながら、町全体に波及効果をもたらすような工夫なども考慮の上、計画してまいりますとの答弁でした。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

防災行政無線のアナログ方式を廃止し完全デジタル化するということだが、どのくらい更新が進んでいるのか。また、新たに戸別受信機を希望する人は購入が必要かとの質疑に対して、デジタル戸別受信機は、現在350台弱が稼働している。新規では高齢者及び3年続けて非課税の世帯が多く、無償で貸与しており、有償の取扱いは少ない。転入者には戸別受信機

のほかにも、防災アプリの案内もしているので、有償で機器を借りるよりもアプリを選択するほうが多いと思われるとの答弁でした。

津波避難広報システムのドローン機体について、津波対策以外の目的に使うことは考えているのかという質疑に対して、災害発生後の被害状況の確認やイベントの撮影などに活用したいとの答弁でした。

企業版ふるさと納税は現状どうなっているのかとの質疑に対し、令和5年度は2社からの寄附があり、学校の机等の購入及び海岸の避難看板設置に充当した。今後は、さらにPRをしていきたいとの答弁でした。

自転車用ヘルメット購入費補助金については、県からも補助が出ると聞いたが、併用は可能かとの質疑に対し、購入補助の実施市町村に対し、県から1件につき1,000円の補助が出る。現在、県内で野田市、市川市、松戸市、浦安市、鎌ヶ谷市が実施しており、来年度は18市町村が予定しているとの答弁でした。

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金に計上している件数の根拠は何か、件数的に間に合っているのかとの質疑に対して、令和5年度の実績数値を基に計上しており、エネファーム2件、蓄電システム8件、窓の断熱改修2件、電気自動車太陽光併設1件、プラグインハイブリッド太陽光併設1件で、件数的には足りているとの答弁でした。

ブロック塀等改修促進事業補助金に計上している件数の根拠は何か、また、町内業者が要件かとの質疑に対し、補助事業は令和元年から実施しており、令和元年15件、令和2年0件、令和3年3件、令和4年0件、令和5年1件との実績から、来年度は2件計上している。町内業者施工が要件となっており、チラシ等で周知しているとの答弁でした。

空き家実態調査業務の具体的な内容について教えてほしいとの質疑に対しては、空き家実態調査は県内のほとんどの市町村が10年ほど前から実施済で、一宮町でもようやく実施する。課税台帳のデータを基に、水道の利用状況から町内全域の空き家を洗い出していくとの答弁でした。

農地転用の直近実績は何件かとの質疑に対しては、令和4年度実績件数は、農地法3条申請が13件、4条申請が2件、5条申請が51件、計66件である。令和5年度は2月末時点で3条申請が19件、4条申請が3件、5条申請が47件、計69件との答弁でした。

新規就農者の件数は何件かとの質疑に対しては、令和5年度は4名で、内訳としては梨が1名、多品目が1名、長ネギが2名である。長ネギの2名で合同会社を設立している。令和6年度は、現時点で確定しているのが長ネギ1名であり、研修生はトマト1名、梨1名との

答弁でした。

有料駐車場管理運営事業の13節使用料及び賃借料、仮設トイレ借上料の計上理由はとの質疑に対して、今年度、公衆トイレ2か所を設置したが、令和6年度は未整備部分に設置すべく予算計上したとの答弁でした。

このほか、一般会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号 一宮町農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

農業集落排水事業は、令和5年度から計画的な経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上をよりの確に行うために、公営企業会計に移行されました。予算総額につきましては3億7,571万3,000円で、前年比1億6,636万8,000円の減額となっています。

収入の営業収益は、各施設の使用料金などで4,326万2,000円です。支出の建設改良費は、原地区の施設大規模改修費用で2億179万2,000円が計上されています。

次に、審査の過程で出された質疑応答について申し上げます。

各処理施設の処理能力に対する加入状況はとの質疑に対し、まず原地区は、計画人口2,000人に対し加入人口が1,074人で54%の加入、戸数では、計画戸数476戸に対して、加入戸数が430戸で90%の加入。

続いて、東浪見地区は、計画人口1,480人に対し加入人口が715人で48%の加入、戸数では、計画戸数245戸に対して加入戸数が300戸で122%の加入となり、100%を超えるが、人口ベースでは約半分程度の加入となっています。

最後に、北部地区は、計画人口640人に対し加入人口が303人で、47%の加入、戸数では、計画戸数150戸に対して、加入戸数が104戸で69%の加入との答弁でした。

このほか、農業集落排水事業会計に関する全ての質疑に対して明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、2点、要望事項を申し上げます。

1点目は、上総一ノ宮駅南側の踏切拡幅について、昨年度、要望に対する回答では県に要望済みであるとのことであったが、改良整備についての進展が見えないため、引き続き県に対し強く要望されたい。

2点目は、企業版ふるさと応援寄附金について、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点戦略の一つとなっており、令和8年度までの目標値である3,000万円を達成すべく、周知等に努めるよう要望する。

以上、本委員会に付託された議案の審査過程及び結果です。

これをもって総務経済常任委員会の報告を終わりといたします。

令和6年3月14日。

総務経済常任委員会委員長、川城茂樹。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

○議長（鶴沢清永君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、藤井幸恵君。

○厚生文教常任委員長（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、5日の議会において審査を付託されました議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部、9款教育費及び議案第21号から議案第23号の特別会計について、6日午前9時に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、午前9時10分から一宮町保健センター保健指導室において、住民課及び福祉健康課職員の出席を求めて審議を、また午後1時40分からは、一宮中学校及び一宮小学校内の放課後学童施設の現場踏査を行った後に、教育課及び子育て支援課の職員の出席を求め、再び審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員長 藤井幸恵、副委員長 袴田 忍、委員 小関義明、舩場博敏、鶴沢一男、小林正満、大橋照雄の7名です。書記は、子育て支援課副主査、西周よしみです。

初めに、一般会計予算のうち歳出2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額は6,755万5,000円で、昨年より1,017万円の増となっております。

次に、3款民生費についてですが、1項1目社会福祉総務費は、社会福祉協議会に対する補助金や福祉タクシー利用者に対する助成金など5,335万8,000円の予算額で、昨年より775万2,000円の増となっております。福祉タクシー助成金につきましては、利用者が増えているほか、令和6年度から新たに運転免許証を自主返納された80歳以上の方についても対象としております。

2目障害福祉費は3億5,243万2,000円の予算額で、昨年よりも3,037万6,000円の増となっております。主な内容は、自立支援事業、自立支援医療給付事業、重度心身障害者・障害児医療給付助成事業、障害児支援事業等の各扶助費です。増額の主な要因は、障害のある方が

住み慣れた地域で生活を続けるための支援策、機能訓練や生活訓練等の給付費が実績に基づき増額となったことによるものです。

3目老人福祉費は2,144万6,000円の予算額で、昨年より183万円の増となっております。

4目国民年金事務費は538万4,000円の予算額で、昨年より37万8,000円の増となっております。

5目後期高齢者医療費は1億6,522万4,000円の予算額で、昨年より1,276万5,000円の増となっております。

2項1目児童福祉総務費は5億4,906万6,000円の予算額で、昨年より3,885万9,000円の増となっております。増額の主な要因は、子ども・子育て支援事業計画策定委託料及び放課後児童健全育成事業の委託料です。

2目青少年問題対策費は各児童公園等の維持管理費に係る費用で、20万2,000円の予算額となっております。昨年より10万3,000円の減となっております。

3目児童措置費は1億7,545万9,000円の予算額で、昨年より156万6,000円の増となっております。

4目児童福祉施設費は保育所の運営費で、1,910万7,000円の予算額となっております。昨年より109万5,000円の増となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

障害福祉費に計上された地域生活支援事業の一つ、職親制度とはどのようなものかとの質疑に対し、希望する知的障害者を対象としたもので、生活指導や技能習得訓練等を職親の下で受けていただく制度である。また、職親とは知的障害者の更生養護に熱意を持っている事業経営者であり、登録制となっているとの答弁がありました。

高校生等医療助成費が既に現物給付支給となっているというのはどのようなことかとの質疑に対し、現物給付は令和5年度から白子町と長柄町が行っている。令和6年8月から一宮町を含めた長生郡市内全ての市町村で現物給付を実施するとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

1項1目保健衛生総務費は1億9,717万4,000円の予算額で、昨年より821万6,000円の増となっております。

2目予防費は9,672万7,000円の予算額で、昨年より5,389万4,000円の減となっております。主な内容は、予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業となっており、減額の主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の計上がなくなったことによるものです。

3目医療対策費は3,989万8,000円の予算額で、実績に基づき、昨年より96万4,000円の増となっております。

4目保健センター費は1,076万5,000円の予算額で、昨年より45万3,000円の増となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

子宮頸がんワクチンの接種率が低い理由は何かとの質疑に対し、依然として副反応を心配する声が多いほか、キャッチアップ接種の対象者が20歳代を迎えているため、仕事等で忙しく、接種機会を逃していることが考えられるとの答弁がありました。

次に、9款教育費について申し上げます。

1項教育総務費は8,386万1,000円の予算額で、昨年より79万7,000円の減となっております。

2項小学校費は1億5,151万5,000円の予算額で、昨年より2,256万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、学籍管理や成績管理等の校務を一括して管理する校務支援システム導入、及び小学校の4年に一度の教科書改訂が令和6年度に当たることから、それらに伴う経費や備品購入費によるものです。

3項中学校費は7,322万5,000円の予算額で、昨年より1,340万8,000円の増となっております。増額の主な要因は、校務支援システム導入や調理員1名増員、給食室給湯管設置工事によるものです。各小中学校の教育振興費は、学校環境やICT教育の充実等の経費が計上されております。

4項社会教育費は8,055万3,000円の予算額で、昨年より2,229万3,000円の増となっております。主な内容は、職員の人件費と町バスいちのみや号に係る経費、青少年健全育成事業、文化財保護事業、町史編さん事業、公民館管理運営費、図書室管理運営費、創作の里管理運営費などです。増額の主な要因は、図書管理システム導入委託料、公民館整備事業によるものです。

5項保健体育費は3,301万8,000円の予算額で、昨年より44万5,000円の増となっております。主な内容は、職員の人件費と体育団体等への補助金、臨海運動公園管理運営費、振武館管理運営費、GSSセンター管理運営費などです。

次に、昨年の要望事項に対して回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

学校給食は、町の将来を担う子供たちの健康増進、食育といった観点から、その充実を図ることは大変重要である。給食施設は老朽化や国の基準に適合していない状況である。特に

一宮小学校については自校で炊飯ができず、外注している現状であり、これらの早急の整備を進めていくことを要望するとの要望に対しては、小中学校の給食施設については、東浪見小学校と一宮小学校が築50年以上、一宮中学校が築44年経過しており、老朽化に対する対応が大きな課題となっている。現在は、施設設備に破損や故障が生じたときにその都度修繕で対応しているが、築年数を考えると、今後計画的な整備が必要となってくる。議員の皆様にお示しした財政計画では令和10年度から事業着手としているが、このスケジュールのとおり実施できるよう、事前準備も含め、計画的に進めていくとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

小中学校の給食施設は築年数が50年以上経過している施設もあり、老朽化が進んでいるが、令和10年度の着手は工事か、検討委員会の立ち上げかとの質疑に対し、令和10年度に基本計画に着手予定。それ以前の検討委員会などの事前準備も含めて、計画的に進めるとの答弁がありました。

学校運営協議会は各学校に設置、会議をするのか、教育委員会が3校一緒に開催するのかなどの質疑に対し、各学校に設置する。会議を合同で開催することは可能との答弁がありました。

公民館建設検討委員会で方針や内容が決まらないうちに、住民ニーズ調査委託、基本計画作成、測量調査委託を予算計上する必要はないのではとの質疑に対し、住民ニーズ調査については、町民の民意であるアンケート結果を検討委員会にお示しした上で協議していただくため、来年度に要望している。

また、基本計画作成についても、1年間延長したスケジュール内で完成させるため、検討委員会と並行して作成する予定。

測量については、公民館を現在の場所に建築する場合、当然必要になるものだが、検討委員会で現在地に建設を誘導するものではない。現在、役場、保健センター、公民館、東側町道の境界がはっきりしていないため、この機会に境界を確定したいとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、採決の結果、一般会計予算は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

1 款総務費は3,636万3,000円の予算額で、昨年より63万7,000円の増となっております。

2 款保険給付費は10億3万3,000円の予算額で、昨年より929万8,000円の増となります。

増額の主な要因は、療養給付費によるものです。

3 款の県へ納める国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の 3 つ合わせて総額 4 億 163 万 1,000 円で、昨年より 845 万 1,000 円の減となります。

6 款 1 項特定健康診査等事業費は 1,715 万 7,000 円で、昨年より 51 万 9,000 円の増となります。

6 款 2 項保健事業費は 1,149 万 8,000 円の予算額で、昨年より 73 万 1,000 円の増となります。次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

国民健康保険財政調整基金保有額が、令和 5 年度末見込みで 1 億 6,957 万 6,000 円あるが、どのようなときに使うのかとの質疑に対し、財政の収支で不足が生じた場合に使用することとしており、今回、財政調整基金繰入金 2,503 万 9,000 円を繰入れする。現在、国民健康保険被保険者の減少と医療費の高騰などによる収支のバランスが保てない状態なので、財政の安定を図る目的で繰入れを行うものであるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号 令和 6 年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、10 億 9,553 万 6,000 円です。昨年より 2,096 万 2,000 円の減となっております。

1 款総務費は 3,349 万 8,000 円の予算額で、昨年より 463 万 2,000 円の減となっております。減額の主な要因は人件費によるものです。

2 款保険給付費は 10 億 1,299 万 7,000 円の予算額で、昨年より 1,673 万 5,000 円の減となっております。減額の主な要因は、通所リハビリや老健短期入所の利用件数及び単価の減、また訪問介護や短期入所等の単価の減によるものです。

3 款 2 項一般介護予防事業費は、けんこう運動教室や認知症予防教室、地区社協による地域介護予防活動支援などの事業費で、前年度並みの 364 万 6,000 円となっております。

3 款 3 項包括的支援事業・任意事業費は 1,740 万 1,000 円の予算額で、79 万 1,000 円の増となっております。主な内容は、地域包括支援センターの職員人件費、認知症高齢者の支援に伴うサポート医の委託料、成年後見制度の申立て支援など、虐待防止を含む高齢者の権利擁護に伴う事業費となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

介護給付費準備基金の残高が令和 4 年度末で 2 億 4,047 万 1,000 円あるが、何に使う基金か



との質疑に対し、この基金には2点の用途があり、1点目は、保険給付費に想定を上回る大幅な増加があり突発的な財源不足が生じた場合、この不足額を埋める財源として活用する。2点目は、高齢化社会の進行とともに保険給付費の急激な増加が見込まれる中、当基金を効果的に活用し、保険料上昇の抑制を図り、被保険者へと還元する。

なお、令和6年度を始期とする第9期事業計画では、保険料負担の軽減を図るため、令和6年度からの3年間で合計6,000万円の取崩しを予定している。これにより、第9期期間中の保険料基準額は月額で、基金を活用する前の5,257円から4,850円に抑制しているとの答弁がありました。

任意事業費のうち、高齢者安心安全見守り事業と位置情報検索システム貸与事業は、それぞれどのような事業かとの質疑に対し、高齢者安心安全見守り事業は、緊急通報装置の機器を貸与する事業である。対象は65歳以上の高齢者のみの世帯であり、緊急時にボタンを押すことでコールセンターが24時間対応で応答し、登録されている支援者への連絡や救急車の要請などを行うものである。

位置情報検索システム貸与事業は、認知症の診断を受け、徘徊行動やそのおそれがある在宅生活者を対象に、位置情報を検索できる機器（GPS）を貸与する事業であり、初期費用5,000円の助成を行うものであるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、2億1,277万1,000円です。昨年より2,003万7,000円の増となっております。

1款総務費は、人件費、運営事務費など690万8,000円の予算額で、昨年より58万5,000円の減となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ2億465万7,000円の予算額で、昨年より2,057万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、被保険者数の増加に伴い、広域連合に納入する保険料が増えたことによるものです。

歳入の1款後期高齢者医療保険料ですが、1億6,270万1,000円で、昨年より1,637万4,000円の増となります。増額の要因は、被保険者数の増加によるものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

保険料が増えたとのことであるが、団塊の世代が後期へ移行し保険料が増えたことは分か

るが、そのほかに増えた要因はあるかとの質疑に対し、保険料の増額においては、令和6年度、令和7年度において保険料率の改定が行われる。これは、2年に一度の保険料率の改定があり、均等割額については400円増の4万3,800円、所得割率については0.72ポイント増の9.11%、1人当たりの平均保険料においては4,152円増で、保険料に加味され増額されているとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

1点目に、子ども医療費助成事業について、県の助成対象範囲が限られ、自治体独自の上乗せ助成を実施しており、自治体間での助成内容に格差が生じています。そのため、入院、通院、調剤の助成対象を中学校3年生まで全国一律の制度として、国の責任において実施することを国へ要望すること。

2点目に、国民健康保険において、制度上、脆弱な財政基盤である構造的な問題解決のため、国庫負担を増やすことを国へ要望すること。

本来、医療については平等な対応が望まれるものであり、誰もが安心して医療を受けられる体制であるべきことから、以上2点を要望事項といたします。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果です。

最後に、報告書作成において、書記、所管各課職員の方々にご協力いただきましたことに感謝の言葉を添えて、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

令和6年3月14日。

厚生文教常任委員会委員長 藤井幸恵。

一宮町議会議長 鵜沢清永様。

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

以上で各常任委員会の報告が終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うため、質疑に対しては何々常任委員会に、議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

---

◎動議の提出

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 動議をお願いします。

公民館に関する事業の予算削減を提案したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢清永君） ただいま、5番、大橋照雄君から修正の動議が提出されましたので、  
暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

---

再開 午後 2時47分

○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第20号に対する修正の動議

○議長（鵜沢清永君） ただいま、5番、大橋照雄君外1名から、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算議定に対する修正の動議が提出されましたので、休憩中にその写しをお手元に配付いたしました。

この動議は、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、提出者外1名の発議者がありますので成立いたします。

したがって、これを本案と併せて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） では、説明に入ります。

お手元の資料をご覧ください。

ちょっと資料に訂正がありますので、よろしくお願いします。

2ページ目の上段の比較というところに、まず三角形の26,087がありまして、その下に15,772がありますが、この15,772の前に三角をつけてください。

それでは、説明に入ります。

議案第20号、令和6年度一般会計予算の一部を次のように修正します。

第1条、51億600万円を50億9,568万5,000円に改める。

内容は次のとおりです。

資料の6ページをご覧ください。

9款教育費、4項社会教育費、2目公民館管理運営費の12節委託料の中、中央公民館基本計画作成委託料、中央公民館住民ニーズ調査委託料、測量調査委託料の3事業の削減となります。

資料の説明、ずっと細かく行ったほうがよろしいですか。

○議長（鵜沢清永君） お願いします。

○5番（大橋照雄君） じゃ、やります。

6ページの説明が今、終わりました。

次に、5ページになります。

歳出の部分で、9款2目公民館費、本年度、2,919万8,000円を1,888万3,000円に改めます。そして、比較が1,375万3,000円が343万8,000円に変わります。その他の部分で、1,381万4,000円が349万9,000円に変わります。そして、下段、計のところですが、まず本年度、7,023万8,000円になります。それから、その比較が1,197万8,000円に変わります。そして、その他の部分が449万6,000円に変わります。

続きまして、4ページに移ります。

公共施設整備基金繰入金、この部分が、2,248万9,000円が1,217万4,000円に変わります。

続きまして、3ページ、歳入の部分です。

公共施設整備基金繰入金、ここの本年度分が2,248万9,000円が1,217万4,000円に変わります。そして、比較の部分で三角、マイナスの3,111万3,000円に変わります。そして、下の段の計になりますが、計が1億8,648万7,000円に変わります。そして、比較の部分で2,608万7,000円に変わります。三角形です、ごめんなさい。

続きまして、2ページに移ります。

総括の部分で、繰入金が、1億9,680万2,000円が1億8,648万7,000円に変わります。そして、比較の部分がマイナスの2,608万7,000円に変わります。

歳入合計、50億9,568万5,000円に変わります。そして、比較の部分が9,768万5,000円に変わります。

歳出の部分ですが、下の段の歳出ですが、教育費の4億2,217万2,000円が4億1,185万7,000円に変わります。比較の部分で5,791万4,000円が4,759万9,000円に変わります。そし

て、右の欄のほうのその他の部分が、4,061万3,000円が3,029万8,000円に変わります。そして、下の段の総歳出合計、これが50億9,568万5,000円に変わります。比較の部分で9,768万5,000円に変わります。そして、その他の部分が4億1,342万8,000円に変わります。

そして、1ページに入ります。

これが、第1条のところなんです、51億600万円が50億9,568万5,000円に変わります。歳入歳出、先ほど説明しましたとおり1億8,648万7,000円、上段の部分になります。中段が1億8,648万7,000円で同額です。そして、歳入合計が50億9,568万5,000円になります。

歳出のほうも同様に変わります、まず上の段の4億1,185万7,000円に変わります。そして、4番の社会教育費の部分が7,023万8,000円に変わります。そして、歳出合計50億9,568万5,000円に変わります。

以上が資料の説明になります。

それでは、まず理由から申し上げます。

理由としましては、町長の令和5年10月25日の説明会において、検討委員会を設置しゼロベースで行うという発言からすると、この3件の予算案は改修が前提になっており、矛盾するからです。どこにどのような建物をいつまでに造るのが決まっていなかったのに、計画書はできようがありません。

さらに、どのような質問のアンケートにするかは検討委員会が決めて作るものです。同様に、どこに建てるかが決まっていなかったにもかかわらず、測量はできるはずもなく、それは基本計画作成後に実施すればいいのであります。

まず、やるべきことは、いろいろな立場の人で構成する検討委員会の設置だけでいいはず。予定より早く検討結果が出て、アンケートや基本計画が必要になった場合は、補正予算で必要な費用を計上すれば済むことです。

そもそも、令和5年時点で町政だけで検討を始め、性急に結果を出したところに問題があるんです。さらに言うならば、10年以上前から公共施設の老朽化が叫ばれていたことにも関わらず、何も検討してこなかった町政の対応に問題があるのです。

いろいろな人が多様な観点から十分に検討した、一宮らしい公民館建設を目指すべきである。それには、前提や予断のない正真正銘のゼロからスタートすべきです。この論から言えば、ここに示されている中央公民館基本計画作成委託、中央公民館住民ニーズ調査委託、測量調査委託の3つの事業は、現時点では不要であることは明確です。

多くの町民は、改修より新築を望んでいるとも聞きます。10億円規模の大事業です。町民

の希望を取り込もうとしない税金の使い方は、厳に戒めなければならないのであります。

以上、理由でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 提出者の説明が終わりました。

これより修正動議に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 休憩を取りたいんですが、大丈夫ですか。

○議長（鶴沢清永君） それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

---

再開 午後 3時08分

○議長（鶴沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより修正動議に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 発議者に質問します。

この動議案については、町が進める検討委員会の設置、それより、検討委員会設置されている間は、この調査、それとかアンケートは必要ないよという意味だと思うんですが、検討委員会と同時に、アンケートやその調査を並行で進めることは可能かと考えるんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 大橋です。ただいまの質問にお答えします。

まず、ゼロからスタートするということは、場所も決めない、それから予算もどうなるかわからない、それから、どんなものを造るかもわからない。そういう状態において、こういうほかの項目をやるのが、まず不可能だということを私は考えておりましたね。

だから今回は、これは必要ないんじゃないかという、そういう内容で説明しました。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 重ねて質問します。

今、ゼロベースという話がありましたけれども、私が認識しているゼロベースについては、予算規模が10億、それで、町が示したリフォームと一部増築、これが基本のたたき台だと考えています。

それをたたき台で議論していただいて、仮に新築がいいよという意見になれば、それは町としては拒まないよという考えだと思うんですが、そうした場合に、調査やアンケートを並行で進めることは、早く結果を得られるために有効かと考えるんですが、もう一度聞きます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を求めます。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 同時に進行させるのは非常に効率がいいとは思いますが、ただ内容が決まらなないと、同時に進行してもなかなか、目的地が決まっていないうのに話をするような形になってしまうので、無駄な事業になってしまうような気がしますので、私はあえて、これは分けてやるべきだというふうに思っております。

あと、その10億という金額が表に出てきていますが、果たしてこれが正しいやり方なのかどうか、それもやはり検討委員会で検討すべき案件だと思いますので、その辺も、検討委員会をまず立ち上げて、どういうところにどういうものを造って、それはどのぐらいかかるんだと、そういうところからスタートすべきだということで、私は、今の説明を行いました。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

再々質問ございますか。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） ほかに質疑ございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 大橋議員のお考えでは、公民館、新しくなるのはいつ頃でしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 非常にいい質問なんですが、これもやはり検討委員会で、進め方によっていろいろ変わってくると思いますので、今現在、私はお答えすることはできません。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） そうしますと、今の人件費、資材費高騰の折、今立てた予算ですら、執行する際には何億という差が生まれてきます。それでも何年かかってもよいというお考えでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質疑を終わりました。

答弁願います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） また同じ回答になりますが、検討委員会がまず検討して、時期的な面とかそういうものも考慮しながら進めるのは検討委員会だと思いますので、それが長くなってしまうかどうかは、それは検討委員会の検討次第でございますので、今この場で私がお答えはしません。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

初めに、大橋照雄君ほか1名から提出されました修正動議に対する討論に入ります。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 令和6年度一般会計予算議定に対する修正動議について、私、袴田は反対の立場で討論いたします。

新しい公民館は、多くの町民が望んでおります。

令和6年度は、検討委員会を立ち上げ、建設の第一歩を踏み出されると言っても過言ではありません。その事業の一つが住民のニーズ調査であります。

住民ニーズ調査は、町民がどんな町を望んでいるのか知るための大事なものです。民間の専門的な手法を取り入れることにより的確で効率的な質問内容が期待されるとともに、検討委員会でも協議していけば、建設に関して非常に参考になる調査が期待されます。



また、基本計画策定についても、民間のノウハウを活用しながら、公民館の未来像を検討委員会で協議し、その内容を基に並行して進めていかなければ、完成が遅れるばかりです。

加えて、近年は物価高騰もあり、建設費は今後も上がっていくことが予想されます。慎重な審議が必要です。しかし、町民に余分な負担を強いる結果になりかねません。

したがって、計画性を持って、効率的に、公民館建設事業に進めていくために、これらの予算は必要不可欠です。

私は一日でも早い公民館の完成を願い、事業執行を先送りするこの修正動議には反対いたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございますか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。賛成の立場より討論いたします。

公民館は、今を生きる町民の方々から、50年後まで長きにわたって、町民生活のシンボルとして使い続け、生き続ける重要な施設です。

したがって、町民、町政、町議会で十分に検討し、最良かつ適正価格の事業にする責務が私たちには課されているのであります。

昨年、10月25日に町政より、現館舎の改修、一部増築の議員説明会がありました。突然ではありましたが、多くの議員からの発言があり、新築を含めた再検討や、検討委員会を設置して、十分検討してから事業化など提言された結果、馬淵町長も検討委員会を設置し、ゼロベースから検討するとの発言がありました。

したがって、まず検討委員会を設置することが最初の取組であるとは私は思っております。

場所、どんな建物、幾らの金額など検討してから計画書が作られるはずなのです。今、予算には、中央公民館基本計画作成委託料、中央公民館住民ニーズ調査委託料、測量調査委託料、改修と誤解されるおそれもあることから不要と考え、大橋議員の予算修正動議に賛成をいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、大橋輝雄君外1名から提出されました議案第20号 令和6年度一宮町一般会計

予算議定に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。本修正案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立少数。したがって、本修正案は否決されました。

---

○議長（鵜沢清永君） これより、当初の原案である令和6年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 12番、畑場です。

一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

本予算は、第2期の一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略のちょうど中間年度に当たります。町長2期目の最終年度でもあり、町民税も増収の堅調な伸びが見込まれる、そういった予算が見てとれます。

しかし、町民の生活実態は決して楽なものではありません。昨年も指摘しましたが、コロナ禍が収束こそそちらに向いているとはいえ、物価の高騰、これは引き続き続いております。それに見合うだけの賃金とか年金が上がらない実態、米などの農産物価格の問題を見ても、生産費割れを起こしたまま推移しております。国が打ち出す施策についても、困窮を改善するものになっておりません。町は二重の意味で、町民の暮らしを守る取組が求められております。

1月29日に当初予算の概要の説明があり、主な取組として20項目挙げてありました。このどれもが必要で、一定の民意の反映であると、このようにも考えております。

しかし、町民の生活実態からすれば、不十分な予算であります。常任委員会活動の予算審議の中で明らかにしましたが、国保加入者の生活実態は、加入者世帯の平均所得は137万円。家族4人のモデル世帯を設定して、生活に自由に使える金額を計算すると、約130万5,000円で、同じ世帯構成の生活保護世帯のそれは192万円、比べると逆転しています。緊急避難的に、一般会計から資金を繰り出してでも税率を下げるべきであります。

また、学校給食の無償化は、保育所等も含めて、取組のかじを切るべきであります。

消防署の移転問題、そしてまた公民館の建設問題、これに端緒に表れておりますが、町長登板当初に掲げた政治姿勢の3本柱、こういった3本柱のことからも逸脱した進め方になっております。大いに反省を求め、反対いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ございませんか。

8番、小安博之君。

○8番（小安博之君） 議案第20号、令和6年度の一般会計予算案について、賛成の立場から討論をいたします。

令和6年度一般会計予算は、51億600万円、前年度からは1億800万円の増加でございます。

歳入の町税は、定額減税の影響により個人住民税が減額となりましたが、企業収益の増加や家屋の新築などが影響し、増収を見込んでいるほか、各種事業の実施に当たっては、国県補助金をはじめ、各種基金の有効活用など、財源確保に向けた執行部の努力が十分にうかがえるものであります。

一方、歳出では、安全安心なまちづくりを目指し、インフラ整備の継続に加え、新たに自動運航のドローンによる津波避難広報を行うなど、大規模災害に備えた防災対策の強化が積極的に予算化されております。

また、小児インフルエンザ予防接種や、50歳以上を対象に帯状疱疹ワクチン接種の一部助成を始めるほか、産後ケア、福祉タクシー利用対象者の拡充を行うなど、健やかな暮らしづくりの実現に向けた内容となっております。

さらに、町の基幹産業である農業については、地域農業の担い手の確保として設備費用の支援を行うほか、老朽化が進む中央公民館では、建設検討委員会の設置や、基本計画を策定するなど、改修に向け準備が進められます。

以上、限られた財源の有効的な活用で、最善を尽くされた予算案でありますので、賛成するとともに、令和6年度予算が適正に執行され、町のさらなる発展につながることを期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第21号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 令和6年度の一宮町国民健康保険特別会計予算に対して、反対の立場で討論いたします。

国保会計における財政基盤の脆弱さの実態調査を、一般質問や常任委員会の活動の中で行いました。

国保加入世帯の平均所得137万円、親子4人のモデル世帯を設定して、同じ構成の生活保護世帯と、生活に自由に使える可処分金、この比較をしてみたところ、国保加入世帯の平均年収の世帯では、約130万5,000円に対して、生活保護世帯では192万円でありました。

保護世帯も、決して多くの扶助がされているわけではありません。最低ラインで暮らしている状況だと思いますが、国保世帯は、病気になれば、さらにこの中から窓口3割負担、これを支払いしなければならない、こういう状況になります。このような逆転現象、政治の力で、一刻も放置する問題ではない。放置することは許されません。

このような中、県では、令和6年度を初年度とする第2次国保運営方針、これが始まるようとしております。令和12年3月31日までの6年間で、保険料水準を統一化していく、これが目標です。今でさえ、頑張って収納率を上げている一宮町は92%です。これを95%まで引き上げる目標になっております。被保険者負担緩和の目線はどこにもありません。

後期高齢者医療の県一本化、こういうものと違って、住民の声を届ける議会も設けられておりません。

国保の構造的危機を解決して、保険税を協会けんぽ並みに引き下げるには、全国知事会が粘り強く要求している毎年1兆円規模の国費投入が欠かせません。緊急避難的には、町費を投入することも行い、異常事態の改善を強く求めて、反対するものであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

私は、令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の下、誰もが安心して暮らせるよう、重要な役割を果たしています。

現在、一宮町では、1,964世帯3,088人の方が加入されており、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行することにより、令和6年度は加入者が117人減少すると見込んでいます。

加入者の減少にあっても、医療技術の高度化等により、医療給付費はそれほど下がる見通しとはならず、加えてコロナ公費支援が終了になるという不安要素もあるため、大変予測の難しい予算組みだったであろうと思います。

令和6年度では、昨今の急激な物価上昇の中、逼迫した加入者の暮らしを守るため、財政基金の取崩しを行い、保険税は据置きとしました。こうしたときのための財政基金であり、後に困ることのないような予測に基づく必要最低限な取崩しの額であると認識しています。

また、特定健診・特定保健指導、人間ドックの助成など、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした被保険者の健康管理、意識向上に役立てる事業に取り組み、医療費の削減に努める予算案となっています。

以上の理由により、本特別会計は、大変厳しい状況の中にあっても、健全なる予算であると判断し、また、予算組みに際しては、予測の難しい社会情勢の中、住民の安心な暮らしを第一に考えられた日々数字に向き合う職員の方に敬意を表し、賛成いたします。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第21号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長の報告どおり可決いたしました。

日程第3、議案第22号 令和6年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 令和6年度の介護保険特別会計予算についての反対討論を行います。

本年度から第9期の介護保険計画が始まり、その初年度であります。

低所得者対策として、保険料は若干下がりました。今、介護を取り巻く状況、こういった中でも、介護事業者も、また介護サービスを受ける利用者側も、双方とも深刻な状況になっております。これ以上の介護保険料の値上げは無理だ。生活がぎりぎりヘルパーを頼めない。特別養護老人ホームが経営難で、大規模改修を契機に撤退するしかない。こういった事業者がいます。

また、生活援助の利用時間が45分以上70分未満の事業者に対する介護報酬が低過ぎて、本事業者維持ができない。経営を圧迫している状況である。こういったことも言われております。

事態は極めて深刻な状況になりつつあります。施設の多床室、月額8,000円の有料負担、また、介護サービス利用料の2割負担化、これも始まっております。

これらの制度改善を行うには、国費の投入で改善を求めていく以外にありません。このような努力を強く求めて、反対をいたします。

ちなみに、直近の特別養護老人ホームの待機者数20名と聞きました。これも今まで同様、足りない状況、しかし、介護計画の中には、増設の計画は入っておりません。こういったことから、やはり反対していくものであります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 私は、令和6年度一宮町介護保険特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

現在、一宮町の高齢化率、65歳以上は32.6%となっており、今後も社会保障費の急激な増加が見込まれております。

本予算では、介護を必要とする高齢者に適正な介護サービスを提供し、なれ親しんだ地域で安心して暮らせるよう、在宅介護の支援や、介護予防を推進する事業に取り組んでいます。

中でも精力的に行っている各種介護予防教室は、給付費抑制や、要介護認定率の数値に大きく貢献しており、健康寿命の延伸につながるものと考えます。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度であり、計画策定には、介護保険事業計画作成委員会並びに介護保険運営協議会の委員の皆様、慎重に検討を重ねていただきまし

た。その結果を尊重し、敬意を表すとともに、委員の皆様のご尽力により作成されたこの第9期計画に定めた各種施策が確実に執行されることを願い、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第3、議案第22号 令和6年度一宮町介護保険特別会計予算議定について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第23号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 令和6年度の後期高齢者医療特別会計予算に対して反対の立場で討論いたします。

本特別会計は、県の広域連合議会で保険料などを決められるわけでありますけれども、やはり加入者それぞれの生活実態に合ったものでなければなりません。今回は、2月9日の広域連合議会で、1人当たり年間平均保険料が7万9,775円から8万3,927円と、4,152円の負担増と値上げが決まりました。

昨今の食料品の高騰をはじめ、物価高の中で、多くの方々は上がらない年金、こういう中でやりくりをしております。本当に厳しいものがあると考えられます。しかも、医療機関での窓口負担も増やされるなど、社会保障のていをなしていません。

老後こそ安心して暮らせる制度が求められる、こういった点から、改善を求めて反対をするものであります。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ありませんか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。私は、令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

本制度の運営は、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体であり、町は、保険料の徴収のほか各種申請、届出の受付や納付相談等の窓口業務を行っています。また、広域化されているため、県内地域差なく保険料の平準化がなされています。

現在一宮町では、加入者が2,268人、町全体の18.3%となっており、団塊の世代の方々の移行に伴い、今後も加入数、医療費の増大が見込まれます。

令和6年度は2年に一度の改正の年に当たりますが、本会計は法律に基づき町が行うべき業務に関連した予算を経理するための特別会計であり、これからも高齢者が安心して医療を受けられるよう配慮された健全かつ適切な予算と判断し、賛成をいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第23号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第24号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第24号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。



---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第6、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） それでは、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和6年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、川城茂樹。

賛成者、一宮町議会議員、吉野繁徳、森 佐衛、小安博之、宇佐美信幸、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

現在の社会情勢は、コロナ禍からの穏やかな持ち直しが続き、民間給与が公務員給与を上回る状況にあります。こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引き上げを行うよう勧告がありました。

町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引き上げを行うとともに、特別職においても期末手当等の引き上げを先日行ったところです。

我々の議員報酬についても検討いたしますと、議員は、報酬が目的でなるものではなく、我々の信念や政策の実現など、住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一に考えるべきであると思いますが、議員も生活を営むいち個人でもあります。また、近年、全国的な傾向として、議員の成り手不足があり、その要因の一つとして議員報酬があげられています。これらを考えた場合、議員報酬はある一定の水準にあるべきであると考えます。

当町のような小さな町では、民間との給与差を比較することは大変難しく、報酬月額を改正する際には、第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考に、また、期末手当等の支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて、改正を行ってきたところであります。

今回も勧告では、民間の期末手当が4.49ヶ月に対し、我々は4.40ヶ月であり、均衡を図るため、0.1ヶ月分を特別職同様に改正することを提案するものです。

それでは、裏面をご覧くださいと思います。

改正内容ですが、第1条は本年度の12月期末手当の支給率を「100分の220.0」から「100分の230.0」に改めるもので、年間の支給月数として現在の4.40ヶ月から4.50ヶ月に改正するものです。

第2条は、令和5年度からの支給率を「6月の支給100分の220.0と12月の支給230.0」を「6月、12月とも同率の100分の225.0」に改めるものです。年間の支給月数としては、令和5年度も令和6年度以降も4.50ヶ月分に変更ありません。

附則としまして、この条例は令和5年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定については、令和6年4月1日からの施行になります。

また、改正後の条例の規定を適用する場合、昨年12月に支給された期末手当は、今回改正後の条例の規定による内払いとみなすものです。

なお、一言付け加えさせていただきますと、社会情勢は、コロナ禍からの穏やかな持ち直しが続いているとは言え、物価高騰など依然として厳しい状況にあります。こうした中での改正は、住民の皆様の理解が得られるよう、今まで以上に我々議員が住民の負託に応えるべく、より一層精進して行かなければならないものと思います。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第7、発議案第2号 ダイヤ改正における鉄道路線の運行本数の維持や利便性確保に関する国の積極的関与を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） それでは、発議案第2号についてご説明いたします。

発議案第2号 ダイヤ改正における鉄道路線の運行本数の維持や利便性確保に関する国の積極的関与を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和6年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、宇佐美信幸。

賛成者、一宮町議会議員、小関義明、川城茂樹、藤井幸恵、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

昨年12月15日に東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が発表した「2024年3月ダイヤ改正について」では、朝夕夜間の外房線に直通する京葉線快速及び通勤快速を各駅停車に変更するものとなっている。

また、当町を含めた沿線自治体からの改正見直しの意見を踏まえた異例対応として、本年1月16日に改正の一部変更が発表されたが、外房線からは早朝時間帯の東京方面行き京葉線直通快速1本が運行継続するのみであり、通勤快速、夜間の下り快速は各駅停車化のままであった。

この改正は、町民の交通の利便性を奪い、生活基盤を根本から揺るがすものであり、当町の価値低下につながるものであると言わざるを得ない。また、当町のみならず外房線沿線を切り捨てる内容となっており、今後の人口流入や地域発展を阻害する要因になりかねない。

当町を含む外房線沿線において都内への速達性は極めて重要であり、運行本数の維持や利便性の確保、沿線価値の向上のために、事前に自治体と協議を行ったうえで慎重にダイヤ改正を進めるべきである。JR東日本が民間企業であることは重々理解しているものの、他に代わる路線がないため、極めて公共性の高い交通機関であり、沿線自治体に与える影響を考慮して、事前協議の場が持たれるよう国からの働きかけが必要である。

よって、本町議会は国に対し、ダイヤ改正における鉄道路線の運行本数の維持や利便性確保に向けて、JR東日本への指導等の積極的関与を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月14日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、鵜沢清永。

内閣総理大臣、岸田文雄様、衆議院議長、額賀福志郎様。参議院議長、尾辻秀久様。国土交通大臣、斉藤鉄夫様。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、発議案第2号 ダイヤ改正における鉄道路線の運行本数の維持や利便性確保に関する国の積極的関与を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第8、発議案第3号 京葉線直通快速及び通勤快速を維持し、利便性を確保するよう要望する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） それでは、発議案第3号についてご説明いたします。

発議案第3号 京葉線直通快速及び通勤快速を維持し、利便性を確保するよう要望する決議。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和6年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、宇佐美信幸。

賛成者、一宮町議会議員、小関義明、川城茂樹、藤井幸恵、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

1990年のJR京葉線全線開業と同時に、上総一ノ宮駅発着の京葉線直通快速及び通勤快速が設定され、一宮町から都内に通勤・通学する人々の主要な足として長年に渡り町民の暮らしを支えてきた。こうした都内への直通かつ速達性の確保により、当町への移住を促進し、当町の人口維持の主要要因の一つとなっている。

しかしながら、昨年12月15日に東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が発表した「2024年3月ダイヤ改正について」では、朝夕夜間の京葉線直通快速及び通勤快速を各駅停車に変更するものとなっている。

また、当町を含めた沿線自治体からの改正見直しの意見を踏まえた異例対応として、本年1月16日に改正の一部変更が発表されたが、外房線からは早朝時間帯の東京方面行き京葉線直通快速1本が運行継続するのみであり、通勤快速、夜間の下り快速は各駅停車化のみである。

この改正は、町民の交通の利便性を奪い、生活基盤を根本から揺るがすものであり、当町の価値低下につながるものであると言わざるを得ない。また、当町のみならず外房線沿線を切り捨てる内容となっており、今後の人口流入や地域発展を阻害する要因になりかねない。

通勤・通学で鉄道を利用する町民をはじめ、多くの町民がこの改正に困惑し、不安を抱えている。町長もJR東日本千葉支社に対して、当地域と東京間の速達性維持のため、通勤快速存続を含むダイヤ見直しを求めている。町民の代表である町議会は、それらの声を拾い上げ、町長と連携して改善を求め続ける必要がある。

よって、本町議会は京葉線直通快速及び通勤快速を維持し、利便性を確保するよう強く望むものである。

以上、決議する。

令和6年3月14日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、鶴沢清永。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 本発議案の提出先を明確にお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 2番、宇佐美信幸君、答弁をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） これはJR東日本千葉支社に対して提出いたします。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 私は反対の立場で討論いたします。

本発議案は、提出先をJR東日本千葉支社に提出するものと、今伺いました。私の考えでは、民業への介入ともなりかねません。また、本議会が上位行政庁、例えば県や国に意見書を求めるのは、全く問題ないと考えます。先ほどの発議案2号とは大きく異なっているのがその点であります。

本議会で、このこと自体を議論することは越権行為であり、不適切と考えるからであります。議会の決議は町長がJRに求めているのとは全く違う立場でありますので、本発議案を反対いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 討論終わりました。

ほかに討論ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、発議案第3号 京葉線直通快速及び通勤快速を維持し、利便性を確保するよう要望する決議を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第9、発議案第4号 専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 発議案第4号、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により、本発議案により条例の制定を求めます。

提出者、鶴沢一男、賛成者、小安博之。

専決処分事項の指定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1件50万円以下の損害賠償額の決定及び和解に関すること。

附則として、この指定は、議決の日以降発生したものから適用するものです。

それでは、提出の趣旨を申し上げます。

地方自治法第96条に、議会で議決しなければならない事項が15項目定められております。

また、同法第180条第1項には、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したものは、地方公共団体の長において、これを専決処分することができる」と規定をされております。

先般の12月定例会での町から提出された和解及び損害賠償の額を定める案件を例に見ますと、事故があつてから、和解、損害賠償額の支払いまで約半年の期間を要しております。これでは、被害に遭われた方への対応としてはいささか不適切であると考えます。善良な第三者に対しては、速やかな対応が求められると考えます。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、軽易な事項については迅速な対応が取れるように、町長において専決処分ができるようにするものであります。

併せて説明いたします。近隣の市町村の状況であります。

茂原市、睦沢町、長生郡広域市町村圏組合では、1件100万円以下は専決を可能としております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 提出理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、発議案第4号 専決処分事項の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎動議の提出

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 5番、大橋照雄君。

○5番(大橋照雄君) 続きまして、動議をまた1件お願いしたいです。

よろしく申し上げます。

○議長(鵜沢清永君) ただいま5番、大橋輝雄君から、一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置の動議が提出されました。

ただいまの動議、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鵜沢清永君) この動議は、ほかに1人以上の賛成者がいますので、会議規則第15条により成立いたしました。

ここで日程追加のため、暫時休憩といたします。

(発言する者あり)

○議長(鵜沢清永君) じゃ、16時10分。

休憩 午後 4時02分

---

再開 午後 4時10分



○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（鵜沢清永君） お諮りいたします。一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置に関する動議をお手元に配付いたしました。追加日程表のとおり日程に追加し、日程第10として直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、日程第10とすることに決定いたしました。

---

◎一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置に関する動議

○議長（鵜沢清永君） 日程第10、一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置に関する動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 5 番、大橋照雄君。

○5 番（大橋照雄君） 5 番、大橋です。

令和 5 年、12 月議会での鵜沢一男議員の動議に、その状況を知った町民の方から、もう一度、議員の皆様聞いてほしいとの要望が私のところに来ましたので、再度同じような内容になりますが、一宮中央公民館の建設に関わるような計画についての公共事業に関して、議員たちが特別委員会を設けて研究検討してくれというような要望であります。

名称としましては、一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会。

設置目的は、一宮町公共施設建設に関する調査研究。

委員数は、全議員14名。

設置期間、閉会中の継続審議とし、期間は議決後 1 年間とする。

提案理由。

当特別委員会は、一宮町公共施設建設全般に対する調査研究を目的とするが、第一に取り上げるべきは一宮町中央公民館の建設である。町から示された計画では、予算規模の10億円、建設の内容は、現在の建物を修繕し、一部増築するものである。つまり、既存の建物をリフォームして、引き続き使用する計画であった。

今日まで50年間使用した建物をリフォームし、この先50年使用することを考えると、これ

からの時代に合った、住民要望に応える中央公民館であることができるのか検証する必要があると考える。それは、今の時代を暮らす私たちの世代、子供や次の世代までも時代を超えて使用される公共施設であるから、そして、示された予算10億が町の今後計画と一致するものかも併せて検証する必要がある。

それは、今後建設される給食室並びに中学校の改修、建て替え等も考慮し、長期的な財政計画とその整合性の検証を意味するものである。

また、新築した場合の予算規模との比較検討も重要である。可能であれば、誰もが新築を望むことが明白であることから、そして最も重要なことは、今後の中央公民館は、能登半島地震を教訓にし、地震と津波に耐えられる避難所としての機能を持った施設が求められる。そのことは、建設場所の選定や、施設の内容等の真剣な住民を交えた検討が不可欠となる。

このことは、財源の多くを借入金で賄うことになり、町民には税金として負担をいただくことになるため、再度検討の上、判断が必要と考える。

私たち議会は、二元代表制において、共に町民の代表である町議会議員と町長とのお互いに対等な立場に立ち、議論を重ねながら、町の発展のために取り組むことが責務である。

この責任を果たすためにも、特別委員会の設置を求め、議論の場を設けるべきと考える。以上であります。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 幾つかあるのですが、一つずつ、一度に、どっちがいいですか。一問一答……

○議長（鶴沢清永君） 一緒でも構わないです。

○3番（藤井幸恵君） 10月25日の議員説明会において、住民参画の検討委員会を設置する、計画はゼロベースでと決まったと思うのですが、それが反映されていないような文章に感じます。何か意図があつてのことでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 質疑を終わりました。答弁願います。

○5番（大橋照雄君） まず、いろいろな部分で、非常に行政のほうの検討が後手後手に回ったり、あるいはその予算を確保するのに、いろんなところからの資料をそろえていなかったというようなところがありますので、町の案だけではちょっと不十分かなと思ひまして、議会のほうも今後非常に多額の公共事業が発生するので、ぜひ議会のほうも検討しなきゃいけ

ないんじゃないか、そういう意図からこの提案としました。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。再質問ございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） では、意図的に、計画がゼロベースになったということを隠して、そういうことをわざわざ文書にされたということですか。

○議長（鶴沢清永君） 質疑は終わりました。答弁願います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 今おっしゃった意味がちょっと分からないんですけども、意図的に隠したって、どういう意味ですか。

○議長（鶴沢清永君） はい。

○3番（藤井幸恵君） 質問を替えます。次の質問です。

委員会となると、表決をし委員長報告をすることになるかと思いますが、何を表決しますか。

多分、みんな新築がいいと思います。もし、新築カリフォルムかと言われたら、みんな新築がいいとなると思います。それ以外に何か表決することがあるのでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 質疑に対する答弁を願います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 私が申し上げているのは、公民館だけじゃなくて、いろいろな公共施設に関する、まず調査研究をする委員会を設けましょうと。

そして、表決とかそういうのはその委員会が行うことで、まだこの場でどうかという話の段階ではないと思いますので。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 藤井幸恵です。

まだ具体的なことは決まっていない特別委員会だということによろしいですか。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

（「はい」「最後に」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 3つ目をお願いします。

○3番（藤井幸恵君） なぜ特別委員会でない駄目なのでしょうか。全員協議会では駄目で

すか。

○議長（鶴沢清永君） 質疑は終わりました。

5番、大橋照雄君、答弁願います。

○5番（大橋照雄君） その辺も、だから、全員協議会でよければ、そういう形でも結構だと思うんですが、私はあくまでも、そういう委員会を設けて、十分検討して町と整合性を取って進めていきたいと思います、そういう意図ですので、そういうことでございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） ないようでしたら、これより討論に入ります。討論ございますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 前回、私は、討論なしで反対という形でありましたものですから、私もやはり地域の皆さんから批判を浴びました。討論もなしで反対をするのか。そういった意味でも、やっぱり私は今回、自分の意見をきちんと言わせていただいて、これに反対していきたいと私は思っております。

私は、この特別委員会設置に関する動議に対し、反対の立場で討論いたします。

現在の中央公民館は、築50年と老朽化が進み、新しい公民館の建設は、町民にとって待ち望んでいます。私も、大変重要なことは既に認識しています。

昨年10月25日の議員説明会では、執行部独自の案として、事業費10億円の増築案が示され、その場でいろいろ議論がなされました。しかし、この提案に対する賛成意見はなく、最終的に町は民意を反映した建設検討委員会を立ち上げるべきとの意見がありました。馬淵町長からは、その意見を踏まえて、ゼロベースから検討委員会を設置するとの発言もありました。

さきの大橋さんの活動報告の中で、町だけに任せるのではなく、議会でも独自の委員会をつくり、議論して意見をすり合わせていくという空気になっていたと記憶していますという文言がありました。これは個人的な見解ではありますが、人それぞれの捉え方、認識の相違もあると思っております。

私は、町で、町民参画の検討委員会を設置することにより、民意を反映し、議会はその提案内容を精査することにより、互いが議論を重ね、意見を述べ、審議、決定していくことが望ましいと考えています。

私は町に期待しています。使いやすい、皆さんが利用しやすい公民館を造っていただきたい。それは検討委員会に、私はそれを委ねていきたいと思います。

議会に特別委員会を設置し、同じことを並行して行うことは、その必要性に疑問が残るために、本案に私は反対いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ございませんか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 本案に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、同趣旨の動議は、去年の12月議会で鶴沢一男議員より提出されて、先ほど袴田議員言われましたように、反対討論なしの1票差で否決された経緯があります。

その後、町より、町民参加の中央公民館建設検討委員会、この予算等が令和6年度予算案に計上されて、先ほど可決されました。

アンケート調査をはじめ、5回程度の委員会が開催される計画でありますけれども、であればなおさら同時並行的に議会としても調査研究を行い、二元代表制にふさわしい議論を重ねながら、町の重要課題に臨むべきだというふうに考えまして、以上の点から、この動議に賛成をいたします。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ございますか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

ただいまの袴田議員から反対討論がありましたが、その趣旨は、議会は町から提案されたものを審議すればよい、そしてもう一つは、検討委員会から提出されたもの、それをもって町民の意向とする、それが大きな柱だと思います。私はその2つとも承知しかねます。

まず1点目、議会は町から提案されたものを審議するだけでは不十分であり、本来の役割は、議会から必要であれば提案すべきであります。特別委員会を設置して、町民の声を拾った中で、この先50年使うものを十分検討して、町に提出すべきであります。

藤井幸恵議員から質問がありましたが、質問の趣旨は議員全体協議会で十分だろうという話だったんですが、議員全体協議会は討論をする場ではありません。基本的に質問する場なので、特別委員会と全く性質は異なります。

話を戻しますが、議会は積極的に議論して、町に提案すべきであります。

そして検討委員会は、年4回の開催予定と伺っております。その4回で果たして、場所か

ら全て決めることが可能でしょうか。ましてや、その4回で、町の財政的な裏づけを確認できるのでしょうか。私は特別委員会がその場と考えて、賛成いたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。私は反対の立場で討論いたします。

検討委員会には、住民が参画し、慣例であれば議員も出席をいたします。議会でも同様の議案について特別委員会を設置することは二度手間ではないでしょうか。合理的ではありません。

何を表決するのか、何をもって委員長報告とするのか、現時点で定まっていないということは、出口が決まっていないままトンネルを掘り進めるように感じ、方向性が二転三転してしまうようであれば、それこそ議会への信頼の失墜、議会は何をやっているんだというお叱りを、住民の方々からいただくことになると思います。

また、特別委員会と検討委員会と調整を図ることで、より日程が延びてしまうことが考えられます。より早く計画策定のためには、そういった猶予はもはやないと思います。

以上のことから、特別委員会を設置する優位性を感じられないので反対いたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置に関する動議を採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立少数。したがって、本案は否決いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 以上で、本定例会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時27分